

令和8年第1回せたな町議会定例会 第1号

令和8年3月2日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号から議案第8号、議案第19号、議案第21号及び議案第22号、議案第24号から議案第28号を一括上程
〔令和8年度町政執行方針〕
〔令和8年度教育行政執行方針〕
〔令和8年度各会計予算案に関する提案説明〕
〔予算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 6 議案第9号 令和7年度せたな町一般会計補正予算（第9号）
- 7 議案第10号 令和7年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第11号 令和7年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第12号 令和7年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 10 議案第13号 令和7年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第14号 令和7年度せたな町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 12 議案第15号 令和7年度せたな町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第16号 令和7年度せたな町病院事業会計補正予算（第3号）
- 14 議案第17号 せたな町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 15 議案第18号 せたな町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 16 議案第20号 せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第23号 せたな町営牧場条例の一部を改正する条例について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 石原 広務 君 | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 藤谷 容子 君 | 4番 福嶋 豊 君 |
| 5番 横山 一康 君 | 6番 本多 浩 君 |
| 7番 橋本 一夫 君 | 8番 熊野 主税 君 |
| 9番 吉田 実 君 | 10番 大湯 圓郷 君 |
| 11番 菅原 義幸 君 | 12番 平澤 等 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	河	原	泰	平	君
教育委員会	教育長	小	板	橋	司	君
農業委員会	会長	原	田	喜	博	君
選挙管理委員会	委員長	大	坪	観	誠	君
代表監査委員		残	間		正	君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	中	川	讓	君
総務課長	高	橋	純	君
まちづくり推進課長	吉	田	有	哉
財政課長	佐	藤	英	美
税務課長	佐々	木	正	人
町民課長	濱	口	喜	秋
福祉課長	阪	井	世	紀
健康推進課長	長	内	京	君
農林水産課長	小	林	和	仁
建設水道課長	平	田	大	輔
会計管理者	杉	村	彰	君
国保病院事務局長	手	塚	清	人
認定こども園長	本	田	和	矢
総務課長補佐	尾	野	裕	也
まちづくり推進課長補佐	奥	村	大	樹
財政課長補佐	中	山	康	春
税務課長補佐	長	内	解	人
町民課長補佐	黒	澤	美知	子
福祉課長補佐	古	守	亜	珠
福祉課長補佐	栗	谷	一	樹
福祉課長補佐	水	野	万寿	夫
地域包括支援センター所長	今	川	勇	吾
健康推進課長補佐	垣	本	利	子
農林水産課長補佐	井	村	裕	行
農林水産課長補佐	伊	藤	哲	史
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平

国保病院事務局次長	竹	内	亜	希	子	君
まちづくり推進課主幹	稲	船	洋	志		君
町民課主幹	三	浦	三	津	枝	君
地域包括支援センター副所長	大	久	保	麻	未	君
農林水産課主幹	斉	藤			真	君
農林水産課主幹	撫	養	和	伯		君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆		君
建設水道課主幹	吉	田	一	也		君
建設水道課主幹	岡	島	讓	二		君
建設水道課主幹	村	井	貴	大		君
出納室主幹	小	林	朱	央		君
国保病院事務局主幹	山	川	彩	子		君
国保病院事務局主幹	大	庭		啓		君
総務係長	竹	内	佑	輔		君
地域生活係長	栗	城	惇	史		君
情報管理係長	又	村		智		君
広報統計係長	西	田	幸	恵		君
商工労働観光係長	山	崎	英	人		君
財政係長	高	森	直	也		君
障がい福祉係長	平	田	慎	太	郎	君
包括支援係長	山	崎	記	代	子	君
地域支援係長	田	畑	貴	子		君
健康推進係長	干	場	美	沙	代	君
子ども子育て支援係長	清	水	美	千	子	君
下水道係長	小	川	寛	雄		君

《瀬棚支所》

支所長	濱	登	幸	恵	君
養護老人ホーム三杉荘所長	近	藤	智	博	君
次長	山	本		亨	君

《大成支所》

支所長	浜	高	正	明	君
次長	高	橋	真	一	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古	畑	英	規	君
次長	斉	藤	哲	章	君

次	長	尾	野	真	也	君
主	幹	藤	谷		希	君
給食センター学校給食係長		伏	見	尚	志	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西	田	良	子	君
次	長	松	林	功	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	高	橋		純	君
書 記 次 長	尾	野	裕	也	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	上	野	朋	広	君
次	長	松	原	孝 樹	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	上	野	朋	広	君
次	長	松	原	孝 樹	君
主 事	神	野	翔	亜	君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員 12 名で定足数に達しておりますので令和 8 年第 1 回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（平澤 等君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により、議長において 10 番、大湯圓郷議員、11 番、菅原義幸議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（平澤 等君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から 3 月 19 日までの 18 日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から 3 月 19 日までの 18 日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第 3、諸般の報告についてはお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第 4 行政報告

○議長（平澤 等君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がございますのでこれを許します。

河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは行政報告を行います。

1 番、工事発注状況について、2 番、町長副町長の動向についてでございますが、別紙の記載のとおりとなりますので報告を終わります。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号ないし議案第8号、議案第19号、議案第21号及び議案第24号ないし議案第28号

○議長（平澤 等君） 日程第5、議案第1号令和8年度せたな町一般会計予算から議案第8号令和8年度せたな町病院事業会計予算までの8件、議案第19号せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第21号せたな町合併処理浄化槽設置補助に関する条例の一部を改正する条例、議案第22号せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例及び議案第24号指定管理者の指定から議案第28号建物の無償貸付についてまでの8件合わせて16件を一括議題といたします

最初に町長の町政執行方針について説明を求めます。

河原町長。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは町政執行方針を申し述べる前に去る1月29日に発生しました。第28八重丸遭難事故によりお亡くなりになられた方々に、心よりお悔やみ申し上げますとともに、ご親族や関係者の皆様には深い哀悼の意を表します。今もなお1名の方が行方不明であり、本日も8時から警察、海上保安署、漁業者、消防、役場、総勢50名規模で捜索にあたっております。一刻も早く家族のもとに戻るよう心よりお祈り申し上げます。またこの海難事故に際し、迅速な捜索活動にご尽力いただきました町民の皆様、関係者の方々に感謝申し上げます。

それでは本題の令和8年町政執行方針につきまして申し上げます。本日の令和8年第1回せたな町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信と基本的な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年9月任期満了に伴う町長選挙において、町民の皆さまからご信任をいただき町政の重責を担わせていただくこととなりました。これからの4年間、町民の皆さまからの信頼と期待に応えるべく第2次せたな町総合計画に掲げる将来像、輪になってつなぐせたなの夢未来、これからも町がひとつになって夢や希望を大きく未来へつなげていく姿を目指し、職員と一丸となりまちづくりに邁進してまいります。

さて我が国の経済は、足元の景気は緩やかな回復局面にあるものの潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価高家計の安心を揺るがして個人消費や民間需要の力強さを欠く状況が続いております。デフレ、コスト型経済から、その先にある新たな成長型経済に移行する段階まで来ており、再びデフレに後戻りしない成長型経済に移行するため政府は昨年11月に強い経済を実現する総合経済対策を閣議決定し、経済成長の果実を広く国民に行き渡らせ、誰もが豊かさを実感し未来への不安が希望に変わり、安心できる社会を目指すこととしております。本町におきましては、関係人口の創出や脱炭素社会への転換といった社会情勢の変化を捉え、昨年策定したせたな町デジタル田園都市国家構想総合戦略に掲げる4つの

基本目標を柱として人口減少のスピードを鈍化させるため、目標達成に向け具体的な取り組みを総合的に推進してまいります。またまちづくりの基本方針となる総合計画が令和9年度で最終年を迎えるため、令和10年度から10年間を計画期間とする第3次せたな町総合計画の策定に向け取り組んでまいります。令和8年度は引き続き1次産業の基盤強化の推進を図るとともに、行財政体制の見直しの検討も行いながら地域経済の循環による活性化やふるさと納税、企業版ふるさと納税制度を最大限活用した更なる財源の確保に努めてまいります。令和8年度せたな町予算については、町の予算編成方針や地方財政計画などを踏まえ、厳しい財政事情の中ではありますが予算編成にあたったところであります。

はじめに一般会計予算について申し上げます。

予算総額は前年度比0.8%減の94億1,971万4,000円となっております。

歳出の主な事業は、新規事業が行政情報ネットワーク機器更改事業、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画更新事業、総合計画策定支援事業、児童公園遊具整備事業、病院事業会計繰出金による医療情報システム更新事業、小規模土地改良補助事業、町道空洞化調査事業、瀬棚港湾施設点検診断事業、情報センターエアコン設置事業、給食センターエアコン改修事業、檜山広域行政組合消防費負担金による水槽付消防ポンプ自動車整備事業などであります。

継続事業は、町有施設解体事業、産業等活性化補助金事業、住宅リフォーム等助成事業、スマート農業支援事業、水産物生産向上事業、次世代型店舗づくり事業補助金、北檜山4号井新設事業、上架施設改修事業、町営住宅改修事業、町有住宅改修事業などとなっております。

歳入では、全体の51.0%を占める地方交付税は、前年度比1.1%減の48億22万2,000円を計上し、地方債は、適債事業14件で、前年度比11.7%減の6億5,190万円を計上いたしました。

次に特別会計予算について申し上げます。国民健康保険事業特別会計など4特別会計の総額は、前年度比5.1%減の22億8,644万8,000円となったところであります。

次に公営企業会計予算について申し上げます。簡易水道事業会計の収益的支出が3億7,255万3,000円、資本的支出は1億8,076万6,000円を計上し、下水道事業会計の収益的支出は4億3,733万1,000円、資本的支出は、3億2,339万7,000円を計上いたしました。

病院事業会計は、収益的支出が11億4,084万3,000円、資本的支出は1億1,052万8,000円を計上いたしました。

以下、主な施策について申し上げます。

第1にいつまでも健康に暮らせるまちの推進に努めます。母子保健施策については、母子保健機能と児童福祉機能を包括的に支援することも家庭センターにおいて、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を実施してまいります。また健診や相談、指導などの事業の充実に努めながら母子に寄り添い、出産祝い金及び妊婦のための支援給付金給付事業の経済的支援を継続し、より安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つことができるよう努めてまいります。各種がん検診及び特定健康診査については、多くの方に受診していただけるよう努め、健

康相談や健康教育などを通じて健康に関する正しい知識の普及と個々の生活習慣に合った保健指導を実践してまいります。また65歳以上の方への各種予防接種の費用助成を引き続き実施し個人一人一人の疾病予防や健康の保持増進が図られるよう努めてまいります。福祉施策については、第2期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画や高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を基本に総合的な地域福祉・介護予防事業の展開を図り、高齢者の自立の促進と誰もが共に安心して健やかに暮らせる地域づくりに努めてまいります。認知症施策については、認知症高齢者などに優しい地域づくりを目指し、認知症の人や家族に対する支援体制の整備に努めてまいります。介護施策については、介護人材確保、育成支援事業及び介護従事者確保、定住対策事業や栗山町との自治体包括連携協定に基づいた介護人材育成などにより、質の高い介護サービスの安定的な供給が図られるよう努めます。また訪問系介護サービス事業所などの遠隔地へのサービス提供について、引き続き支援を実施してまいります。障がい福祉施策については、第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画に基づき、地域が必要とする給付や障がい福祉サービスを提供し、障がい者を雇用する町内事業者への支援と障がい者の就労及び社会的自立の促進に努めてまいります。子育て支援については、令和8年度より全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援として、こども園などに在籍していない3歳未満児を対象にこども誰でも通園制度を実施します。また、小学校就学前児童の教育及び保育への支援として、引き続き認定こども園や保育所による質の高い教育、保育サービスを提供できるよう、保育アプリによる業務の効率化を進め、子育て支援センターによる育児相談や保護者同士の交流を図りながら、子育て家庭への支援に努めてまいります。幼児の食育を進めるために、せたなの食材をできるだけ使用した地産地消給食の日を設けます。また小、中、高等学校に入学する児童、生徒の世帯に対する入学祝金の支給についても、引き続き実施してまいります。放課後児童への支援については、北檜山小学校に北檜山学童保育所を併設する新築工事を終了し、令和8年度から新たな学童保育所として、小学校と連携を図りながら充実した運営に取り組んでまいります。さらに公園を整備し、幼児、児童が自由に遊べる場を用意することにより、心身ともに発達が可能な環境づくりに努めます。

次に病院事業について申し上げます。地域医療を支える自治体病院は、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命としております。地域に必要な医療を継続して提供するため医師確保対策を最優先に取り組み、安心できる医療体制の保持に努めてまいります。医師の確保にあたっては、引き続き関係機関と連携するとともに、私自らも、新たな医師確保先の開拓に向け努力してまいります。また診療体制については、常勤医師や医療従事者が連携して診療にあたっていただくとともに、大学病院や民間医療機関からの出張医の応援により、持続可能な地域医療提供体制の確保に努めてまいります。国保病院の改築については、医療体制、新病院建設調査特別委員会の中間報告を受け、新病院の有り方を含めた病院事業全体の見直しを行い、方向性を検討してまいります。医療面で町民を支える地域に密着した病院づくりを進めるため、引き続き関係機関と協議してまいります。近年、物価高騰の影響や診療報酬の課題などにより多くの病院が経営危機に直面していることから、病院長はじめ医療従事者と対話をしながら、今後

の病院事業のあるべき姿について検討してまいります。国保病院、診療所及び歯科診療所が一層連携し、全職員が地域住民の生命と健康を守る使命を担っている医療機関の一員であることを自覚し、町民から信頼され、安心して受診していただけるよう一丸となって、より良い医療サービスの提供に努めてまいります。

第2に地域の魅力を産業の活力にかえるまちの推進に努めます。農林水産業を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や自然災害、気候変動、産業従事者の減少や担い手不足、更には依然として肥料、飼料、燃料などの資材価格の高騰や高止まりが続いており、本町の産業を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。このような状況下において、1次産業を基幹とする本町にとっては、持続的な発展が不可欠であることから、産業団体との協働による施策の展開と併せ、経営基盤の強化や生産体制の整備、将来の産業を支える担い手の確保に努めてまいります。

はじめに農業施策について申し上げます。農業の振興については、地域計画に基づく耕作地の維持及び農業の担い手の確保を図ってまいります。また、中山間地域等直接支払交付金事業の集落協定に基づく農用地保全活動や農業の多面的な機能増進など農業生産活動を支援するとともに、引き続き労働力問題及び生産性の向上を目指し、スマート農業機械などの導入経費の補助を行い、農作業の省力化や持続可能な農業生産体制の整備を図ってまいります。また担い手確保対策として、令和7年度から地域おこし協力隊を募集し、新函館農業協同組合へ耕種農家育成派遣を行い、耕種農家の担い手対策を図り新規就農者や後継者の担い手確保に努めてまいります。農業センターについては、町内農産物の品質・収量の安定と向上を図るため、土壌分析診断事業による土づくりの推進や、潮トマトや蔬菜類などの高収益作物の栽培試験を実施し、ブロッコリーの苗の供給を実施し、生産者に対し栽培技術と栽培支援を行ってまいります。畜産については、依然として飼料価格の高止まりに加え個体販売価格も低下傾向にあり、経営の厳しさが大きな課題となっております。このような状況から町営牧場の更なる利用促進や畜産農家の経営コスト低減を進めるため町営牧場の整備を行い酪農経営の支援となるよう努めてまいります。

次に農業、農村整備事業について申し上げます。水田用水については、基幹施設である真駒内ダムの適正な補修、管理のため基幹水利施設管理事業などを引き続き活用します。また安定的な営農飲雑用水供給体制の整備を図るため、瀬棚地区営農飲雑用水施設整備事業の工事实施に向けた実施設計業務を昨年度に引き続き進めてまいります。更に水稻、畑作などの農作業がスムーズに行え、そして、新たに農地を取得し、簡易な農地整備に対応した小規模土地改良事業を改変し、生産基盤の整備を図ってまいります。

次に林業施策について申し上げます。林業施策に係る財源は、森林環境譲与税を活用し一般民有林の施業については、豊かな森づくり推進事業により、伐採後の確実な造林を支援するとともに、除間伐や下刈及び低質材の運搬経費補助など、森林所有者の負担軽減や森林の有する多面的機能の維持、増進を図ってまいります。町有林については、主伐期の森林を計画的に伐採及び伐採跡地へ植林することにより森林資源の循環利用を図ってまいります。近年、有害鳥獣の個体数増加により農林産物などの被害が増加していることから、引き続き狩猟免許取得に対する助成を行うとともに、猟友会に対する捕獲活動費の拡充や農協との連携により実施している電気柵など

の補助を継続するほか、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、有害鳥獣の捕獲及び人材育成に努め、猟友会や関係機関と連携を密に、効果的な駆除に努めてまいります。また昨年9月に施行された改正鳥獣保護管理法に基づき、有害鳥獣が生活圏に出没し、人命に危害を及ぼす恐れがある場合に備え、市町村長の判断で捕獲・駆除ができる緊急銃猟についても体制を整えてまいります。

次に漁業施策について申し上げます。前浜資源の確保を図るため、令和7年度終了予定であったウニ資源増殖事業を引き続き支援してまいります。また漁業経営の規模拡大や新たな漁法に取り組む漁業者に対し、施設整備に係る経費の補助を引き続き行い、生産基盤の強化や魚種転換など、近年の不漁対策の一助として進めてまいります。更に檜山沿岸6町による広域連携事業として取り組むニシンやナマコの種苗放流やサケの資源増大対策事業についても引き続き支援してまいります。漁港、港湾については、関係機関との連携を図り、瀬棚港修築事業はもとより、上架施設改修工事や水産物供給基盤機能保全事業により施設の適切な整備を図ってまいります。また貴重な漁業資源であるサクラマスや秋サケの増殖を図るためには、河川環境の整備が重要であることから既設砂防ダムなどの堤体の切り下げを関係機関に引き続き要望してまいります。

次に商工観光施策について申し上げます。商工事業者の経営体質の改善を図るため、商工会に対する運営補助や中小企業経営安定資金融資事業、新型コロナウイルス対策資金への利子補給を継続して実施してまいります。また次世代型店舗づくり事業により商工業者を下支えするとともに、産業等活性化補助事業により事業者などが行う産業活動に対して支援を行い地域産業の活性化に取り組んでまいります。地域おこし協力隊員制度においては、従来の指定課題解決型に加え事業所派遣型の活用により、今後さらなる隊員の確保やきめ細やかな対応が必要となるため、新たに協力隊募集業務及び支援業務を業務委託し、民間の力を活用しながら、より効果的な募集体制や支援体制を構築し、協力隊の起業と定住の促進を図ってまいります。全産業に共通となる担い手対策ですが、これまで実施してきた担い手支援奨励金対策事業の年齢要件の引き上げ等拡充を図り、経験値の高い壮年層の起業を支援することにより地域おこし協力隊員も含む、新たな産業振興につながる担い手対策を進めます。またスマート農業支援事業、水産物生産向上事業、次世代型店舗づくり事業については、交付要件を拡充することにより、段階的取組を支援できるように進めます。観光振興については、観光協会と引き続き連携を図りながら、せたな3大イベントへの助成や、ふるさと納税を通じた地域の魅力発信など観光の振興と地域の活性化に努めてまいります。温泉宿泊施設温泉ホテルきたひやまにいては、指定管理者制度により利用者のサービス向上とコスト削減を図り、引き続き適正な運営と施設管理に努めてまいります。再生可能エネルギーの推進については、地球温暖化防止を推進するため、引き続き脱炭素化推進補助を行い、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及と温室効果ガスの排出抑制を図ります。また洋上風力発電所風海鳥の撤去について、調査設計業務の調査結果を基に、解体撤去に向け計画的に取り組んでまいります。

第3に自然を守り、安全にすごせるまちの推進に努めます。快適な日常生活を過ごす上で欠かせない上下水道事業について申し上げます。水道事業については、水道施設の適正な維持管理に

あたり重要となる、遠方監視システムの更新を昨年度に引き続き実施してまいります。今後も水道水の安定供給に向け、これまで同様、安心、安全な水の確保、安定した水の供給及び健全経営に努めてまいります。熱源供給事業については、北檜山中学校及びきたひやま荘へ温泉水を供給している北檜山2号井の老朽化が著しいことから、新たに北檜山4号井の掘削に着手するとともに、その他の施設についても適切な維持管理を実施し、ゼロカーボンに向けた安定した温泉の供給を図ってまいります。下水道事業については、昨年度に引き続き、北檜山水処理場の耐震化を進めるほか、老朽化した設備の更新や豊岡地区の雨水対策に取り組んでまいります。今後も下水処理施設及び漁業集落排水施設の適切な維持管理を実施し、安定した汚水処理に努めてまいります。また上下水道事業会計については、公営企業会計へ移行し、適正な運営に取り組んでおりますが、持続可能な事業運営を図るため、今後の施設更新や財政計画の中での収支バランスを的確に把握し、より一層の経営の健全化に努めてまいります。環境衛生については、地域の良好な環境を保つため、ごみの不法投棄防止に努め、資源ごみ回収奨励金交付事業を継続するほか、北部桧山衛生センター組合におけるリサイクル事業の推進のため、資源ごみの無料収集・処理を引き続き実施してまいります。また公共下水道や農業集落排水施設などが未整備の地域における生活排水対策については、地域環境の保全に向け合併浄化槽の更なる普及促進を図るため、設置費の補助を拡充いたします。

次に消防、防災体制について申し上げます。消防については、大成支署の大型消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を更新し消防力の向上に努めてまいります。また施設の維持管理、消防職員の防火衣など装備の整備を進めるほか、消防職員及び団員の資質の向上を図り、火災をはじめ、各種災害へ迅速な対応ができるよう強化に努めてまいります。防災については、災害発生時に迅速に対応できるよう各関係機関とのより一層の連携強化を図るほか、避難所生活環境整備のための災害備蓄品の充実を図ってまいります。また、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、地域全体の防災意識の高揚に努めるとともに、引き続き自主防災組織に対する支援を行い自助、共助、公助の連携による地域防災力の向上に取り組んでまいります。

次に河川の整備について申し上げます。一級河川後志利別川については、河川整備計画に基づき、河道の掘削工事や排水機場などの河川管理施設の更新が行われるよう、引き続き国に対して要請してまいります。北海道管理河川については、継続で実施されている太櫓川及びトンケ川の改修事業の早期完成やその他の河川についても適正な維持管理について、今後も要請してまいります。また町が管理する河川については、河川災害を未然に防止するため普通河川法華寺川の河道掘削を進めるとともに、その他の河川についても適正な維持管理を実施してまいります。

次に交通安全、防犯、消費者対策について申し上げます。交通安全の推進については、交通安全運動に対する関係機関、団体及び町民の皆様のご協力により、本年1月に交通事故死ゼロ1,500日を達成しております。今後も街頭啓発や交通安全教育などの取組を推進し、町民一人一人の交通安全意識を高めるとともに関係機関や団体と連携を図り、交通事故防止に努めてまいります。防犯対策については、高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するために、迷惑電話防止機能がついた電話機などの購入に対する補助を継続して行います。また警察署をはじめ関係機関と連

携し、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを推進してまいります。消費者対策については、複雑かつ多様化する消費者トラブルを未然に防止するため、被害防止の啓発活動や消費者相談窓口の一層の充実を図るとともに、町民の消費生活における安全と安心の確保に取り組んでまいります。町有施設の解体については、老朽化した町営住宅などの解体を引き続き実施し、周辺環境の保全に努めてまいります。また適切な管理が行われず周辺環境に深刻な影響を及ぼす空家対策として、引き続き解体に対する助成を実施してまいります。

第４にだれもが便利さを実感できるまちの推進に努めます。快適な住環境の整備を図り定住を推し進めるほか、物流の促進、観光振興、高次医療機関への救急車両による搬送などを考慮し、広域的な幹線道路とのネットワークの構築に努めてまいります。国道の整備については、地域経済の発展はもとより、まちづくりの推進に不可欠であるため、地域高規格道路渡島半島横断道路の整備促進や町の幹線道路である国道２２９号、２３０号の適正な維持管理について、関係機関に引き続き要請してまいります。道道の整備については、北檜山大成線の都地区歩道整備や新成地区などの狹隘箇所改良事業推進をはじめ、緊急時に２次及び３次医療圏への搬送道路となる八雲北檜山線の安全な通行の確保について要請してまいります。町道橋の整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、ネトイ橋補修工事および第一学橋補修工事を実施するほか、橋梁の安全性を確認するため橋梁点検を実施いたします。町道整備については、町道公園通２号線の道路改良実施設計に着手し、道路の走行性、排水機能の向上を図ってまいります。また町道は町民に身近な道路であることから、道路状況を確認し、路面の補修や排水整備及び除雪などこれまで同様に適切な維持管理に努めてまいります。定住の基盤となる快適な住環境の整備については、町営住宅等長寿命化計画に基づき、徳島団地の長寿命化改善事業を継続するほか、住宅状況に応じた補修を実施しながら適正な居住環境の確保に努めてまいります。また移住定住人口の確保などを目的とした移住定住促進住宅奨励事業や賃貸住宅整備促進支援事業、住宅リフォーム等助成事業を引き続き実施し地域経済の活性化に努めます。地域公共交通については、現在実証運行としている小倉山、丹羽、愛知方面、徳島、松岡、豊岡方面のデマンドバスの本格運行に向け、地域公共交通活性化協議会及び各事業者と連携、協議を進め、効率的かつ利便性を高める公共交通の形成に、さらに取り組んでまいります。

第５に学びやスポーツが楽しめるまちの推進に努めます。子どもたちは、本町の未来をつくる力であり次世代を担う希望であります。子どもたちが社会の変化に柔軟に対応しながら豊かな人間性を持ち、たくましく自立した社会人に成長するためには、自然や歴史、文化など本町が有する豊かな教育資源を生かし、学校、家庭、地域、行政が一体となり確かな学力、豊かな心、健やかな体の健全育成に向けた総合的推進が必要であります。そのため教育委員会との連携のもと人格の完成を目指すために基礎学力の定着をはじめ、ＩＣＴ機器を活用した教育や体力向上に向けた取組、更には道德教育、外国語教育など子どもたちがふるさとへの誇りと愛着を持ち夢と希望を抱きながら、学ぶ楽しさを感じ、自ら学ぶ意欲が育まれるよう支援してまいります。またこれまで行ってきた給食におけるせたな産食材を活用したせたなの日の実施回数を増加させることにより、地産地消給食による地元素材に対する関心を高め地域への誇りを高めてまいります。

交通空白地域等通学困難地区の高校生にスクールバスへの便乗を認めることにより地元檜山北高等学校への進学が高まるよう進めてまいります。さらに生涯学習を通じて地域全体が潤いと活力に満ちた豊かな人間性と文化を育むまちづくりを目指し、町民一人一人が自己の充実や心身の健康と潤いのある生活が送れるよう、将来にわたり主体的に学び続けることができる環境づくりを進めてまいります。特に情報センターや大成図書館などにエアコンを設置することにより学習環境を整え、近年の猛暑に対応できるようクールスポットとしても活用してまいります。

第6にみんなの創意工夫が光るまちの推進に努めます。

公共施設等総合管理計画並びに個別計画を併せて更新し、公共施設の適正配置と長期的な財政健全化が両立できることも含め様々な角度から行財政体制の見直しを進めます。

続いて町民主体によるまちづくりを推進するため、せたな町地域活動等推進事業を継続して実施し、コミュニティ活動の活性化を図り町内会などの活動を支援してまいります。出会いや結婚を望んでいる町内外の独身が集い、出会いと交流の場を提供する出会いの広場をこれまでの農業者向けの事業を取り込みながら、さらに地元に住み続けたい意欲の高揚と地域の活性化を図ってまいります。また友好交流都市協定を結んでいる愛知県豊山町とは、引き続き産品交流やオンラインによる学校交流を実施するほか、中学生派遣事業においては本年は豊山町へ中学生を派遣し、更なる交流に努めてまいります。

以上、令和8年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げ、せたな町の更なる発展のために、町民の皆様、町議会の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 次に教育行政執行方針について説明を求めます。

小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君） 令和8年第1回せたな町議会定例会の開会にあたり教育行政執行方針を申し上げます。

近年におけるグローバル化の進展、SDGsを原動力とした地方創生などにより価値観や生活様式が大きく変わり、従来の知識や経験では答えを見つけ出すことが難しい時代となっております。変化の激しい時代にあっても、子どもたちが夢と希望を持ち、ふるさとせたなに誇りを抱きながら未来を切り拓く力を育むことが、私たちの責務であります。子どもも大人も学びを通して生涯にわたり自分を輝かせることができる教育環境を一層充実させることが不可欠と考えております。本町の教育推進につきましては、せたなの教育のめざす姿の基本理念であるふるさとせたなを愛し、潤いと活力ある人間性豊かな人を育むことを基調に、一人一人が心身ともに満たされた状態、いわゆるウェルビーイングの向上に努めてまいります。また近年の教育情勢を鑑みて策定された第4次せたな町教育推進計画ですが今年は2年目となります。本計画の具現化に向けて、学校、家庭、地域とより一層の連携を図りながら包摂的で質の高い教育を目指し総合的な教育行政の推進に取り組んでまいります。

それでは主な方針について申し上げます。

はじめに学校教育についてであります。各小中学校においては、令和の日本型学校教育で示さ

れている個別最適な学びと協働的な学びを基本にすえ、学習指導要領に示されております「生きる力」を育むという考えのもと確かな学力、豊かな心、健やかな体の三要素がバランス良くとれた子どもの健全育成に取り組んでまいります。とりわけ知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力、人間性の涵養を柱にした資質、能力の育成を目指し、子どもたちの学びを主体的・対話的で深い学びへと改善するために、各学校では児童生徒や地域の実態に応じた重点教育目標を掲げ、その達成に向けて努めてまいります。

1点目は、地域の中の学校としての役割を発揮した、信頼される学校経営についてであります。子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境が急激に変化するなか、複雑化、困難化している教育課題を解決していくためには、地域全体で子どもたちを見守り互いに信頼関係を保ちながら育てていくことが大切であります。そのためコミュニティ・スクールを活用し地域と一体となって子どもたちを育む、学校づくりが推進されるように支援してまいります。また小学校、中学校の連携ならびに中学校と檜山北高等学校との連携についても継続して進めてまいります。

2点目は、生きる力を育む教育課程と社会に開かれた教育課程の実現についてであります。小中学校においては、学習指導要領に基づく教育課程をバランスよく編成するとともに、ICT教育、学力・体力向上に向けた取り組み、本町が有する豊かな自然、歴史、文化を学ぶふるさと教育や職場体験などを通して自分の生き方や進路について考えるキャリア教育を推進してまいります。また本町の価値ある伝統・文化財・郷土資料を学校教育でも有効に活用してまいります。

3点目は学習指導についてであります。確かな学力の向上とこれからの時代に求められる資質、能力の育成については、児童生徒一人一人の確かな学力を向上させ将来の学びを支える学力を定着させると同時に、主体的・対話的で深い学びの充実を図るため、学習用端末を有効に活用し子どもたちが学ぶことに興味を持ち、楽しさを感じながら基礎学力を確実に身につけるための学習環境の整備に努めてまいります。そのひとつとして全校児童、生徒に導入した学習用ソフトを有効に活用するなど学校での学習のみならず家庭学習の充実に取り組んでまいります。その上で望ましい生活習慣の定着と授業改善を学力向上の両輪とし、学校、家庭、地域が一体となり取り組みを推進してまいります。外国語教育については、児童生徒の英語力の一層の向上を図るため外国語指導助手や英語指導助手を全ての小中学校に派遣してまいります。

4点目は総合的な学習の時間についてであります。総合的な学習の時間においては、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を図るため、身近な自然環境や地域の特色を生かしたふるさと教育、地域人材の活用や事業所、関係団体などでの体験活動を通して探究的な見方、考え方を育む教育活動を推進してまいります。また国内外において環境問題に関しての意識が高まっていることから、町内にある風力発電施設を積極的に活用した学習の場を提供してまいります。

5点目は道徳教育についてであります。考え議論し、豊かな心を育む道徳に向けて道徳教育推進教師を中心に学校全体として授業改善と充実に努めるとともに、参観日などでの道徳の授業公開を行ってまいります。また荻野吟子女史の功績が掲載された北海道版道徳教材きたものがたりを道徳の授業に活用、豊かな心を育むための道徳教育の充実に努めてまいります。

6点目は生徒指導についてであります。生徒指導については、管理職のリーダーシップのもと、全教職員による生徒指導体制を構築し組織的な対応を図るとともに、保護者や関係機関と連携を密にした取り組みを進めてまいります。いじめや不登校などへの取り組みについては、定期的なアンケート調査、教育相談、家庭訪問などを実施し、いじめの未然防止と積極的な認知、早期の組織的対応に努めるとともに、小中学校、保護者や関係機関などと連携のもと迅速な対応に努めてまいります。また「クールアドバイザーを学校などに派遣するほか、不登校の児童生徒を受け入れる教室や保護者を対象とした交流会の実施など、悩みを抱える児童生徒やその保護者に対する心のケア、指導、助言などの支援を引き続き行ってまいります。

7点目は健康・安全教育についてであります。学校においては、運動の楽しさや喜びを実感させ積極的に運動に取り組む意欲や態度を育てる取り組みが進められておりますが、実生活に即した肥満防止、体力増強や食物アレルギー対応に係る適正な管理が図られるよう努めてまいります。食育については、学校での給食指導、学校栄養教諭による食に関する指導や家庭への啓発、連携などを通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、せたな産食材を使用したせたな産給食の日を設定し、積極的に地場産物を利用した給食の提供をするなど食への感謝の気持ちと地域への愛着を醸成する指導の充実に努めてまいります。安全教育については、不審者、交通事故などから児童生徒が主体的に安全な行動をとることができるよう警察などと連携を図り、交通安全教室など各種教室を開催し危機対応能力などを身につける安全教育の充実に努めてまいります。また防災教育として地域や関係機関と連携した一日防災学校を充実させ、児童生徒に対し、いつ起きるかわからない災害への防災意識の向上を図ってまいります。

8点目は特別支援教育の充実についてであります。特別な教育的支援を必要とする児童生徒への特別支援教育は極めて重要であり、せたな町特別支援連携協議会やせたな町教育支援委員会を開催し、認定こども園や保育所、小中高等学校と関係機関が連携しながら児童生徒への適切な支援・指導に取り組んでまいります。また特別支援教育支援員・学習支援員を配置するなど、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びの充実、支援に取り組んでまいります。そのほか通常学級に在籍しながら一部特別な指導を必要とする児童に対し、新たに通級指導教室を開設し一人一人の特性に応じた支援に取り組んでまいります。

9点目は幼児教育についてであります。幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うための重要なものであります。認定こども園や保育所から小学校への学びをつなぐため、小学校体験入学や交流学习をスタートカリキュラムとして年間指導計画に位置づけるなど、幼児教育の充実に努めてまいります。そのほか外国語に慣れ親しむために認定こども園や保育所に外国語指導助手を派遣してまいります。

10点目は教職員の資質向上についてであります。教職員一人一人の資質、能力を高める研修を充実させ、教育公務員としての誇りと生きがいを持つ教員を養成するため町教育研究会などの活動の充実や各種研修会への積極的な参加を促進してまいります。また教職員のICTを活用した指導力向上及び校務の効率化を支援するためICT支援員を配置し、全ての学校を支援して効果的なICT機器の利用促進を図ってまいります。なお教職員の働き方改革については、校務の

D X化により業務負担の軽減に努めてまいります。そのほか教職員の心身の健康保持のため、スクールアドバイザーによる教職員のメンタルヘルスケアを実施し、風通しの良い働きやすい職場づくりを支援してまいります。また教職員が不祥事によって地域社会からの信頼を失うことのないよう教育公務員としての自覚を促すとともに、体罰や交通違反、盗撮などの不祥事防止、法令遵守による服務規律の徹底を図ってまいります。

1 1点目の教育環境の整備については、緊急性や重要性を考慮しながら教育施設の安全な維持管理に努めてまいります。

次に、会教育についてであります。社会教育の推進にあたっては、生涯を通して一人一人が自ら学ぶことができる学習機会の提供と学習環境の整備に努めてまいります。

1点目は生涯学習についてであります。生涯学習の推進は持続可能な社会の維持・発展とウェルビーイングの実現に欠かせない取り組みであります。人格形成の基礎を育むことが大切な乳幼児期は、安心して子育てができる環境を整え、関係機関や団体と連携し学びの場の提供や体制の整備に努めてまいります。青少年期は、連帯感、協調性、社会適応力を身に付け、将来に向けての可能性を育むため自然体験事業やふるさと学習」のほか、小学校低学年を対象とした英会話教室を実施してまいります。このほか地域人材を活用した学校運営についても引き続き支援してまいります。地域社会の中でも活躍が期待される成人期は、家庭、地域、職場などにおいて中核を担う世代であることから、多様な学習機会の提供や家庭を取り巻く環境の変化に対応した事業の展開に努めてまいります。高齢期は、少子高齢化の進行が著しい現代において、学習機会の提供や活動支援が重要であります。そのため、高齢者が健康で元気に生きがいを持って日々生活することができるよう生涯教育大学を中心とした事業の充実に努めてまいります。本町では、このように各年齢期にあわせた事業を展開し、それぞれが生きる力を身につけ、幸せや豊かさを感じられる活力ある社会の実現をめざします。

2点目は読書活動の推進についてであります。せたな町子どもの読書推進計画に基づき、幼児期からの読書活動の推進を図るとともに、各学校へ学校図書室支援員を派遣し学校図書室の環境を充実させ、読書習慣の推進に努めてまいります。また令和8年度は、情報センター及び大成図書館にエアコンを設置し、利用環境の向上及び蔵書の適正管理を図り、生涯学習の推進、地域交流の拠点としてより良い運営に努めてまいります。

3点目は、芸術文化についてであります。町民が心豊かに創造的で文化的な生活が営めるよう文化講演会の開催や芸術鑑賞機会の提供に努めてまいります。また町民の日常的な文化活動を促進するため、文化団体やサークルなどと連携した文化祭開催のほか、芸術鑑賞事業実行委員会や郷土芸能団体などへの支援を行うとともに誰もが気軽に参加や活動ができる環境づくりに努めてまいります。本町の貴重な文化財や郷土資料については、学芸員による適正な保護、保存に努めるとともに、定期的な展示会や資料を活用した各種事業を開催し文化財の公開と情報発信に努めてまいります。

4点目はスポーツの推進についてであります。スポーツの推進は、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びを与えるなど創造的な文化活動のひとつです。幼児期は、

心身ともにめざましく発達する時期であり、この時期に生涯にわたって健康や体力を保持増進していくためキッズ運動教室の開催など基礎を養う学習機会を提供してまいります。青少年期は、スポーツに親しむ習慣を形成し筋力、持続力、瞬発力などの身体機能がピークに達する時期であります。体力が充実し高度な技術を身に付け、より高いレベルを目指し個々の限界に挑戦することが可能であることから各種スポーツ教室のほか、プロの選手やチームによるスポーツアカデミー事業を実施し体力、技術の向上を図ってまいります。成人期は、時間的制約も多くなる時期であります。健康づくりを目的にしたトレーニング講座の開催などニーズに合わせた学習機会の提供に努めてまいります。高齢期は、ライフスタイルの違いにより個人差もありますが、体力、運動能力の低下も見られる時期であります。軽スポーツやシニア向け認知症予防運動教室など個人の体力、運動能力にあわせ気軽に参加できる学習機会の提供に努めてまいります。これらを通して、環境や社会状況の変化に対応しながら年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが生涯にわたりライフステージに応じたスポーツに親しむことができる環境の充実に努めてまいります。

5点目は社会教育、社会体育施設の整備についてであります。施設の管理運営に関しましては、町民の生涯学習、生涯スポーツの重要な活動拠点として緊急性や重要性を考慮しながら引き続き適切な維持管理に努めてまいります。そのほかに北海道教育大学函館校と連携した地域づくり支援実習の受入れや大学が実施する子どもカレッジ事業への参加など包括連携協定に基づく事業展開を図ってまいります。

以上、令和8年度の教育行政執行にあたって基本方針について申し上げます。

変化の激しい社会の中で、せたな町の子どもたちが互いに助け合いながらたくましく成長し、令和の時代に立ち向かうことができるよう学校、家庭、地域との連携を十分に図りながら学びやスポーツが楽しめるまちを基本目標に、また全町民のウェルビーイングの向上を目指し教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。町民の皆さま並びに関係各位のご理解と一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（平澤 等君） ただいまより11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開します。

次に議案第1号から議案第8号まで並びに議案第19号、議案第21号、議案第22号及び議案第24号から議案第28号までの16件の議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 提案理由を申し上げる前に、すみません資料の訂正をお願いしたいと思います。皆様にお配りしております令和8年度せたな町各会計予算概要説明資料、こちらの表彰をめくって1ページの総括表になりますけども、このうち中段の介護保険事業特別会計の令和8年度予算額につきまして985979を985847に訂正をお願いします。それに伴いまし

て右側の前年当初予算との比較増減額ですけれども、マイナス１０３３１０に訂正をお願いします。増減率についてはマイナス９．５と変わりません。それに伴いまして下段の特別会計小計でございますけれども、これも２２８６３１６に訂正をお願いします。これに伴いまして右側の増減額ですけれどもマイナス１２２５０１に訂正をお願いします。最後の一般会計特別会計の合計でございますけれども、令和８年度予算額下段１１７０６０３０に修正をお願いします。それと最後前年当初予算との比較増減額ですけれどもマイナス２０２４３１に修正をお願いいたします。

大変申し訳。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○１１番（菅原義幸君） 口頭での説明わかりましたが、これ差し替えすべきだと思います。

○議長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（中川 譲君） すぐに対応させていただきます。

○議長（平澤 等君） お願いします。

○副町長（中川 譲君） それでは早速説明のほうに入りたいと思います。ただいま上程されました議案第１号から議案第８号までの予算概要並びに議案第１９号、議案第２１号及び議案第２２号、議案第２４号から議案第２８号までの提案理由を一括して説明をいたします。なお配付してございます令和８年度せたな町各会計予算附属資料として先ほど訂正をお願いしました令和８年度せたな町各会計予算案概要説明資料をご参照いただければと思います。それでは説明のほうに入ります。

はじめに議案第１号令和８年度せたな町一般会計予算の総額は９４億１，９７１万４，０００円でございます。

歳出予算の主なものを申し上げます。１款議会費では、議員報酬、議員期末手当、政務活動費交付金などについて計上いたしました。

２款総務費では、町有施設維持管理費、ふるさと応援寄附金推進費、デマンドバス運行事業費補助金などについて計上いたしました。

３款民生費では、社会福祉協議会運営事業補助金、国保事業会計や介護保険事業会計などへの繰出金、療養給付費負担金、障害福祉サービス等給付費などについて計上いたしました。

４款衛生費では、病院事業会計や簡易水道事業会計への繰出金、健康づくり事業費、公営温泉浴場管理費、北部桧山衛生センター組合負担金などについて計上いたしました。

５款労働費では、渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会負担金などについて計上いたしました。

６款農林水産業費では、スマート農業支援事業補助金、中山間地域等直接支払交付金、瀬棚地区営農飲雑用水施設整備事業負担金、農業センター費、水産物生産向上事業補助金などについて計上いたしました。

７款商工費では、商工会及び観光協会への補助金、温泉ホテルきたひやま指定管理料などについて計上いたしました。

８款土木費では、熱源供給施設管理費、町道等除雪業務、橋梁近接目視点検業務、瀬棚港修築事業負担金、下水道事業会計への繰出金などについて計上いたしました。

9 款消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金などについて計上いたしました。

1 0 款教育費では、スクールバス運行業務、小中学校修学旅行貸切バス支援補助金、体育施設管理費、学校給食費などについて計上いたしました。

1 1 款公債費では、長期債元金及び利子などについて計上いたしました。

1 2 款職員給与費では、特別職 3 人、一般職 1 2 8 人、フルタイム会計年度任用職員 5 3 人の給料及び職員手当などについて計上いたしました。

一方歳入でございますが、自主財源の町税や地方譲与税などのほか、地方交付税では国の地方財政計画を参考に普通交付税、特別交付税合わせて 4 8 億 2 2 万 2, 0 0 0 円を見込み計上いたしました。町債につきましては町有施設解体事業債など 1 4 件の借入を計上し、収支の均衡を図ったものでございます。

次に議案第 2 号令和 8 年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の総額は 1 0 億 1, 9 2 1 万 4, 0 0 0 円で保険給付費や国民健康保険事業費納付金などを計上してございます。

次に議案第 3 号令和 8 年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の総額は 2 億 1, 9 1 1 万 3, 0 0 0 円で後期高齢者医療広域連合納付金などを計上してございます。

次に議案第 4 号令和 8 年度せたな町介護保険事業特別会計予算の総額は 9 億 8, 5 8 4 万 7, 0 0 0 円で保険給付費や地域支援事業費などを計上してございます。

次に議案第 5 号令和 8 年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の総額は 6, 2 1 4 万 2, 0 0 0 円でデイサービスセンター事業費などのサービス事業費を計上してございます。

次に議案第 6 号令和 8 年度せたな町簡易水道事業会計予算の総額は、収益的収支の収入支出ともに 3 億 7, 2 5 5 万 3, 0 0 0 円、資本的収支の収入は 1 億 2, 5 8 1 万 8, 0 0 0 円、支出は 1 億 8, 0 7 6 万 6, 0 0 0 円を計上してございます。

次に議案第 7 号令和 8 年度せたな町下水道事業会計予算の総額は、収益的収支の収入支出ともに 4 億 3, 7 3 3 万 1, 0 0 0 円、資本的収支の収入は 3 億 1, 2 9 8 万 9, 0 0 0 円、支出は 3 億 2, 3 3 9 万 7, 0 0 0 円を計上してございます。

次に議案第 8 号令和 8 年度せたな町病院事業会計予算の総額は、収益的収支の収入支出ともに 1 1 億 4, 0 8 4 万 3, 0 0 0 円、資本的収支の収入は 9, 7 7 6 万 8, 0 0 0 円、支出は 1 億 1, 0 5 2 万 8, 0 0 0 円を計上したものでございます。

次に一般議案でございます。議案その 2、9 ページでございます。はじめに議案第 1 9 号せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町立国保病院に勤務する看護師等の救急待機手当の見直しを図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に 1 7 ページでございます。議案第 2 1 号せたな町合併処理浄化槽設置補助に関する条例の一部を改正する条例については合併処理浄化槽設置補助金の見直しを図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に 2 1 ページでございます。議案第 2 2 号せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例につきましては、農林漁業者及び商工業者の新たな担い手への支援を拡充するため本条例の一

部を改正しようとするものであります。

次に２９ページでございます。議案第２４号指定管理者の指定につきましては、温泉ホテルきたひやまの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定するものであります。

次に３１ページでございます。議案第２５号指定管理者の指定については、せたな町営牧場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定するものであります。

次に３３ページでございます。議案第２６号指定管理者の指定については、せたな青少年旅行村の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定するものであります。

次に３５ページでございます。議案第２７号指定管理者の指定については、せたな町貝取潤公営温泉浴場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため指定管理者を指定するものであります。

次に３７ページでございます。議案第２８号建物の無償貸付けについては、せたな町貝取潤公営温泉浴場の指定管理者の指定に伴い、せたな町貝取潤公営温泉浴場に付随する旧国民宿舎あわび山荘宿舎等を指定管理者へ無償貸付けするため、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上各会計議案８議案、一般議案８議案につきまして一括して提案理由を説明いたしました。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） お諮りいたします。

ただいま議題となっています１６件の予算関連議案については、委員会条例第５条第１項及び第２項の規定により議長を除く１１名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査時いたしたいと思ひます。また予算審査特別委員会へ地方自治法第９８条第１項の権限を委任することといたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第１号から議案第８号まで並びに議案第１９号、議案第２１号、議案第２２号及び議案第２４号から議案第２８号までの予算関連議案は議長を除く１１名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とするとともに予算審査特別委員会へ地方自治法第９８条第１項の権限を委任することに決定いたしました。

直ちに予算審査特別委員会を設置いたします。

これにただいま議題としてゐる１６件の予算関連議案を付託し、休会中の継続審査といたします。

ここで予算審査特別委員会は、別室において正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時３４分

再開 午前１１時５５分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

これから諸般の報告をいたします。

予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。委員長に柵田道廣議員、副委員長に藤谷容子議員、以上のとおり互選された旨報告がございました。

これで諸般の報告を終わります。

ただいまより昼食休憩のため午後 1 時まで休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 1 1 時 5 6 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第 6 議案第 9 号

○議長（平澤 等君） 日程第 6、議案第 9 号令和 7 年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から 2 億 9, 7 5 6 万円を減額し、補正後の予算総額を 9 6 億 8, 4 1 9 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

その主な内容でございますが、各種事務事業の執行による予算精査のほか、地域農業構造転換支援事業補助金、トラウトサーモン海面養殖事業被害支援補助金など行政執行上当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせて繰越明許費の設定 3 件、地方債の変更 1 6 件をそれぞれお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは内容についてご説明いたします。まず最初に議案その 1 の 6 ページでございます。第 2 表繰越明許費補正の設定 3 件でございます。年度内に事業完了が見込めないことから翌年度に繰越しをお願いするもので、物価高対応子育て応援手当支給事業など記載の 3 事業を繰り越しするものでございます。繰越額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に 7 ページでございます。第 3 表地方債補正の変更 1 6 件でございます。町有施設解体事業など記載の 1 6 事業について事業費などの精査により限度額の変更をするものでございます。な

お起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

それでは別冊の補足資料によりご説明いたします。既にお目通しを頂いているものと思いますので説明は簡潔にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

補足資料の1ページからの主な歳出です。議案その1では26ページから63ページまでとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、新規で地域振興派遣道職員負担金、補正額44万3,000円の追加で全額一般財源です。北海道の派遣職員が帰任したため、帰任に係る経費を負担するものでございます。6目基金管理費、継続で減債基金積立金、補正額1,593万4,000円の追加で全額一般財源です。令和8年度及び令和9年度の臨時財政対策債を償還するため積立てをするものでございます。11目地方創生推進事業費、継続で地域おこし協力隊派遣業務1,925万円の減額は全額一般財源で執行見込みによる減額でございます。13目ふるさと応援寄附金推進費、継続でふるさと応援寄附金3,860万9,000円の減額は、全額その他財源でふるさと応援寄附金でございます。ふるさと応援寄附金の減少により記載の経費をそれぞれ減額するものでございます。15目諸費、継続で住宅リフォーム等助成事業200万円の追加は地域振興基金で執行見込みによる追加をするものでございます。

以上2款総務費の補正額合計は1億4,398万円の減額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、継続で社会福祉総務費繰出金1,131万3,000円の減額は全額一般財源です。記載の各特別会計の事業精査によりそれぞれ記載の金額を補正するものでございます。

3款民生費補正額合計3,379万9,000円の減額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、継続で保健衛生総務費繰出金3,262万6,000円の追加は全額一般財源で、記載の各事業会計の事業精査によりそれぞれ記載の金額を補正するものでございます。

4款衛生費の補正額合計は1,919万3,000円の追加でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、新規で地域農業構造転換支援事業658万3,000円の追加は全額国道支出金で地域の中核となり農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業機械や施設を支援するもので事業費、補助額、導入機械は記載のとおりです。2ページです。3項水産業費、2目水産業振興費、新規でトラウトサーモン海面養殖事業、被害支援補助金245万円の追加で全額一般財源です。令和7年12月14日の久遠漁港に大量のイワシが入り込み大成養殖部会が養殖していたトラウトサーモンが全滅したため支援するもので、補助対象経費及び補助率は記載のとおりです。3目漁港管理費、継続で水産物供給基盤機能保全事業負担金202万1,000円の追加は、200万円は過疎債で残りは一般財源です。物価高騰による資材費や冬期施工による増額分を負担するものでございます。

6款農林水産業費補正額合計は745万6,000円の減額でございます。

7款1項共に商工費、3目観光施設管理費、継続でサケ観察広場改修工事1,118万6,000円の減額は、国道支出金1,790万円、合併特例債2,760万円の減額です。残りは一般財源です。道補助が対象となったため財源振替及び入札執行残精査をするものでございます。

4目温泉ホテルきたひやま管理費、継続で温泉ホテルきたやま指定管理料182万9,000円の追加は全額一般財源で、緊急を要する記載の修繕を行ったため指定管理料に追加するものでございます。

7款商工費補正額合計は2,065万6,000円の減額でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目地方道改修事業費、継続で町道北岸線舗装補修工事1,516万2,000円の減額は国道支出金1,121万2,000円の減額、残りは一般財源で事業費精査によるものでございます。4項港湾費、ここで訂正をお願いします。1目港湾管理費とあるのを2目港湾建設費と訂正をお願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。継続で瀬棚港修築事業負担金3,450万円の減額で全額過疎債でございます。国直轄事業の事業費変更のため減額をするものでございます。6項下水道費、1目下水道整備費、継続で下水道事業会計繰出金2,802万5,000円の減額は全額一般財源で、下水道事業の精査によるものでございます。

8款土木費補正額合計8,871万1,000円の減額でございます。

以上、歳出補正額合計は2億9,756万円の減額でございます。

これらに係る主な歳入ですが、議案その1の11ページからでございます。1款町税、1項町民税、1目個人4,330万円の追加は農業所得などの増加により追加するものでございます。2項1目共に固定資産税1,682万円の追加は償却資産が見込みより多かったため追加するものでございます。

14ページでございます。10款1項1目共に地方交付税1億2,761万6,000円の追加は財源調整でございます。

18ページでございます。15款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金2,258万7,000円の追加は、地域づくり総合交付金2,256万1,000円などの追加でございます。

21ページでございます。17款1項共に寄附金、1目ふるさと応援寄附金7,590万円の減額は、ふるさと応援寄附金7,770万円の減額は寄附金の減少によるもの、企業版ふるさと納税180万円の追加は4社から寄附があり、寄附者の意向によりスマート農業支援事業補助金及び次世代型店舗づくり事業補助金にそれぞれ充当をするものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2億円の減額は財源調整でございます。

22ページの6目生活交通確保対策基金繰入金1,090万円の減額は、デマンドバス運行事業費補助金充当920万円などの減額でございます。

25ページでございます。20款諸収入、5項1目共に備荒資金支消金1億円の減額は財源調整でございます。

21款1項共に町債、5目土木債3,960万円の減額は、瀬棚港直轄港湾整備事業債3,450万などの減額でございます。7目合併特例債3,650万円の減額はサケ観察広場改修事業債2,760万円などの減額でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

横山議員。

○5番（横山一康君） 議案その1、21ページをお願いします。17款の寄附金です。ふるさと応援寄附金7,770万円の減額というふうなことで報告ありました。なぜこんなに減額になったのかお知らせください。

○議長（平澤 等君） 吉田課長。

○まちづくり推進課長（吉田有哉君） 7年度当初2億5,000万という寄附金を計上してございましたけれども、7年度実績値を報告しますと2月26日現在で6,381件、1億5,571万3,000円の寄附をいただいております。なぜかと言われましても、実際のところうちの検証してる結果としましては実績値が伸びていないというのが現実でありまして、今後これらをどう維持、さらには伸ばしていくかをまた内部で協議していきたいと今考えているところです。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） これ去年も3月の第1回定例会でこの補正予算については同じような質疑をやってるんです。私だけじゃないですけど同僚議員がやってます。去年も7,600万円の減額をこの時期にやってます。それでそのときの町側の答弁で、事業者と連携を強めていく。なぜこれ伸びていかないのかしっかりと分析して議会へも報告する。このような答弁をいただいているんですが、これ私、所管の常任委員会を預かっていますけど所管の常任委員会には少なくとも報告はなかったと思います。ほか議会にきちんとなぜふるさと応援寄附金が伸びないのか、調査して分析して報告したかどうか、そこをお伺いしておきます。

○議長（平澤 等君） 吉田課長。

○まちづくり推進課長（吉田有哉君） 実際のところ常任委員会におきましては状況の説明をさせていただきましたけれども、確かに分析結果というのはまだまとめてないような感じはして報告はされてないような感じがしますので、今後、私どもで真剣に取り組んでまとめていきたいと思っています。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） 分析が終わってるのかどうなのかだけ。これ3回までですもんね。分析きちんとできてるのかどうなのかこれ端的にあとから答えていただきたいと思います。それ担当からお願いします。あと町長にお伺いしておきたいと思っています。町長はこれ先ほど午前中に執行方針演説されましたけど、そのときもふるさと納税最大限に生かして財源確保に努める。このように力強く先ほど述べました。そことの整合性っていうか、これ令和8年度予算見ても、これより下がった予算を立ててると思うんです。そういうふうになると、ふるさと納税で財源確保するっていうのが何だか掛け声ばかりのような気がするんですけど、そこについて町長どのようにふるさと納税について考えてるのか。担当からはまずきちんとした分析やったのかお答え願って、

町長からふるさと納税今後、本当にどうやっていくのか、その考え方についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（平澤 等君） はじめに担当のほうから、吉田まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉田有哉君） まず委託業者とはいろいろ分析を重ねておりましてポータルサイトにおきましても、これまで町としては3件のポータルサイトしか契約しておりませんでしたが、今実際のところ21サイト設けておりまして間口は広げてはおりますけれども、実際に寄附のほうが伸びてきてないというのが現実でありまして、返礼品目につきましても今317品目を取り扱っております。それらも含めまして実際にどうしたら伸びていくのかというのを、うちの内部では今協議している最中でございますけれども、今後これちょっと私の考えでもありますけれども、せとな町の関係人口を対象としまして、それらの方にふるさと納税の推奨していきましてPRをどんどん強めていくしかないかなと思っておりますので、それらで対応していきたいと考えております。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） おっしゃるとおり、確かに今回のふるさと納税の減額は大変厳しいところでございます。370品目確かに出していただけてます。ですがまだまだこれまで頼ってたサケ、イクラの部分、確かにその部分は不漁の関係できついところそれはあると思います。370品目以外にもまだ眠っている産品があると私は感じておりますので、これまで以上にふるさと納税に対するアイテムとして業者さんには働きかけをしていきたいのと、組合せ等も、単品で出すのか、組み合わせ出すのか、そういった工夫も今後必要と考えております。そういった工夫もしていきたい、そのように考えております。また並べましてふるさと納税の寄附、一般個人以外の企業版ふるさと納税そちらのほうも力を入れていきたいということで、私も出張のときにそういうせとなの関係する業者さんにも回ったりして今働きかけを進めております。そういったことを8年度、特に強めていきたいと考えてます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 関連して、この項目に限ってお尋ねをしておきたいと思うんです。町長の答弁聞いてもさっぱり合点がいかないんです。かつて4億あったんです。右肩下がりじゃないですか。町長の選挙公約あるいは施政方針の内容を見ますと特産品開発をして目玉を作って、それでふるさと納税も頑張るんだとこういうことなんですかね。もう今の答弁聞いてると一体どこまでどうなのかなと逆に疑問に感じます。公約倒れという言葉がありますが、公約倒れじゃ私は今のせとな町の財政危機的状況は乗り切っていくことが極めて難しいんじゃないかなと思います。それで質問回数3回に限られてますから先に言いますけども、私今年は減るなと思ってました。9月まではポイントが切れるよということで、ポイント切れ前を目指して駆け込みの申込みが、これ全国的なんですけどもございましたし、せとな町でもそうではなかったのかなと思ってます。私は詳しいデータ持ってませんから私の感覚で申し上げます。しかし駆け込みが終わりますとがっくり落ちるんです。私のみてたとおりの数字なのかなと率直に思ってます。それから

やっぱりサケの落ち込みの問題が起きるんです。これ特産品、ふるさと納税の目玉商品ということになりますから、北海道どこでもサケ、イクラの産地は桁違いのふるさと納税の申込みがあるんですけども、やっぱり昨年、それから一昨年これ打撃を受けている、そういう数字なのかなと思ってます。4億のときには7億の大漁でしたから。そうしますと町長、町長の選挙公約で掲げた方針というのは、具体化して実際にふるさと納税に好結果をもたらすところまで強力に進めていく必要があるというふうに思うんです。その辺の公約に偽りがないのかどうか、ただ選挙の目玉に上げていただけなのかどうか。具体的にはどういうことを今考えて令和8年度予算にこのように取り入れるよということで、まだ予算審査始まってませんけれども反映されているのか。河原色っていう点でひとつ力強いご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員おっしゃられるとおり、確かに産業振興によるふるさと納税の連携、それは私としても公約として挙げて進めていきたいと考えております。具体的には現在の既存事業を使つての生産振興も含め、また今地域おこし協力隊の方々入ってこられてます。そういった方々の起業をさらに促進できるようこれは執行方針でも説明申し上げましたが、年齢要件等、要件を拡充しまして壮年層の第2の人生をかけた開発そういったことも連携していきたいと思えます。もちろん8年度だけで進められていない部分もありますので、これについてはさらに協議を進めて産業振興を進めてまいりたいそのように考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今の答弁、心を打たないんです、悪いんですけども。そうかと、それならいいなという納得感といいますか、なかなか今の答弁では感じられないんです。言葉はいろいろちばめて、期待を持てそうなのかなというふうに思いますが具体性ないんです。町長やっぱりせたな町の特産品、これを誤解をおそれずに言えば欲しいと、手を出したいと、味わってみたいということとせたな町を応援したいということのリンクを実現できるような、そういう特産品というのを、それ河原町長ならこうなんだということを言っていただけなのかなと。これ選挙中の公約なんか見ますとそういう感じします。これ立会演説会だとか、あるいは最初の施政方針などを見ますとそういうふうに見えるんですが、そういう期待感のもとでの展開ということになりますと、やっぱり何かどうなんだろうというふうに見えてくるわけです。それでこれ非常に気の毒だと思いますのは、この予算を立てたときの町長も違うし、副町長も違うし、担当課長も違うわけです。皆さんそれぞれ違う方が後任の方に質問せざるを得ないというのは私も心苦しいんですが、しかし行政は継続しておりますし大事な問題ですから言葉を選ばないで申し上げさせていただきたいと思うんですが、町長、納得させてほしいんです私。令和8年度どうなるんですか。これは令和8年度の予算審査をこのあと行うわけですけど、今せたな町財政危機です。財調が枯渇する、しないというそういう問題が今日の前に来てるわけです。前町長は合併して最大の成果っていうのは財政健全化だと。つい半年前までそう言ってましたけど、私認識全然違うんです。20年間展開した結果っていうのは財政危機だと、非常に深刻な状態になってると。それは箱物

主義です。財務計画でバンバンバンバン出しっ放しにしながらです。そういうツケが今回ってきてるということの認識、私はきちんと町長にも捉えていただきたいと思います。それとふるさと納税の財源確保っていうのは表裏一体なんです。だから死活的にふるさと納税に対する対応、取り組みというのは重要な問題になってるというふうに思うんですが、町長からそういう深刻さ、切迫感、迫力というのがどうも感じないんです。補正予算でそこまで申し上げるのは少し政策的に入り込み過ぎなんです、この7, 770万の減というのは私は決して過小評価すべきではないと思っています。これをお答え願いたいと思うんです。それで質問回数が限られてますからもう一つ言いますが、企業版ふるさと納税これも大事だと思います。私はある業者の知人の方から、業者直接ではありませんけど、知人の方から高橋町長のときにはさっぱり打てば響くような対応ではなかったの、前に寄附していた行為を一時中断したんだと、どの程度中断なのかわかりませんが、少なくない金額だと思います。しかしこのたびは町長が変わったので寄附しましたと、金額は聞いてません。しかし町長が変わったんでやりましたからと言って関係者、身内と言っていいでしょうか、関係者と言っていいでしょうか。そういう報告を受けてます。やっぱり新しい町長に新しい町政展開っていうのを期待してるんです。そのことだけはしっかり胸に深く刻んでおいていただきたいと思います。だから目に見えてこういうことに手をつけているのか、こういう方向に踏み出したのかという実感と納得をいただけるような、そういう取り組みをお願いしたいと思いますし、答弁も踏み込んだ答弁をいただきたいと思います。これ2回目です。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原委員おっしゃるとおり、特産品の開発は確かに急務でございます。私も地域資源の活用ということですからずっと考えてきています。その部分で例えば地域産品の確保等も含め考えていかなければならない。特に例えば漁業におきましては育てる漁業ということでウニの移植等も継続も考えておりますし、またトラウトサーモン今回は全滅しましたが、今後の育てる漁業のためには必要なものというふうに私は考えておまして、その活用をふるさと納税にも持っていきたい、そういうふうには考えております。漁業に限らず農業につきましても特色ある農業ということで、今は効率化ということを進めておりますが、公約にも申し上げましたとおり地域環境を生かした農業、当町は有機農業も含めて自然をより生かした農業も進めておりますので、そういったものの連携も考えていかなければならないと思います。そういったことも含めまして1次産業等、2次産業、3次産業の関連、そういったものをつなぐということが必要になってきます。そういったことも含めまして、私は地域おこし協力隊のコーディネーター、そういう外からの視点そういった考え方もつながりも使いながら特産品開発を進めていきたい。今まだスタート段階、スタートというよりもそれをどうやって考えていくかっていう段階では、まだ前段階ではございますが、例えば漁業に、先ほど菅原委員のある方の寄附の話にもちょっとお答えしたいのですが、多分私が今お聞きしたお話と多分同一の方とは思いますが、そのご行為を無駄にしない、チャレンジ、その方のお話ではチャレンジをしていく。そういう漁業の取り組みに寄附をしたいということで伺っておりますので、ただいま漁業者とそういう協議を進めております。それについて新たなせたな町における漁業振興、そういったものを漁業者とともに進めていきたい

い、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 3回目ですからこれでやめますが、一つ申し上げておきたいのは、先ほど横山議員指摘しておりましたふるさと納税の納入状況に応じて進行状況の報告や分析、そうしたものを逐次議会側に遅滞なく報告するっていう点では、これは吉田課長を責めるつもりはありません。課長狭く受け止めてくれなくて結構ですから、これまでやりとりしたことを申し上げてるんですから。私総務厚生常任委員会に報告されていたのかなというふうに疑問に思ってます。私が入手してる限りの資料では総務厚生常任委員会の資料では、そうしたものはなかったのではないかなと思ってんです。今後やっていただければ結構ですが、まずそれが一つ。

それからもう一つ申し上げておきたいのは、やっぱり町長の答弁納得いかないんです。トラウトサーモンでふるさと納税、画期的に前進させることが可能かってことです。だって水揚げの金額6,000万でしょトラウトサーモン、水揚げ最大見て6,000万でしょ。例えば令和8年度の場合です。今回全滅したとは言いながら、それが想定どおりに育って昨年の魚価を踏まえた水揚げ高ということになりますと6,000万円でしょう。ふるさと納税にどれくらいはね返ってきます。私が心配してますのは、久遠漁港で億単位あるいは2億という規模で考えようとすれば、あの海面で大丈夫なんですか。特産品だと言ってますけども、やっぱり長年手がけてきたいわゆる白サケということなんですが、定置で上げる例の秋サケだけです。ここはもっと力入れていいのかなと私は思うんです。全体的に右肩下がりだということは非常に気にかかるころなんですけども、そうするとそうしたものについても、民間任せでどこまでどうなのかということもありますから、そうしたものに対する根本的な策、こういうものを打っていくということになりますと、トラウトサーモンでふるさと納税大いに上げますっていうことは、私は非常に空虚に聞こえるんです。まずこれ一つ。

それから地域おこし協力隊とタイアップをして云々とか言ってましたが、そういうことを公約に掲げていたんですか。どうもますます理解できなくなるんです。地域おこし協力隊とふるさと納税で抜本的な増額の内的な関連性っていうのはどこでどうひもづくのかなと、理論付けていくのかと思いますよ。少し長くなってますからこれで終わりにしておきますが、ただ答弁のための答弁ということであるならば、私は納得できません。やっぱり具体的な品目掲げてこれで大いにせたな町の目玉商品としてアピールもするし、地場産業の力も付けるし、対外的にも好評を博してふるさと納税も大きく進めていくんだというふうな河原案といいますか、そういうものを打ち出していただけるものだと期待してましたから、率直に言って失望してるっていうふうにしかなし上げることができません。もうこれであと質問できませんから、あとやるとすれば一般質問か、予算審査くらいしかありませんけれども、町長、何か一つそうかと思えるような私は河原カラーっていいですか、河原町長さすがだなと思えるものを力強く太く打ち出していきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） まずトラウトサーモンについてでございますが、当然久遠漁港だけでやるものではない。これがさらに例えば長磯、瀬棚そうやって広がっていくことを考えてのふるさと納税の活用等を考えております。また地域おこし協力隊の活用ということでございますが、協力隊の方々はいろんなこのせたなについて魅力を感じやってきていただいています。またそれで例えばチーズを作ったりだとか、新たな店の開業を目指したりそういったことをやられております。そういった活用をぜひ協力し合いたいということで考えております。さらに確かに決め手の特産品を決めるっていうのはなかなか難しいことだと思います。私も今ここで決め手っていうものは決めきれない部分があります。当然、産業団体、農業者、漁業者、商工業者、皆さんと考えてつくっていかねばならないものと考えております。それだけでなく組合せコラボということも含めて考えていかねばならない、そのように考えております。まだちょっと菅原議員のおっしゃるとおり決め手に欠けてる部分は否めません。そこは認めます。ただそれをきちんと町の中で考えていく、作っていく、そういったことが必要と考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そのほかの項目で2つ。まず歳入のほうなんですけど議案書14ページ、10款地方交付税です。今回補正額1億2,761万6,000円、これは出してきました。これで全部なんですけど財政課長に聞きますが、年度末ですから全部だと思うんですが、これはいつの時期の決定額ですか。伺っておきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） 留保財源なんですけども2億5,000万ほどまだございます。これをもってあと執行残精査、決算による精査を含めまして3億円くらいあればいいのかなっていう気持ちではいます。それを翌年度の半分財調、半分繰越金として繰り越し処理っていうか、していきたいなというふうには考えております。いつの時点かということでは言われましたけども12月に再算定が国から交付税が来まして、それが1億4,000万ほどだと思いますけども、それは前回の総務厚生常任委員会のほうでご説明しているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そうしますと保留財源2億5,000万プラスして3億7,700万この補正予算計上前にはあったということですか。単純計算して。そういう理解でいいんですか財政課長、そういう理解になりますよね。結局、保留財源っていう表現なんですけど、昔ね私もよく隠し財源って言ったんです。50年前の話ですが。隠し財源出せと随分迫ったことがありました。そしたら当時の町長、前にも言ったと思うんですが、当時、隠し財源の3,000万や5,000万ぐらい持ってないとショートするんだという答弁をしたことがあるんです。それでも行政側は金はない金はない金はないと。細かいそんなに大きな予算でないけれども各課にすれば既定予算案の残がないから金はありませんということで結局住民要求は切られていくわけです。し

かしいいわゆる保留財源として交付税交付金、今の時点で言いますと3億7,000万ということになるわけで。これ非常に矛盾してるんです。町全体の財政が全体として危機であるということに対する対応の問題と、金がないっていうことで事細かな住民要求を切り捨てるということは、これは全く相対立することなんです、どちらも両立させなきゃいかんと思ってます。これは財政課長に言ってるんじゃないくて、町長に言ってるんです。そういう財政上のテクニックを余り使わないで住民要求には対応してもらいたいと思います。結局、黒字決算だという形にするために2億5,000万は取っておいて、その単年度、収支の黒の分の2分の1以上は財調に積み立てると、したがって黒なんだという形の決算書、令和8年度出てくると思うんですが、決算カードなんかでは、そういうことについても実際の収支はこうだというのがリアルな数字で出てきますからそこはそういうふうに見ておきたいと思うんですけれども。この辺は議会にも議員にもよくわかるように皆さんに説明しておいていただく必要があるというふうに思います。これ1点です。先にそれ返事もらってからあと最後一つやります。

○議長（平澤 等君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） 財政上のことについては常任委員会でも交付税の件については説明していますけども、さらにわかりやすいようにちょっと工夫しながら説明して議会にも説明していきたいというふうに考えております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） もう一つです。トラウトサーモンです。補足資料の2ページ、1番上です。補助対象経費積算ずっとありまして、トータルで491万1,000です。これ私産業教育常任委員会で、本多委員長よくご記憶だと思いますが、反対はしないけれども浜に不公平感、トラウトサーモンだけに特化して応援するということは疑問だという声があるので、不公平感のないようにくれぐれも行政の責任を求めておきますということを申し上げておきました。町長、記憶してますか。それでトラウトサーモンの支援に対するそれに照応する予算というのは一体どのように考えてますか。

○議長（平澤 等君） 答弁者は誰になりますか。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時50分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

河原町長。

○町長（河原泰平君） 491万1,000円ということで補助対象というのは幼魚購入費、液体酵素などの飼料費ということで上げさせてもらってますが、今回全滅して再開に向けて次の飼育に向けて頑張りたいということでございましたので、それに対する再開支援ということで考えて事業を上げさせていただいた次第です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議長にお尋ねします。答弁なってませんでしょ。

○議長（平澤 等君） 河原町長、不公平感のないようにしていただきたいというふうな意図の質問でしたので、その件についての説明を追加してお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 不公平感がないように進めていくのは当然と考えておりまして、今回このトラウトサーモンにつきましては保険制度がない、想定外の事故ということで、そういう位置づけで事業として組ませていただいて前浜の振興に繋げていきたい、そういうことで考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時52分

○議長（平澤 等君） 会議を再開いたします。

河原町長。

○町長（河原泰平君） 先ほども申し上げましたが、不公平感がないように総合的に考えまして支援していく。要望もございまして再開をしていきたいということでございましたので、この事業のほうを提案させていただいた次第でございます。

○議長（平澤 等君） わかりにくいですが、菅原議員カウントしませんので、もう1回かみ砕いた質問をお願いします。

○11番（菅原義幸君） まだ1回目の質問に答弁してませんから。私はトラウトサーモンに支援策を町が打つのであれば、前浜の全ての漁業者もいろいろ見てるのでトラウトサーモンにだけ特化して支援するというのは不公平感が起きるし、浜に分断が起きるということを申し上げてるんです。そういうことのないように、その他の魚種についても対応策を具体的に示してくれということを私は申し上げたんです。それで常任委員会ときには今日この場でメニューを示せということを迫ったんですが、いきなり当日その場面で全メニューを示すというのは無理があるなどというふうに判断しまして、委員長のほうとも相談してこれは留保すると。しかしきちんと不公平感のないように他の魚種についても総合的な対策を示すことを求めますよと私は、こういうことで引き下がってるんです。そこを答えてくださいってことなんです。当然トラウトサーモン支援だけでなく、他の問題も出るものと私は思っていたわけですから、本多委員長そうですね。私の質問はね。首を大きく振ってますよ委員長が。さっぱり答弁はかばかしくないから1問目の質問の補充ということで進めておきますけども、ホタテの問題提起ですよ私一般質問でも、それからウニ、それからサケも定置被害のメニューもっと拡大しろっていうことを言ってるわけです。これイカだって7年度の対策はしてますが、8年度もどういう重油対策やるのかというメニュー

を示していただく必要あると思います。それからニシン、これ担当課はわかってると思いますが、中歌の漁業者はニシンの漁に取り組んでるんです。網の支援だとか、試験に必要な最低限の経費を見てくれないかという要望も持ってますが、こういうものはどうなってるんですか。あるいは常任委員会でも申し上げましたが、水難救助の対応策としてこの金額が今の制度では非常に少額に思えるので、よく調査した上で消防団並みとは言わないけども、行政はいくらかでも応援してるんだというメニューを実際示してもらえないかということなんかも総合的に私提起してるわけです。そういうものはどうなったんですかっていうことなんです私が聞きたいのは。議長そういうことで取り扱いよろしく願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） ただいまより2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

菅原議員の質問にお答えください。

河原町長。

○町長（河原泰平君） まずトラウトサーモン事業のこの事業につきましてですが、まずイワシの大群の侵入ということで酸素不足に陥った。それで想定外の養殖魚の全滅につながる。そういった災害ということで私どもは捉えております。そのことに加え保険制度がないということで、他のサケやイカと違いまして今回の不慮の事故に対する補償がない。そのこともあって再開に向けてこの事業を構築したところです。この災害ということの対応の中で決して浜の分断等ということにはつながらない、そのように考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 河原町長、真面目にやってください。そういうまとめになってますか産業教育常任委員会のまとめは。分断になってないってあなたが言う話じゃないんです。私が言ってるんです分断なってるって。そういう声を聞いているんだから現実には。だから代弁者として提起してるわけです。私は部会の方からも要請を受けてます。部会の方からというところちょっと語弊ありますが、部会の方から要請を受けたある有力な漁業者からも面倒見てやってもらいたいと、協力してやってもらいたいという要請を受けてます。私は議員として前向きにきちんと対応してます。だから常任委員会でも言ってるんです。私この予算に反対しませんよって。何が問題かといいますとトラウトサーモンばかりなんで手厚くして、ほかのものは後ろ向きなんだと。高橋町政時代の極端な差別生産があるからなんです。私トラウトサーモンの補助金出すことが、それが分断になる、直接的な意味でそれがダメだなんて言ってません。どうして河原町長そういう捻じ曲げ方するんですか。そういう本当に会議録を起こして私の質問の中にそういう要素が入ってるのかどうか調べてみてもらいたいというふうに思いますけども、時間かかるからそれは言いま

せん。一言も言ってませんよそんなこと。浜に分断起きないように公平公正に他の魚種についても予算を配慮してやってもらいたいと。そのメニュー具体的に提示していただいたらどうかということ言ってるんです。何でその他の業種の具体的なメニューの問題提起できないんですか。私おかしいと思います。それで別に補正予算の審査を止めるつもりはありませんから。これ一つも答えいただいていないんで、そっくり予算審査でやりたいと思います。最大の協力します。議員の皆さんに申し上げておきたいんですが、菅原質問長過ぎるとしつこすぎると、菅原のためにただただ議会が長引くんだという声耳に入るんです。だけど私に原因あるんじゃないです。挙げて理事者の答弁に問題があるんです。そこを菅原に責任転嫁していただきたくないと思います。私は常にそういう行き詰まりのことをどう打開するかっていうのは自分の頭で考えて自分で提起してますから。あるときには政策調査特別委員会、あるいはこういうことじゃどうだと、質疑未了であっても採決に付していただいて結構ですよとか、現実的な対応、過去いろいろやってます。それは自分の責任だと思ってますから。ちょっと長くなりましたけども、今日も答弁全く納得いきませんから。さはさりながら予算に反対しないということを産業教育常任委員会でも申し上げてますから、この予算そのものには反対しません。しかし他の漁業者との矛盾必ず起きますからこれだけであれば、とんでもない批判出ます。町長の耳に入らないかもしれないけれども、私たちのほうにも寄せられるわけです。だから予算審査の場で今日できていない答えはきちんともらいたいというふうに思います。

以上です。終わります。

○議長（平澤 等君） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第10号

○議長（平澤 等君） 日程第7、議案第10号令和7年度せたな町国民健康事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から7,481万7,000円を減額し、補正後の予算総額を10億1,564万6,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費及び保険給付費などの精査のほか北海道からの特別交付金を財源とする病院事業会計への繰出金などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民課長。

○町民課長（濱口喜秋君） それでは議案書の72ページをお開き願います。歳出から説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で補正額245万5,000円の減額と73ページで2項徴税费、1目賦課徴収費で補正額11万5,000円の減額、3項1目共に運営協議会費で補正額8万円の減額は事務費等の精査によるものでございます。

続きまして2款1項共に保険給付費、1目療養諸費で補正額9,050万円の減額と2目高額療養費で補正額1,000万円の減額は実績に基づき精査したものでございます。

74ページをお開き願います。3款1項1目共に国民健康保険事業費納付金については財源振替をお願いするものでございます。

4款保健事業費、1項1目共に特定健康診査等事業費で補正額101万1,000円の減額は、特定健診事業の精査によるものでございます。2項保健事業費、1目保健衛生普及費で補正額9万8,000円の減額と2目疾病予防費で補正額20万3,000円の減額は、事業精査に伴い一般会計繰出金を減額するものでございます。

75ページをご覧ください。5款1項1目ともに基金積立金で補正額378万3,000円の追加は国民健康保険事業基金へ積み立てるものでございます。

7款諸支出金、2項他会計繰出金、1目繰出金で補正額2,586万2,000円の追加は、北海道からの特別交付金が確定したことから国保病院事業会計へ繰り出すものでございます。

これに伴う歳入でございますが69ページをお開き願います。1款1項と目共に国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税で補正額1,453万5,000円の追加は、調定見込みによるものでございます。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金で8,280万6,000円の減額は、保険給付費の見込みなどによるものでございます。

70ページをお開き願います。4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金で4,000円の追加は、国民健康保険事業基金運用収入でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で575万2,000円の減額は、事業精査によるものでございます。

6款1項共に繰越金、1目その他繰越金で26万1,000円を追加し、7款諸収入、2項4

目共に雑入で１０５万９，０００円の減額につきましては、特定健診個人負担金の減額とデジタル基盤改革支援補助金を減額し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第８ 議案第１１号

○議長（平澤 等君） 日程第８、議案第１１号令和７年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から７９万９，０００円を減額し、補正後の予算総額を１億７，６１３万５，０００円とするものでございます。

その内容でございますが、事務費や一般会計繰出金の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民課長。

○町民課長（濱口喜秋君） それでは議案書の８１ページをお開き願います。歳出から説明いたします。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費で補正額２９万２，０００円の減額と２項１目共に徴収費で補正額５５万６，０００円の減額は、事務費等の精査によるものによるものでございます。

８２ページをお開き願います。３款１項共に保健事業費、１目疾病予防費で補正額４万７，０

000円の追加は健康診査受託料の基本単価の増額によるものでございます。

4款1項共に諸支出金、1目保険料還付金の補正額は、実績に基づき保険料還付金2,000円を追加するものでございます。

5款1項1目共に予備費では財源振替をお願いするものでございます。

これに伴う歳入でございますが80ページをお開き願います。3款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金では、事務費等繰入金で156万2,000円の減額、4款1項1目共に繰越金では前年度繰越金で9,000円の減額、5款諸収入3項1目共に雑入ではデジタル基盤改革支援補助金など77万2,000円を追加しまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第12号

○議長（平澤 等君） 日程第9、議案第12号令和7年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から9,156万8,000円を減額し、補正後の予算総額を10億6,083万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、保険給付費の各種介護サービス給付費負担金の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

阪井福祉課長。

○福祉課長（阪井世紀君） 議案書の91ページでございます。歳出からご説明いたします。今回の補正につきましては、年度末の事業精査が主なものです。はじめに1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費261万4,000円の減額、92ページになります。3項介護認定審査会費、2目認定調査費67万5,000円の減、3目認定審査会共同設置負担金31万2,000円の追加は実績見込みによる精査です。

次に2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費9,589万9,000円の減、93ページになります。2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費52万3,000円の追加は各サービス給付費負担金の実績見込みによる精査、3項その他諸費、1目審査支払手数料4万5,000円の減、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費76万1,000円の減額は実績見込みによる精査です。

94ページになります。5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費50万円の減、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費103万1,000円の減額は各サービス費負担金の実績見込みによる精査です。

次に3款地方支援事業費、1項1目共に介護予防生活支援サービス事業費200万円の追加、2目介護予防ケアマネジメント費7万9,000円の減額、95ページになります。2項一般介護予防事業費から97ページの3項包括的支援事業任意事業費、4目任意事業費一般財源分までにつきましては人件費及び実績見込みによる精査です。

次に4款1項1目共に基金積立金では、基金積立金として1,553万3,000円の追加です。

98ページになります。6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、1目1号被保険者介護保険料還付金10万円の減額は実績見込みによる精査です。

これに伴う歳入ですが87ページになります。主なものといたしまして1款保険料から次のページ88ページの5款道支出金までにつきましては、保険料給付及び地域支援事業費の事業精査による増減です。

次に89ページになります。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金で8万1,000円の追加です。

次に7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金271万3,000円の減、2目地域支援事業繰入金343万3,000円の減、3目その他一般会計繰入金395万8,000円の減、4目低所得者保険料軽減繰入金192万5,000円の減、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金316万7,000円の減額、8款1項1目共に繰越金1,535万2,000円の追加。

90ページになります。9款諸収入、3項1目共に雑入、デジタル基盤改革支援補助金109万1,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 13 号

○議長（平澤 等君） 日程第 10、議案第 13 号令和 7 年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に 187 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 6,311 万 6,000 円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、瀬棚高齢者グループホームあさなぎの指定管理料などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

阪井福祉課長。

○福祉課長（阪井世紀君） 議案書の 104 ページになります。歳出からご説明いたします。今回の補正につきましては年度末の事業精査が主なものです。1 款サービス事業費、1 項通所介護サービス事業費、1 目デイサービスセンター事業費 5 万 3,000 円の減額は備品購入費の精査です。2 項認知症共同生活介護事業費、1 目高齢者グループホーム管理費 24 万 1,000 円の追加は、人件費や物価高騰に伴う高齢者グループホームあさなぎの指定管理料の増額や実績による精査です。3 項 1 目共に介護予防支援事業費 4 万 2,000 円の減額は介護予防プラン作成業務の精査によるものです。105 ページになります。4 項 1 目共に居宅介護支援事業費 5 万 7,000 円の減額は実績見込みによる精査です。

これに伴う歳入でございますが 102 ページになります。1 款サービス収入、1 項介護給付費

収入、1目通所介護サービス事業費113万7,000円の減、3目居宅介護サービス計画費収入297万3,000円の減、2項1目共に自己負担収入15万8,000円の減、3項1目共に居宅介護支援事業所収入33万4,000円の減、2款繰入金1項1目共に一般会計繰入金646万8,000円の追加、103ページになります。3款1項1目共に繰越金8,000円を追加いたしまして収支の均衡を図ったものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第14号

○議長（平澤 等君） 日程第11、議案第14号令和7年度せたな町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、収益的収支の収入では一般会計からの負担金及び補助金の精査など、支出では給与費や事務費のほか減価償却費の精査などについて補正をお願いするものでございます。また資本的収支の収入では企業債や移設工事に関わる負担金の精査、支出では建設改良費の精査について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして企業債の補正1件をお願いしております。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案その1、109ページ、第4条地方債からご説明いたします。起債の目的、建設改良事業につきましては、事業の完了により限度額を1億650

万から1億180万円に減額するものであります。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして113ページ、事項別明細書、収益的収支の支出からご説明いたします。年度末における事業精査が主なものでございまして、1款簡易水道事業費用では補正額4,919万5,000円を減額しております。1項営業費用2目配水及び給水費、18節修繕費におきましては、小川浄水場の落雷被害修理などにかかる経費として162万円の追加をお願いするものでございます。また、6目減価償却費では、有形固定資産減価償却費の精査として4,048万6,000円を減額、2項営業外費用880万円の減額は、消費税及び地方消費税の支出見込みによるものでございます。

これに対する収入ですが112ページに戻りまして、収入につきましても事業費精査が主なものでございますが、1款簡易水道事業収益におきまして補正額4,919万5,000円を減額しております。2項営業外収益、3目他会計補助金2,807万8,000円の減額は一般会計からの補助金の精査、6目消費税及び地方消費税還付金では519万5,000円を計上しております。

続きまして114ページ下段、資本的支出の支出についてご説明いたします。工事の完成に伴う工事請負費や固定資産購入費の精査が主なものとなりまして、1款資本的支出では補正額644万6,000円を減額しております。

これに対する収入ですが上段になります。1款資本的収入、補正額485万3,000円を減額しております。主なものといたしましては1項1目共に企業債で470万を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第15号

○議長（平澤 等君） 日程第12、議案第15号令和7年度せたな町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、収益的収支の収入では下水道使用料や一般会計からの補助金の精査など、支出では処理場に係る経費の事務費などについて補正をお願いするものでございます。また資本的収支の収入では、企業債や国庫補助金などの精査など、支出では建設改良費の精査などについて補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして企業債の補正2件をお願いしております。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは議案その1の117ページ、第4条企業債からご説明いたします。事業の完了に伴う精算によりまして起債の目的、下水道事業（公共）は限度額1億8,380万円から1億5,540万円に減額、下水道事業（特環）は限度額1,130万から1,090万円に減額するものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

続きまして120ページ下段の事項別明細書、収益的収支の支出からご説明いたします。年度末における光熱水費などの精査が主なものでございますが、1款下水道事業費用では補正額2,140万3,000円を減額しております。なお1項営業費用3目処理場費、18節修繕費におきましては、大成浄化センターのオーバースライダーの修理にかかる経費といたしまして131万4,000円の追加をお願いするものでございます。また121ページ、2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税420万円の減額は支出見込みによるものでございます。

これに対する収入でございますが120ページの上段に戻りまして、収入につきましても事業費精査が主なものでございますが、1款下水道事業収益におきまして補正額2,140万3,000円を減額しております。なお2項営業外収益、3目他会計補助金2,235万8,000円の減額は一般会計からの補助金の精査、6目消費税及び地方消費税還付金では639万3,000円の追加を計上しております。

続きまして122ページ、資本的支出の支出についてご説明いたします。委託料及び工事請負費の精査などによりまして1款資本的支出、補正額として記載のとおり7,084万8,000円を減額しております。

これに対する収入ですが121ページに戻りまして、1款資本的収入、補正額7,084万8,000円の減額の主なものといたしましては、工事完成に伴う1項企業債で2,880万円の減額、6項国庫補助金では3,677万8,000円の減額などをするものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 16 号

○議長（平澤 等君） 日程第 13、議案第 16 号令和 7 年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、収益的収支の収入では、入院収益や外来収益などの精査や国保事業会計からの補助金や一般会計からの不採算分などの繰入れなど、支出では給与費及び材料費などの精査などについて補正をお願いするものでございます。また資本的収支の収入では一般会計出資金の精査や医療機器などの購入に係る道補助金や他会計補助金など、支出では医療機器や車両購入などに係る精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

手塚国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（手塚清人君） それでは議案第 16 号の説明をさせていただきます。はじめに 133 ページをお開き願います。せたな町立国保病院分の収益的収入及び支出の支出からご説明いたします。1 款せたな町立国保病院費用、1 項医業費用、1 目給与費 14 万 4,000 円の減額の主なものは実績に基づく精査でございます。

続いて 134 ページでございます。2 目材料費 404 万 8,000 円の減額の主なものは、1 節薬品費で 300 万円、3 節医療消耗備品費で 180 万円の減額の精査によるものでございます。3 目経費 887 万 6,000 円の減額も精査によるもので、主なものとしましては 6 節光熱水費

で109万円の減額、7節燃料費で267万円の減額、続いて135ページでございます。12節賃借料で在宅酸素の機材等の借上料の精査で90万円の減額、13節委託料では、入院患者数の減少に伴う病院給食業務の精査など170万円の減額、15節手数料では外来患者数の減少に伴う臨床検査の減少など200万円の減額でございます。5目資産減耗費は、2節固定資産除却費で医療機器の更新に伴う固定資産の除却費の追加で50万1,000円の増でございます。

続いて136ページでございます。6目研究研修費は精査で、医療従事者用の1節図書費、2節研修旅費の減額で97万円の減額でございます。2項医業外費用は2万6,000円の減額、3項特別損失58万5,000円の減額でございます。

これらに対する収入は130ページをお開き願います。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益の1億755万6,000円の減額は、1目入院収益で8,694万4,000円の減額、2目外来収益で2,520万7,000円の減額でございます。いずれも実績による減額でございます。3目その他医業収益の追加485万円の主なものは、4節の緊急医療確保経費負担金の追加135万4,000円と4節の国保事業補助金で国民健康保険直営診療施設運営費補助金の349万6,000円の追加でございます。下のページ131ページのほうでございます。2項医業外収益の9,350万8,000円の追加の主なものは、3目負担金交付金、1節他会計負担金で不採算地区病院運営費負担金の9,397万9,000円の追加をお願いするものや続いて132ページでございますが、7目道補助金で国からの物価支援の高騰対策支援金ということで91万1,000円の追加でございます。3項特別利益は精算による10万円の減額でございます。以上のとおり収益的収入及び支出の均衡を図ったものでございます。

次に138ページをお開き願います。資本的支出でございます。1款せたな町立国保病院、資本的支出、施設建設改良費、1目有形固定資産取得費の減額は医療機器購入、医療従事者用車両の購入に係る入札執行残精査による減額でございます。

これに対する収入は戻りまして137ページでございます。1款せたな町立国保病院資本的収入1項1目1節共に他会計出資金の減額302万6,000円の主なものは、医療機器購入分に係る出資金の精査でございます。2項1目共に道補助金、1節職場環境整備支援給付金240万円、3項1目共に他会計補助金、1節国保事業補助金の412万5,000円は、それぞれ医療機器の購入へ充当したものでございます。

続きまして141ページをお開き願います。瀬棚診療所分の収益的収入及び支出の支出からでございます。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、1項医業費用では1目給与費の精査で250万4,000円の減額、2目材料費では、1節薬品費と2節診療材料費の追加で購入実績に伴い不足が生じる見込みのため、それぞれ30万円の追加をお願いするものでございます。続いて142ページです。3目経費264万3,000円の減額から下の143ページ中ほどの6目研究研修費50万3,000円の減額、それと2項医業外費用31万1,000円、3項特別損失10万円の減額まで実績による精査でございます。

これらに対する収入は139ページをご覧ください。3款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、1項、医業収益、1目1節共に外来収益では、医科及び歯科の診療実績により547万9,00

0 円の減額、2 目その他医業収益 1, 0 2 1 万 6, 0 0 0 円の追加の主なものは、3 節の国民事業補助金の国民健康保険へき地直営診療所運営費補助金の 1, 0 2 2 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。続いて 1 4 0 ページをお開き願います。2 項医業外収益 1, 0 2 1 万円の減額の主なものは、2 目負担金交付金、1 節他会計負担金、不採算地区の診療所運営費の負担金の精査でございます。1, 0 3 9 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。3 項特別利益につきましても精査で 1 0 万円の減額でございます。以上のとおり収益的收入及び支出の均衡を図ったものでございます。

続いて 1 4 6 ページをお開き願います。大成診療所分の収益的收入及び支出の支出からでございます。3 款せたな町立国保病院大成診療所費用、1 項医業費用、1 目給与費の精査で 6 0 万 4, 0 0 0 円の減額、2 目材料費も購入実績に伴う精査で 3 5 0 万円の減額、下のほうに進みまして 1 4 7 ページ、3 目経費で 1 8 4 万 1, 0 0 0 円の減額は実績に伴う精査と 6 節光熱水費で 1 0 0 万円の追加をお願いするものでございます。5 目資産減耗費から次の 1 4 8 ページの 3 項特別損失までは実績に基づく精査での減額でございます。

これらに対する収入は 1 4 4 ページをご覧ください。3 款せたな町立国保病院大成診療所収益、1 項医業収益、1 目 1 節共に外来収益では、精査により 4 3 8 万 1, 0 0 0 円の減額、2 目その他医業収益 8 0 1 万 9, 0 0 0 円の追加は、3 節国保事業補助金の国民健康保険へき地直営診療所運営費補助金の追加でございます。2 項医業外収益の減額 1, 0 2 0 万 2, 0 0 0 円の主なものは 2 目負担金交付金、1 節他会計負担金で不採算地区診療所運営費負担金の精査でございます。3 項特別利益につきましても精査で 1 0 万円の減額でございます。以上のとおり収益的收入及び支出の均衡を図ったものでございます。

続きまして 1 4 9 ページをお開き願います。資本金的收入のみの補正でございます。1 項 1 目 1 節共に他会計出資金 4 万円は精査による減額でございます。

以上で議案 1 6 号の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 1 4 議案第 1 7 号

○議長（平澤 等君） 日程第 1 4、議案第 1 7 号せたな町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） それでは議案その 2、1 ページでございます。議案第 1 7 号せたな町画地域持続的発展市町村計画の変更についての提案理由を申し上げます。令和 8 年 3 月までの現行計画を平成 8 年 4 月から令和 1 3 年 3 月までの 5 カ年の計画に変更し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による支援を活用するものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

吉田まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉田有哉君） 議案第 1 7 号せたな町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてご説明をさせていただきます。別冊のせたな町過疎地域持続的発展市町村計画案の 1 ページをお開き願います。まず 1 ページから 1 0 ページまで 1、基本的な事項について記載しておりまして、1 ページから 3 ページまでは（1）せたな町の概況として、①自然的、歴史的社会的、経済的諸条件の概要や②過疎の状況、③社会経済的発展の方向の概要を記載しております。3 ページから 5 ページにかけては（2）人口及び産業の推移と動向、5 ページから 7 ページまでは（3）行財政の状況、8 ページには（4）地域の持続的発展の基本方針や（5）地域の持続的発展のための基本目標として、①産業経済の振興や②定住移住 U ターン者の受入れに配慮した施策の推進、9 ページには③時代の変化に対応した施策の推進、④重点的かつ効率的な施策の推進、⑤広域的視点からの施策の推進、⑥人口に関する目標を記載しております。1 0 ページには（6）計画の達成状況の評価に関する事項や（7）計画期間、（8）公共施設等総合管理計画等との整合を記載しております。1 1 ページから 1 3 ページには、2、移住、定住、地域間交流の促進、人材育成について記載しており、1 1 ページでは（1）現況と問題点について、①移住定住と②地域間交流について記載し、（2）でその対策について 1 2 ページまで記載しております。1 3 ページには（3）計画、（4）公共施設等総合管理計画等の整合を記載しております。1 4 ページから 2 3 ページには、3、産業の振興について記載し、1 4 ページから 1 8 ページに（1）現況と問題点を①農業から⑦企業誘致及び起業支援まで 7 項目に分け記載し、1 9 ページに（2）その対策 2 0 ページから 2 3 ページに（3）計画を記載しております。2 3 ページには（4）産業振興促進事業と（5）公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。2 4 ページには 4 地域における情報化の（1）現況と問題点、（2）その対策を記載しております。2 5 ページから 2 9 ページまで、5、交通施設の整備、交通手段の確保について記載し、2 5 ページに（1）現況と問題点として道路橋梁や 2 6 ページには②地域公共交通について記載しており、

27ページに（２）その対策、28ページの（３）計画、（４）公共施設等総合管理計画等との整合を記載しております。29ページから34ページまで、6、生活環境の整備を記載し、29ページから31ページまで（１）現況と問題点として、①上水道から⑦防犯交通安全まで7項目に分け記載し、31ページに（２）その対策、32ページに（３）計画、33ページから34ページにかけて（４）公共施設等総合管理計画等との整合が記載されております。次に35ページから40ページまで、7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について記載し、35ページから37ページまで（１）現況と問題点を①高齢者福祉から④健康づくりの4項目に分け記載し、37ページに（２）その対策、38ページから40ページに（３）計画、40ページに（４）公共施設等総合管理計画等との整合が記載されております。41ページから43ページまでは、8、医療の確保について記載し、41ページに（１）現況と問題点、（２）その対策が記載され、42ページに（３）計画、43ページに（４）公共施設等総合管理計画等との整合を記載しております。44ページから47ページまでは、旧教育の振興について記載し、44ページから45ページまで（１）現況と問題点を①小中学校、⑥社会体育施設の6項目に分け記載し、45ページに（２）その対策、46ページに（３）計画、47ページに（４）公共施設等総合管理計画等との整合を記載しております。48ページから52ページまでは、10、集落の整備について記載し、48ページに（１）現況と問題点、（２）その対策を記載し、49ページから51ページには各地区の集落配置図、52ページには集落配置図地区名称一覧を記載しております。53ページから54ページには、11、地域文化の振興等を記載し、53ページに（１）現況と問題点、（２）その対策、（３）計画を記載し、54ページに（４）公共施設等総合管理計画等との整合を記載しております。55ページから56ページには、12、再生可能エネルギーの利用の促進について記載し、55ページに（１）現況と問題点、（２）その対策、（３）計画を記載し、56ページに（４）公共施設等総合管理計画等との整合を記載しております。最後となりますが57ページから58ページには、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項についてを記載し、57ページに（１）現況と問題点、（２）その対策、58ページでは事業計画、令和8年度から令和12年度の過疎地域持続的発展特別事業分一覧表を記載しております。

以上がせたな町過疎地域持続的発展市町村計画案の説明となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第18号

○議長(平澤 等君) 日程第15、議案第18号せたな町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(中川 譲君) 議案その2、3ページでございます。議案第18号せたな町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についての提案理由を申し上げます。

町の情報通信技術を活用した行政手続等を行うために、必要な事項を定めるため本条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

高橋総務課長。

○総務課長(高橋 純君) それでは内容について説明いたします。本条例は、町の条例等に基づく手続き等に関し、従来の書面による手続等に加えて、オンラインによる電子申請等を推進し、町民の利便性の向上を図るため、せたな町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定するものでございます。

4ページをお開き願います。条文の内容を簡略に説明いたします。第1条では、目的を定めており、情報通信技術を利用する方法により手続き等を行うために必要な事項を定め、手続き等に係る関係者の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図り町民生活の向上に寄与する旨を規定しております。

第2条では、定義を定めており、各号に掲げるそれぞれの用語の意義を定めております。

5ページになります。第3条では、情報システムの整備等について記載しており、町の機関は情報システムの整備及び安全性、信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない旨を規定しております。

第4条では、電子情報処理組織による申請等を定めており、条例等により書面で行うことが規定されている申請等について、当該他の条例等の規定にかかわらずオンラインによる申請等を行うことができる旨を規定。

6ページになります。第5条では、電子情報処理組織による処分通知等を定めており、他の条例等により書面等で行うことが規定されている処分通知等について、当該他の条例等の規定にかかわらずオンラインによる処分通知等を行うことができる旨を規定しております。

7ページになります。第6条では、電磁的記録による縦覧等を定めており、他の条例等により

書面等で行うことが規定されている縦覧等について、コンピューター等により作成された電磁的記録により行うことができる旨を規定。

第7条では、電磁的記録による作成等を定めており、他の条例等により書面等により作成、保存することとしているものについて、当該他の条例等の規定にかかわらずコンピューター等により作成された電磁的記録により行うことができる旨を規定。

第8条では適用除外を定めており、手続き等のうち対面確認が必要なものや既に他の条例等でオンラインによる申請等が規定されている場合は適用を除外する旨を規定。

第9条では、添付書類等の省略を定めており、他の条例等により住民票の写しなどの書面等があつて、申請等に際し添付することが規定されているものについて町の機関等が添付書面等の情報を入手し、または参照することができる場合は当該他の条例等の規定にかかわらず添付を要しない旨を規定。

8ページになります。第10条では状況の公表を定めており、行政手続きのオンライン化の推進に関する状況についてインターネット等により随時公表する旨を規定。

第11条では、委任で本条例の施行に関し必要な事項は規則で定める旨を規定しております。附則として本条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第20号

○議長（平澤 等君） 日程第16、議案第20号せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 続いて議案その2、3ページでございます。議案第20号せたな町学

童保育所条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。北檜山学童保育所を北檜山小学校に併設することに伴う位置の変更及び学童保育所の定員の見直しを図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

長内健康推進課長。

○健康推進課長（長内 京君） せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例について内容について説明いたします。北檜山学童保育所を北檜山小学校に併設することに伴い、住所変更が生じ、また近年の児童数の減少により瀬棚及び大成学童保育所の定員の見直しを図るため条例の一部を改正するものであります。

それでは議案書15ページ、新旧対照表をご覧ください。第2条学童保育所の名称、位置及び定員の規定であります。第2条の表、北檜山学童保育所の項中の1、せたな町北檜山区豊岡212番地の2をせたな町北檜山区豊岡200番地に改め、瀬棚学童保育所の項中の定員20人を10人に改め、大成学童保育所の項中の定員15人を10人に改めるものです。附則としてこの条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第23号

○議長（平澤 等君） 日程第17、議案第23号せたな町営牧場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 議案その2、25ページでございます。議案第23号せたな町営牧場条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。せたな町営牧場の利用の範囲を町外の農業者が育成する家畜も受け入れることができる規定とするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

小林農林水産課長。

○農林水産課長（小林和仁君） それでは議案第23号の内容についてご説明いたします。このたびの改正は町外の農業者が育成する牛と馬について当町の町営牧場でも受け入れることができる規定とするため、その一部を改正するものでございます。

27ページの新旧対照表でご説明いたします。第5条牧場の利用の範囲でございます。改正前第5条第2項を、改正後は第5条第3項とし、第2項を新たに追加するものでございます。第2項で町長は牧場の管理上支障がないと認めるときは、町外において主として農業を営み家畜を育成しようとする者に利用させることができると規定いたします。次に別表の改正でございます。改正前は町外の家畜の料金規定がないことから、改正後では町外の料金規定を設け、牛につきましては6ヶ月令から12ヶ月令320円、13ヶ月令から18ヶ月令340円、19ヶ月令以上370円。馬につきましては、成馬370円、仔馬250円を追加するものでございます。附則としましてこの条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（平澤 等君） 以上で本日の議事は終了しました。

お諮りいたします。

議案調査のため明日から３月１０日までの８日間休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め、明日から３月１０日までの８日間休会することに決しました。なお３月１１日午前１０時に再開いたしますので当議場に参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後３時１６分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年5月22日

議 長 平 澤 等

署名議員 大 湯 圓 郷

署名議員 菅 原 義 幸

令和8年第1回せたな町議会定例会 第2号

令和8年3月11日（水曜日）

○議事日程（第1号）

1 一般質問

○出席議員（12名）

1番 石原広務君	2番 梶田道廣君
3番 藤谷容子君	4番 福島豊君
5番 横山一康君	6番 本多浩君
7番 橋本一夫君	8番 熊野主税君
9番 吉田実君	10番 大湯圓郷君
11番 菅原義幸君	12番 平澤等君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	河原泰平君
教育委員会教育長	小坂橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	中川讓君
総務課長	高橋純君
まちづくり推進課長	吉田有哉君
財政課長	佐藤英美君
税務課長	佐々木正人君
町民課長	濱口喜秋君
福祉課長	阪井世紀君
健康推進課長	長内京君
農林水産課長	小林和仁君
建設水道課長	平田大輔君
会計管理者	杉村彰君

国保病院事務局長	手	塚	清	人	君
認定子ども園長	本	田	和	矢	君
総務課長補佐	尾	野	裕	也	君
まちづくり推進課長補佐	奥	村	大	樹	君
財政課長補佐	中	山	康	春	君
税務課長補佐	長	内	解	人	君
町民課長補佐	黒	澤	美知子	珠	君
福祉課長補佐	古	守	亜	樹	君
福祉課長補佐	栗	谷	一	夫	君
福祉課長補佐	水	野	万寿	吾	君
地域包括支援センター所長	今	川	勇	子	君
健康推進課長補佐	垣	本	利	行	君
農林水産課長補佐	井	村	裕	史	君
農林水産課長補佐	伊	藤	哲	平	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	希子	君
国保病院事務局次長	竹	内	亜	志	君
まちづくり推進課主幹	稲	船	洋	津枝	君
町民課主幹	三	浦	三	未	君
地域包括支援センター副所長	大久保	保	麻	真	君
農林水産課主幹	斉	藤		伯	君
農林水産課主幹	撫	養	和	隆	君
建設水道課主幹	川	上	佳	也	君
建設水道課主幹	吉	田	一	二	君
建設水道課主幹	岡	島	讓	大	君
建設水道課主幹	村	井	貴	央	君
出納室主幹	小	林	朱	子	君
国保病院事務局主幹	山	川	彩	啓	君
国保病院事務局主幹	大	庭		輔	君
総務係長	竹	内	佑	史	君
地域生活係長	栗	城	惇	智	君
情報管理係長	又	村		恵	君
広報統計係長	西	田	幸	人	君
商工労働観光係長	山	崎	英	也	君
財政係長	高	森	直	太郎	君
障がい福祉係長	平	田	慎	代子	君
包括支援係長	山	崎	記		君

地 域 支 援 係 長	安 藤 麗 香	君
地 域 支 援 係 長	田 畑 貴 子	君
健 康 推 進 係 長	干 場 美 沙 代	君
子 ども 子 育 て 支 援 係 長	清 水 美 千 子	君
下 水 道 係 長	小 川 寛 雄	君

《瀬棚支所》

支 所 長	濱 登 幸 恵	君
養護老人ホーム三杉荘所長	近 藤 智 博	君
次 長	山 本 亨	君

《大成支所》

支 所 長	浜 高 正 明	君
次 長	高 橋 真 一	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	古 畑 英 規	君
次 長	斉 藤 哲 章	君
次 長	尾 野 真 也	君
主 幹	藤 谷 希	君
給食センター学校給食係長	伏 見 尚 志	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西 田 良 子	君
次 長	松 林 功	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	高 橋 純	君
書 記 次 長	尾 野 裕 也	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	上 野 朋 広	君
次 長	松 原 孝 樹	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	上 野 朋 広	君
次 長	松 原 孝 樹	君
主 事	神 野 翔 亜	君

再開 午前10時00分

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員12名で定足数に達しておりますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 一般質問

○議長（平澤 等君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますように、質問、答弁については簡明にお願いしたいと思います。

それでは通告順に順次発言を許します。

2番、梶田道廣議員。

○2番（梶田道廣君） それでは質問をさせていただきます。

近年働き方改革や子育て支援法などの社会的情勢の変化により、職場環境も昔と比べ大きく変化をしております。町内の各職場においても残業時間上限問題や育児休暇に関することなど様々な問題に取り組んでいますが、現在、消防署職員数は瀬棚支署と本署が統合されて以後23名、大成支署では合併時より変わらずの13名体制で維持されています。年々救急出動や災害出動、警戒、各種研修などで休むことなく働いているのが現状だと思いますが、町として現状の人数体制で十分と認識しているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 梶田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、働き方改革や子育て支援制度の拡充など社会全体の環境が大きく変化する中で、消防職員に求められている業務量や勤務のあり方はこれまで以上に厳しさを増しています。せたな消防署におきましても、救急出勤件数の増加に加え、風水害等の自然災害、各種警戒、訓練や研修など業務が多岐にわたっており職員一人一人の負担が大きくなっていることは町としても十分認識しております。職員数につきましては、せたな消防署23名、大成支署13名と合併後に行われた組織統合による定数を維持しておりますが、働き方改革や育児休業の促進といった新たな制度にも対応していく必要がありますので、現場とも十分協議しながら体制強化について検討を進めてまいります。いずれにいたしましても、住民の生命、財産を守る消防体制の確保は町としても最も重要な責務の一つでありますので、現場の実情をしっかりと踏まえながら持続可能な消防体制の維持に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（平澤 等君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） ただいま町長のほうから前向きなご答弁をいただきましてありがとうございました。ただ私もいろいろ用意をさせていただいておりますので、現在の消防体制についていろいろとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、頭の中で人数とかを言いますので頭

の中で計算なりシミュレーションしていただければと思うんですけども、今言いましたようにせたな署では23名、大成支署では13名という形ですけれども、大成支署では署長含めての13名、せたな署ではせたな署長とそれから瀬棚分遣所長合わせての23名ということで実質の職員数はせたな署21名、大成支署12名で3交代で勤務を行っているのが実情です。緊急時、救急車等の時ですけれども、大成支署の場合のお話をさせてもらいますが、署長以外で4名の方が出勤しております。そのうち救急等で要請があった場合には3名出動します。中に残り1人となりますので、その時点で補充人員を休みの日の人、また明の人、この方々を緊急招致して4人体制で望めるように体制を整えます。平日の日中でありましたら署長がいますので、署長のほかで2人の補充、そのほか土日、夜間に関しては3名の補充、本署でも同じことになるんですけども、そういう体制で臨んでいます。救急以外にも例えば外でのいろいろ啓発だとか、研修、それからいろいろありますけれども、そういう業務につきましては、勤務者は中から出れませんので、ほとんどの場合、仕事明けの人たちが行っているという状態で、何かあったときに、昔は町内の人がほとんどの職員でしたけれども、今はもう全道各地から集まってきているというのが実情です。どちらかが地元の人であれば結婚してお子さんがいたとしても、何かのときにも対応できるんですけども、お2人ともが町外の方だというときには頼るところがないです。この場合にはもう子供さんが何かあったときにもう対応できないと。そういうことで離職されるということも考えられると、そういう状態であるということなんです。何名が適正人数なんだというふうになりますと、3交代ということですので本署また支署、それぞれ3人いることで夜勤明け、また休みの日、この時に出勤要請をしなくても済むそうなんですけれどもなかなかそうはいかないと思う。ですからその中で、せめてまずは1人でも増員できないかというのが現場の声でもあります。支署、本署ともに各1人ずつ最低限まずは1人できることであるならば将来的に3人ずつの補充があればありがたいという話をされておりました。ちなみにどれぐらい忙しいのかということになるんですけども、令和4年、5年、6年の出動回数と人数を調べましたので、これは火災から救急その他警防とかそういう広報、訓練含め全部合わせてなりますけれども、令和4年度で合計857回、人数にして2,294人、延べです。令和5年なんですけど、出動件数901件、出動人員2,633人、令和6年、出動件数1,066件、出動人員3,204名ということで、年々増え続けているというのが現状なんです。その中で以前の人数でこの業務にあたるということは非常に苛酷なものがあると思いますので、その点も含めて今後の検討としていただければというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 梶田議員の再質問にお答えいたします。おっしゃるとおり消防職員の休暇中の出勤が常態化しているっていうことは町としても認識しております。そういう形でありますので職員の負担軽減を図るためにも適正な職員数の確保、またローテーションの配置の工夫等を考えていかなければならないと考えております。今回新採用で1名増という形で配置はされますが、今後、消防署と連携を図りながら適正な運用配置考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（平澤 等君） 榊田議員の1問目の質問を終わります。

続いて榊田道廣議員の2問目の質問を許します。

榊田議員。

○2番（榊田道廣君） それでは2問目の質問をさせていただきます。

家族介護用品の支給事業についてです。高齢化が進み介護が必要な方も増える中、家族が介護する在宅介護者が町内にも存在しております。このような方々に対し町では紙おむつ支給事業を行っていますが、制度上、利用できない方も少なくありません。国の補助金も8年度で終わるという話もございますが、サービスを頼りとしている町民も少なくないと思いますので制度の継続と利用基準の緩和が必要と考えますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 榊田議員の2問目のご質問にお答えいたします。

現在町で実施しています家族介護支援特別事業につきましては、現在の第9期介護保険事業計画において任意事業費の交付金対象分として、紙おむつや尿取りパット等に対し月額1人5,000円を上限に支給しております。利用対象者は町内に住所を有し、在宅の65歳以上で町民税所得割非課税世帯に対し、要介護4以上の介護認定または認定調査票の排尿等の項目において介助または見守り等に該当するものとしており、国及び北海道の交付金対象要件にもなっております。近年は入所施設の待機者の減少に伴い制度を利用する在宅介護者も年々減少し、令和8年2月末時点の継続した利用者は町内には3名となっております。制度の継続と利用基準の緩和とのご質問ですが、国では第10期介護事業保険事業計画においては交付金の対象外とする情報もあることから、令和8年度に策定を予定しています同計画におきまして、現在の利用状況や今後の在宅介護の推移などを勘案し、また町の財政状況に伴う補助金等のあり方などを含め総合的に検討を進めたいと考えております。

○議長（平澤 等君） 榊田議員。

○2番（榊田道廣君） ありがとうございます。そのとおりなんですけれども、次年度の予算も例年と同じく10人分予算を組まれている。60万という金額になると思うんですけれども、町長今3名とおっしゃいましたけれども、私のほうで把握しているのは4名になります。ほかの町のこの支援をされているとこ調べてみますと、うちの町は介護4ということなんですけれども、よそでは要介護1っていうのが多いんです。支給金額もそれぞれですけども、いろいろな事情があつての支給金額だと思いますからここは別に申しませんけれども、やっぱり支援を受ける基準です。普通で考えると3、4、5というのはもう入所される施設に入られる方になると思うんです。この制度自体は待機者がいるというときの制度だったと思うんですけれども、今はそうじゃない中で、こういう方々がいるということはもう3、4ではなくてやはり1からするべきじゃないかなというふうにまず考えます。それとこの所得制限ですけども、所得制限非課税となっておりますけれども、これ非課税というよりも所得制限は設けないほうが利用しやすいんじゃないかなというふうに思いますけども、この点をお願いしたいのと、あと要支援云々の話もしましたけれども、例えば認知症とか、そういう方でもそういった症状のある方おられるという話もお聞きし

ておりますので、そういう意味でも対象は広げるべきではないかなというふうに思います。いずれにしても現制度を利用している人だけじゃなくて、これからも65歳以上ということであれば対象者となる方もおられるのかなと思います。令和8年度で国、介護保険のほうからの補助ですか、そういうものもなくなるような話もお聞きしてますけれども、やっぱりこういう少ないながらも必要としている方がおられる以上、町としてこれは支援すべき事業と私は思いますので、そこら辺を町としてどのようにお考えなのか改めてお聞かせください。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） まず要支援の介護度の部分でございますが、先ほども申し上げましたとおり確かに要介護4以上というまず大前提を設けております。ただし認定調査票におきまして排尿、排便等の困難な状況であるということで、介助また見守りが必要ということであればつけております。その部分は認知症の度合いにつきましても、当然総合的に考えておりますので、その部分で緩和というか、幅を広げているというふうに私は認識しております。所得制限につきましても、やはり在宅において経済負担があるということで、現在のところ設けております。その部分も含めてですが、第10期介護保険事業計画の中で総合的に議論していきたい、検討を進めたいと考えておりますのでご理解願います。

○2番（梶田道廣君） 町としての継続部分は考えているのか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 先ほど申し上げましたとおり、ニーズ等も含めて総合的に検討してまいりたいということでございます。

○議長（平澤 等君） 以上で2番、梶田道廣議員の一般質問を終わります。

続いて3番、藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 不登校の子供と親への支援について質問いたします。教育行政執行方針に不登校への取組について、スクールアドバイザーを学校などに派遣するほか、不登校の児童生徒を受け入れる教室や保護者を対象とした交流会の実施など、悩みを抱える児童生徒やその保護者に対する心のケア、指導、助言などの支援を引き続き行ってまいりますとありました。教育長にお尋ねします。不登校とは子供のどのような状態であり、1番大切な支援は何であると考えますか。

教育長と町長にお尋ねします。親への支援の一つとして給食を利用しない児童生徒に給食費相当額の給付を検討してはいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 小板橋教育長。

○教育長（小板橋司君） ご質問にお答えいたします。1つ目の不登校についてですが、文部科学省による不登校の定義として、児童生徒が病気などを除く何らかの理由により欠席が年間30日以上続く状況を指します。1番大切な支援としては執行方針のとおりですが、まずは児童生徒が不登校となった要因を把握し、児童生徒の声に耳を傾け、見守り、その子に合った成長を支えるために学校や家庭はもとより、必要に応じて関係機関とも情報共有し学校や家庭に適切な支援を働きかけを行うことが1番大切な支援と考えております。

次に2つ目の給食費相当額の給付についてですが、学校給食は食に関する指導を含めた学校における食育活動であることから、親への支援となるとまた別の話になるかと思えます。また本町の学校給食については不登校の児童生徒分も含めて用意しているのが現状でございます。教育委員会としましては、いつ出席しても対応できる環境が大切だと考えておりますので、給食費相当額の給付については考えておりません。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） ご質問にお答えいたします。給食費相当額の給付についてですが、教育長と同じ考えでございます。やはり私としても、学校給食というものは食育の一環と考えておりますので、いつ出席しても対応できることが大切だと考えております。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 教育長に再質問を2点お尋ねします。

子供が学校に行けなくなったとき親は動揺します。育て方が悪かったのではないかと自分を責めることもあります。原因を探り、何とか登校させようと焦ることもあります。そうした親の不安や焦りは子供に伝わり子供の心の傷を癒すことにはなりません。子供には安心して休む権利があります。子供も親も安心できる支援としてスクールアドバイザーの活躍、保護者を対象とした交流会はとてもよいものだと思います。子供や親を責めずに理解しようとするのが大切です。不登校は子供の怠けや甘えではないという理解が広がるのが安心につながります。同じような認識だと考えてよろしいでしょうか。これが1点目です。

2点目は、子供が低学年の場合、親は仕事を休んだり続けられなくなったりします。学校に行けば給食があるのに、休むのであれば昼食を家で用意することになります。登校したり休んだりする場合、学校への連絡とともに昼食のことを考えます。このときに学校が給食を用意してくれているというのは大変ありがたいことでもあります。しかし1学期間、場合によっては1年、2年、3年と登校できない子供もいます。親は仕事もできない上に、登校していれば給食費の無償化により家計の負担が軽くなる部分の支援を受けることができません。食べることでできなかった給食費について、あとで支給されることが経済的な支援になるとともに親の安心に繋がると考えるのですがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 小坂橋教育長。

○教育長（小坂橋司君） 再質問2問です。理解が広がるということがということですが、基本的には同じ考えです。教育委員会としましては学校と協力して保護者、そして児童生徒と学校にこれない子供、保護者と繋がっていることが1番大事だと思いますし、国でも言ってます不登校は問題行動ではないと。もちろんそれは学校、教育委員会として共有した考えでおりますので、認識的には同じだと思います。

2つ目の経済的支援という話ですが、先ほども言いましたけども学校給食というのは基本的に学習の教材の役割があります。肥満、朝食欠食といった子供の食生活を改善するために給食を通して食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように学校で食育に取り組んでいます。ですので学校給食を取らないからといって、その分の相当額を支援するとい

うのは、さっきも言いましたけどもちょっと違った話になるのかと思います。今の話も聞きましたけど、これから学校給食の本来の目的と、そしてちょっと質問とはずれるかもしれませんが、不登校支援ということで家からも出れない子供がいるかと思うので、まずは給食を家の外で食べることができないか。学校給食本来の目的を果たしながら登校支援につながるようなことを学校と考えてみたいと思います。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 学校給食は食育活動だということはよくわかります。その上で給食が家の外で食べることができないかというそういう検討をされるということも大変いいことだというふうに思います。しかし経済的な支援の観点で重ねて教育長と町長に再々質問いたします。この4月から国の制度として公立小学校での学校給食無償化が実現する予定です。その内容は小学校の学校給食に係る食材費を国と道で2分の1ずつ支援する。交付金は非喫食者、非喫食者というのは給食を食べない児童です。非喫食者も含めた在籍児童数で算定し、非喫食者の取扱いについては学校設置者の判断に委ねる。今まで町の予算で負担していた食材費が小学校については国と道から在籍者分出るということです。この機会に給食を食べない児童生徒の親への支援を検討していただきたいと思います。文科省のホームページにある学校給食費の抜本的な負担軽減に関するQ&Aでは非喫食者に対する金銭給付の支援は、各学校設置者において事業化していただく方向とあります。給食を食べなかった日数で学期ごと、または学年ごとに申請するとか、完全に休んでいる生徒の保護者とは給食を止めることも話し合ってもいいと思います。全国では、まだ少しですが不登校も対象とした全員無償化の取り組みが始まっています。福岡県の大野城市とか、山梨県の甲府市とかほかにもありますけれども、せたな町はかなり早くから学校給食の無償化を行ってきた先進地だと思います。その先進地として事務負担は増えると思いますが、子供を中心に考えて心が折れた状態の子供が安心して休めるように、子供も親も安心できるように給食費の給付について検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 小坂橋教育長。

○教育長（小坂橋司君） この4月から国から小学校分の給食費、食材費相当分きますけども、国ではそういうふうに言ってます。学校設置者の考え、設置者は町長なんですけども、教育委員会としましては先ほど言いましたけども、やっぱり学校給食というのは、やっぱり食育で学校でみんなで食べると、その一つ一つが教育、教材となってますので、それを家庭で食べる分の支援というのは教育委員会としてはちょっと考えづらいかなと。先ほど言いましたけども、不登校支援と合わせた形で学校給食を食べてもらえるように手立てを考えていきたいというふうに考えます。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 私としても先ほど申し上げましたとおり、学校給食は食育をまずメインとして考える、その形でいきたいと思います。当然、教育長も申し上げましたとおり不登校生徒に強制的に出てきなさいってということではない。それは十分認識しております。ただいつでも学校に登校できるんだよというそういう環境づくりは大事だと思います。スクールアドバイザーの

制度、親の会合、藤谷議員もおっしゃいましたが、そういう形で当町も教育委員会を中心に進めております。そういったこういう経済対策だけでなく、まずは子供の心理的負担を軽くして不登校の状態を少しでも改善できる、そういった形を教育委員会とともに歩んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で、藤谷容子議員の1問目の質問を終わります。

続いて2問目の質問を許します。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 非核平和の町としての今後の取り組みについて質問いたします。せたな町は平成19年に非核平和のまち宣言をし、一昨年末から役場などに宣言文プレートを張り出していますが、今後の取り組みについて質問します。自治体加盟の主要な平和組織には、平和首長会議と日本非核宣言自治体協議会があります。平和首長会議は世界の都市が国境を越えて連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指すもので、現在166カ国8,563都市が加盟しており、日本では佐世保市以外の全ての自治体が加盟しています。日本非核宣言自治体協議会は非核宣言を行った自治体が連携し、核兵器廃絶に向けた具体的な活動を行う組織で国内368自治体が加盟しています。町長にお尋ねします。

1、平和首長会議にはいつ加盟したのですか。またこの組織について町民への周知をしていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

2、日本非核宣言自治体協議会への加盟も行い、自治体の権限を生かして平和を守る取組をしてはいかがでしょうか。

3、今後の取組として検討していることがあればお答えください。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 藤谷議員の2問目のご質問にお答えいたします。

1点目ですが、平和首長会議には平成23年7月に加盟しております。平和首長会議は、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目的とした団体であり、せたな町が加盟している旨について広報誌を活用して周知したいと考えております。

2点目ですが、世界の恒久平和が町民の願いであり、人類共通の願いであると思っておりますので、現段階では日本非核宣言自治体協議会の加盟につきましては考えておりません。

3点目ですが、町民への啓発活動として平和祈念パネル展などを実施し、核兵器の廃絶と平和の尊さを啓発する取り組みを実施したいと考えております。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 再質問を行います。2月28日アメリカとイスラエルがイランに大規模な先制攻撃を開始しさらなる戦火が広がっています。トランプ米大統領は、私に国際法は必要ないと公言し国連憲章と国際法による平和秩序を否定しています。そんな今だからこそ力による支配ではなく国連憲章に基づく平和秩序を求めて力を合わせる必要があります。先ほどの答弁で平和首長会議について広報紙で周知していただくということで、それはとてもよいことだと思います。広報紙だけでなくホームページなどでも、町によっては非核平和宣言をしていることをホー

ムページに書いて、そこから繋がる形で加盟する平和関連組織というのを載せているところがあります。せたな町のホームページでは、私が一般質問をしたあとでホームページに非核平和宣言が載ったんですけれども、それは町政情報の中の1番下にその他があって、その他を開かないと出てこないんです。これをその他ではなく非核平和のまち宣言というふうにして、宣言文を入れてそこから加盟する平和関連組織というのを繋げて入れていただくということも検討していただきたいと思います。また先ほど日本非核宣言自治体協議会への参加は考えていませんという答弁だったんですが、その理由がちょっとよくわからなかったので、その理由についてもう一度説明していただきたいなというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 藤谷議員がおっしゃるとおり、現在世界は平和秩序の乱れ等、憂慮する事態が多発していると理解しております。まずホームページの掲載につきましては、このホームページの機構整理の関係もありますので、載せ方の工夫はそういうのも検討して工夫していきたいと考えております。

続きまして、日本非核宣言自治体協議会のことでございますが、まずもちろん私も含め、国民の願いということで考えているということで、特に協議会に入らなくても実現できるということ、その思いは果たせるということが一つ。

もう一つは、藤谷議員のご質問にあったとおり、平和首長会議に私どもも加盟しておりますので、その団体におきましても平和と核兵器廃絶を願っておりますので、その活動の中で実現できるというふうに考えておりますのでご理解願います。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 今平和、非核の世界を作っていくことが国民の願いだというふうなお話がありましたが、残念ながら非核3原則を変えていこうというような動きがあります。また先ほどトランプ大統領の例を出しましたが、やはり軍事対軍事でやっていこうというその抑止力に頼ろうというそういう流れも強まっている中で、そうではなくて平和の秩序を作っていくことが大事なんだというのを今まで以上にアピールしていくことが大事ではないかと考えます。安全保障は一人一人の命と生活の問題です。自治体の住民の命と生活をどのように守っていくのかということを町として考えていく必要があると思います。憲法では国と自治体は対等平等です。自治体の役割は住民の福祉の増進、それを進める前提が平和ではないでしょうか。そういう意味で自治体の権限を生かして平和を守る取り組みをやっていただきたいと思います。日本非核宣言自治体協議会は、全国の自治体さらに全世界の全ての自治体に核兵器廃絶平和宣言を呼びかけるとともに、非核宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的としています。これも平和首長会議と同じように大変意義のあるものです。せたな町が加盟することで道南のほかの非核宣言自治体の加盟にも繋がると思います。そういった意味でほかの近隣の自治体が加盟してないからということは考えずに、ぜひ考えていただきたいと思います。軍事対軍事の抑止力論に基づく政治は非常に危険な道です。平和憲法に基づく外交努力で対話を重ねることこそ真の平和をつかみ取ることに繋がります。そういうことで先ほどパネル展を実施考えているということで、

それも大変意義のあることだと思います。私が以前一般質問で行った平和祈念式とか、被爆地への中学生派遣事業などもまた考えていただきたいなと思います。創意工夫して平和核兵器廃絶に関わる取り組みを進めるべきだと思います。ぜひ今回提案した日本非核宣言自治体協議会の加盟も再度検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 藤谷議員の再々質問にお答えいたします。

議員おっしゃられるとおりの力対力、軍事力対軍事力ではない、対話と対話その形こそ平和に繋がるものと、それは私も同感でございます。その中で当町は平和首長会議に加盟させていただき、またこれは1市を除く全国全ての自治体が入っているという大きな組織というふうに認識しております。その中の活動の中で私どもは非核平和、恒久平和、そういうものを追求していきたい。その中で活動させていただく中で足りなくなればまた非核宣言自治体協議会等の加入も考えながら平和については考えていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で3番、藤谷容子議員の一般質問を終わります。

続いて7番、橋本一夫議員。

○7番（橋本一夫君） ただいま議長の許しがでましたので一般質問にさせていただきます。

まず一般質問に入る前に、1月29日に突然、気象気候の変動によって海難事故へと進み亡くなられた2家族、4人の方々のご冥福をお祈りいたします。また1日も早く残った1名の方が発見されることを願っております。

それでは質問に入ります。町なかにおける高齢者の交通手段の確保についてということで町長に伺います。せたな町の中心地への交通手段については、3区ともにデマンドバスの運行により地域住民は助かっていると思います。今後も町財政を考えながらより一層利便性が高まるよう努めてもらいたいと考えております。その一方で人口の多い北檜山地区、新町、元町、緑町、徳島、中央町、本町、寿町など、まちなかの高齢者の交通手段の確保が必要であると考えております。そこで町内循環型の運行やデマンドバスに準じた運行計画を考えていただきたいと思います。また利用者が余り負担にならないような財政面での支援政策など合わせて検討していただきたいと思います考えますが町長の見解を伺います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 橋本議員の1問目のご質問にお答えします。令和8年4月より小倉山方面及び松岡方面のデマンドバス運行が開始され、町内全域において市街地から遠い地区の方が通院や買物ができるようになります。その一方で議員の質問のとおり市街地区に住んでいる高齢者の方の日常生活に係る交通手段の整備が求められており、せたな町地域公共交通活性化協議会では、令和8年度に町内を循環運行するまちなかバスの実証運行を行い、運行の方法や運賃の在り方、各デマンドバスとの接続など数カ月の期間をかけて検討、検証していくこととなっております。こうした実証運行の結果を反映し令和9年度中の本格運行を実施したいと考えております。

○議長（平澤 等君） 橋本議員。

○7番（橋本一夫君） ありがとうございます。実証運行の実施に繋がって私は大変うれしく思います。またそれを期待されている町民で交通の不便さを感じている方に大変希望に繋がるものと考えております。それで実証運行が実施されたあと、前にもありましたんですけども、その次の年からまたなくなったよという話にならないように、国の交付金や国の補助金を利用した考え方があるのか、その辺伺います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 橋本議員の再質問にお答えいたします。

前回の場合コロナの関係で経済対策も含め、まちなかバス運行した経緯があります。そのときのデータも含めまして、今回につきましても実際まちなかバス実証運行いたしまして、その成果を見てまいります。もちろん国の補助金も活用しながら運行を進めてまいりますので、その辺勘案しながら進めてまいりたいと考えてます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で橋本一夫議員の1問目の質問を終わります。

続いて橋本一夫議員の2問目の質問を許します。

橋本議員。

○7番（橋本一夫君） それでは国保病院の今後についてということで、町長の見解をお伺いします。当初の計画では令和7年から令和8年に改築が終了している時期ではないかと私は思っております。また当初の方針では医療面で町民を支える地域に密着した病院づくりを進めるとしておりました。しかしながら様々な問題が未解決でありますので、私はもっとスピード感を持って進めてほしいと思っております。国保病院の改築や当面の課題について現時点での町長の見解を伺います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 橋本議員の2問目のご質問にお答えいたします。

国保病院については、老朽化に伴い基本構想及び基本計画を策定し改築に向けて進めてきたところでございます。常勤医師の退職が続いたことにより施設整備の前に医師確保の見通しを示すことが優先的事項となったことに加え、建設コストの高騰などの事情も重なりなかなかスムーズに進めてこられなかったことと承知しております。国保病院の改築においては、町の財政状況や患者数の減少、ただいま申し上げた建設コストの高騰のほか、議会特別委員会からの中間報告を受け、当初計画である35床の病院建設について医療等対策審議会に諮りながら見直しをしているところでございます。規模の見直しなどにより、事業費を縮減した建設が財政的側面から可能なのかの確認や改築が難しい場合に考えられるほかの方策についても比較検討する作業を進めているところでございます。いずれにしましても議員の言われるようにスピード感を持って方向性を決めなければならない時期に来ておりますことから令和9年度の予算編成時期を目処に方向性が示せるよう議会特別委員会や医療等対策審議会等検討を重ねてまいります。改築を除いた病院事業における当面の課題については全国の公立病院で課題となっております経営の悪化に伴う繰入金金の増加と医師確保の2点が主なものと認識しております。病院事業全体の体制のあり方や予

算規模の見直しなどを進めるとともに、常勤医師の確保に向けて取り組んでまいりますことをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 橋本議員。

○7番（橋本一夫君） それでは再質問します。議会特別委員会の中間報告では、医療体制について現在1病院、2診療所の体制となっており、その上、体制を維持するならば最低、医師の確保は5人で目標を6名とした上で診療体制について診療所をフル診療体制とされたいということになっております。また新病院建設について医療従事者の意見を反映し働きやすい環境づくりについての意見集約に努めることや医療と介護の連携強化に取り組むべきとしていたが、現時点において建設に関わる計画全体の見直しが必要であることから再度計画を示すことが望まれるというふうに中間報告では書かれております。そのことを町民に全体的に周知することが必要でないかと私は考えますが町長はどのように考えておりますか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 橋本議員おっしゃるとおり様々な課題がありまして、議会からもその課題につきまして中間報告としていただきました。中間報告に対して答弁させていただいたことは議会報告等でもされると思いますし、また今後の進行につきましても医療等対策審議会の流れ等につきましても必要があれば周知していく、そういう形になると思いますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 橋本議員。

○7番（橋本一夫君） それでは最後の質問をしたいと思います。町長が町長になられまして初めて1月22日、23日に戸田中央メディカルケアグループ、上尾中央医科グループ、そして板橋メディカルシステムに町長の動向の中では挨拶に伺ったと示しておられますけれども、その中について何かありましたら率直に発表してもらいたいというふうに思っております。ただの挨拶であったのかということ伺います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 今橋本議員がおっしゃられましたIMS板橋メディカルシステム、また戸田中央メディカルケアグループ、上尾中央医科グループへの訪問でございますが、こちらの3病院につきましては当町にゆかりがある。そのことから創設者がプール建設や基金の創設、また町内に病院を開設するなど多大なご協力をいただいておりますので、まずその新町長としてのお礼も兼ねてのご挨拶でございます。その中で昨今の医療体制、経営の情報交換としまして現在診療報酬が低いということもあり、そういった経営の状況もお伺いするとともに医療連携や例えば医師スタッフの人事交流など、そういったことも可能なかどうか、そういう新たな当町との連携はできないものかということも含めお話をしてきたところでございます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で7番、橋本一夫議員の一般質問を終わります。

ただいまより 11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5 番、横山一康議員の一般質問を許します。

横山議員。

○5 番（横山一康君） それでは町長に令和 8 年度予算における予算編成方針と町長の就任時の所信表明についてお伺いしたいと思います。令和 8 年度予算は河原町政にとって初めての予算編成であります。予算編成は厳しい町財政の中、河原町長が町政運営において今後何を大切にするのか、何を削ってどこを手厚くするのか、そこから町長がどんな未来を描いていくのか河原町長の価値観や政治姿勢が表れてくるものだと思っております。昨年 10 月の所信表明では、これまでの事業に加え新たに 6 点の施策方針が述べられました。①豊かな地域資源を利用した産業の発展、②暮らしコミュニティの向上、③行財政体制の効率化、④未来を担う子育て教育の推進、⑤観光交流人口の拡大、⑥医療、救急、健康、福祉、介護の連携強化と推進が挙げられております。これらの施策方針は新年度にどう反映されているのかお伺いいたします。どの事業にどれくらいの規模の予算がついているのか具体的にお知らせいただきたいと思っております。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員のご質問にお答えいたします。私の所信表明における 6 点の施策方針が令和 8 年度予算にどう反映されているかのご質問ですが、主なものを述べさせていただきます。まず 1 点目の豊かな地域資源を利用した産業の発展につきましては、ウニやナマコなどの種苗確保や藻場形成、養殖などの育てる漁業としてウニ資源増殖事業などに 2,023 万円、みどりの戦略に基づく有機農業などの環境保全型農業推進に 430 万円、ICT の活用事業としてスマート農業支援に 2,000 万円、再生可能エネルギー関連事業として脱炭素化推進補助金 500 万円並びに温熱利用による町施設脱炭素推進のために北檜山 4 号井新設 1 億 9,917 万円の予算を計上いたしました。また予算上には計上されませんが、地域環境保全のために治山砂防ダムのスリップ化について引き続き要望してまいります。

次に 2 点目の暮らしコミュニティの向上につきましては、交通弱者の足の確保、交通網の整備としてデマンドバス運行事業費補助金などに 1 億 1,589 万円、自主防災組織の構築として災害対策費などに 1,315 万円、合併処理浄化槽設置補助金の拡充に 360 万円、クールスポットの整備として情報センター等のエアコン設置に 1,133 万円の予算を計上いたしました。

次に 3 点目の行財政体制の効率化につきましては、デジタル化の推進として行政情報ネットワーク機器更改業務などに 1 億 1,717 万円、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画更新経費として 440 万円の予算を計上いたしました。また令和 8 年度中に職員の職階別会議の創設と

機構改革などの検討を進めてまいります。

次に４点目の未来を担う子育て、教育の推進につきましては、小中学校や認定こども園等の給食において地域の農水産物を活用し、せたな産給食の日など地産地消による食育を含めた給食賄材料費として４，４０５万円、子供の遊び場充実させるため北檜山区川沿団地の児童公園遊具整備事業として１，４３１万円、登校用スクールバスに檜山北高等学校の生徒も乗車可能にするなどバスの運行業務に１億３，３５３万円の予算を計上いたしました。

次に５点目の観光、交流人口の拡大につきましては、地域おこし協力隊などのＩターン者を呼び込むため地域おこし協力隊事業所派遣事業に４，８２０万円、定住による各産業団体の起業や後継者対策として担い手奨励金事業の年齢要件等拡充を行い、また産業活性化補助金などに２，１００万円の予算を計上し交流人口の拡大、定着を図りました。

最後の６点目の医療、救急、健康、福祉、介護の連携強化と推進につきましては、安心できる医療体制の保持として国保病院の医療情報システム更新事業及び各診療所の医事システム更新事業に９，９６６万円、救急、健康、福祉、介護の連携体制の強化として、せたな消防署大成支署の高規格救急自動車整備に４，７５５万円、福祉灯油購入助成の給付量を拡充することにより１，２２４万円、高齢者の孤立化を防ぎ生きがいづくりと見守り体制の強化を図るため、介護保険居宅サービス事業や生活支援支え合い基盤整備事業などに１億６０６万円の予算を計上いたしました。厳しい町財政の中ではありますが、所信表明で掲げた６点の施策方針のうち以上が令和８年度当初予算反映した主なものと考えております。今後も引き続き対話と協働を進めながら、未来に続くまちづくりを目指し町政の推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○５番（横山一康君） 細かく述べていただいてわかりました。ただ今述べていただいたのは新規の事業もありますけど、これ私河原町長が当初、令和７年の所信表明で謳ったものとなかなかリンクしてこないようなところも見受けられるんです。町長のこれは後援会のビラですかね。これと所信表明はほとんどリンクしてるんです。そのときに町長は選挙戦を通じて所信表明も通じてせたなブランドっていうのをかなり強く訴えていらっしゃいました。そこについては今お聞きしたところ全く触れられてなかったような気がします。そういうところどうなるのかなっていうのが非常に不明瞭ですし、あとこれ私、予算の総額、令和８年度の概要説明資料これ見ててあれって思いながら見てたんですけど、よくこれ見ていくと町長は、去年の私の１２月の一般質問だったと思うんですけど、そのときに私は同じように所信表明についてお聞きしてるんです。所信表明の中で優先的にどのような事業を河原町長は積極的にやっていくんだ、優先的にやるものは何なんだっていうふうな政策でどういうのをやるんだということをお聞きしてるんです。そうなってくると、町長はこう答えて、優先的にやる施策は私としてはすぐに実行させたい施策もあります。来年度の予算編成を行っているところで引き続き継承していかなければいけない事業もあります。財政状況も勘案し優先順位を決め施策を展開していきます。このあとなんです。優先する施策については産業の振興、そして交通網の整備、医師確保を含む医療体制の構築、

教育の支援の充実、このような4点を私の一般質問に答弁されてるんです。ところがこの概要説明資料を見てみると、例えば産業分野のところですよ。農林水産費は支出のところ4,300万円減になってるんです。10.4%の減です。R7ベースです。10.4%4,300万円の減というふうになってます。商工費これは41%減で1億294万4,000円の減、こういうふうになってるんです。ただこれは一概に令和7年と令和8年で比較できるものではないんです。商工費なんか特に昨年はサケ公園の整備で約1億近く予算ついてたと思うんで単純にこれ比較はできないと思うんですけど、町長がもしご自分がおっしゃった優先的にやるもの産業の振興、交通網の整備、医師確保を含む医療体制の構築、教育の支援、このような4点をしっかりやっていくのであれば私はこういう極端な予算額の減少というのは本来ないんじゃないかなというふうに思うんです。なぜ町長は見える形で自分の所信表明したものを予算化できなかったのか。そこについて少ししっかりとお話ししていただければと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の再質問にお答えいたします。まず見える形ということですが、8年度予算の予算方針におきましても厳しい財政事情ということで、財政計画のほう先日常任委員会でも出ささせていただきましたが、そういった財政事情を勘案してまず全体的な予算の縮減を図る形で予算を組ませていただきました。その中で当然継続していく事業、まだ途上のもの、そういったものは継続していくということで当然その効果も含めまして私は必要な事業として判断して計上させていただいた次第です。それを優先しておりますので、まず当初の所信表明の中で生かせるもの、またさらに9年度、10年度に持っていくものというものは出てきます。今回計上できるものにつきまして、また私の所信表明でも挙げました6点にもつながるものとして、例えば環境関係、産業関係、交通関係、教育関係それをつけてきたというふうに私は考えております。産業については、せたなブランドのお話も出てきましたが、これにつきましては例えば農産物、水産物単体のブランドもあれば、例えば潮トマトのようなブランドもあれば、また私が所信表明でも申し上げましたとおり横断的に1次産業で作ったものを2次、そして2次で加工し3次で販売する。そういった仕組みを作っていくということにつきましては、産業団体、生産者、それから販売者。そういった人たちと横断的に考えていかなければならない。それを今後進めていきたいということで、予算のほうにはまだ見えませんがそういう形を進めてまいりたいと考えてます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） やっぱり今町長最後におっしゃいました、せたなブランドで話していくと見えやすいと思うんでそこを深めていきたいと思うんですけど。これ1次産業、2次産業、3次産業合わせて6次化って言われてます。そういうような横断的な取り組みでせたなブランドをつくっていくという町長の構想というのは非常に私も理解できるんです。ですからこそ今回、予算には反映してないというふうにおっしゃいましたけど、こういうの見えるような形にさせていただいたかったなっていうのは私だけかもしれないんですけど、そういうところを河原町長に期待

しながら河原新政権を迎えた方が多かったと思うんです。この6次化一口におっしゃいますけど、この横断的なものを作っていく、これ非常に難しいんです。単体でやる、さっき潮トマトっていうお話も出ましたが、そういうのは割と簡単ではないんですけど農家の方たちがこれやっしていきたいというふうになれば、それはそれで作るほうは作るほうで一生懸命作っていきますからできるんです。ただそれをブランドまで価値を高めていって、いろいろな付加価値をつけて6次産業化まで持っていくっていうふうになるとかなり時間がかかりますし、あとはいろいろな調整能力っていうのが必要になってくると思うんです。そういう役割っていうのを私たちは多分、町に期待するところだと思うんです。例えばもし今河原町長がおっしゃったような横断的なものを作るのであれば、きちんとした協議会です。そういうものをせたなブランド形成協議会っていうですか仮称で、そういうものを設置してしっかりとせたなブランドをいつまでにこういう仕組みで作っていくんだ。こういう組織体でやっていくんだ。こういうようなものがやっぱり打ち出されないと本当にこれってできるのかなというのは非常に不安になってくるんです。掛け声は非常にいいんですけど、実際中身はっていうとなかなか見えてこない。こういうところについて町長どういうふうにお考えなのか、せたなブランドのところでちょっと深めていければなと思います。ここ1点お答え願いたいなと思うんです。

もう1点ここも深めておかなきゃいけないと思うんですけど。町長のこの③のところで行財政体制の効率化っていうふうなことをおっしゃってます。それ今回の町政執行方針、これ見ても17ページに書いてあるんですけどたった3行なんです。中身はというと公共施設等総合管理計画、これを更新しますよと。そのことによって公共施設の適正配置と長期的な財政健全化を図っていく。様々な角度から行政体制の見直しを進めますっていうふうに3行で書いてあるんです。これだって町長、町長はこの講演会のビラでも行財政体制の効率化というふうなことおっしゃってるんですから。もっとこれなんか本当に予算をそんなに伴わないでできることだと思うんですけど、こういうところ行財政の健全化、効率化というのを本当に考えてるのかどうなのかっていうふうなことしっかりこれ2点目でお答え願えればなというふうに思います。あとこの件についてちょっとくどくなって申し訳ないんですけど、包括業務委託これも町長たしかおっしゃってました執行方針のときに3点目の行財政体制の効率化、デジタル化をの推進、役場窓口で各種証明書の発行だけでなくコンビニや商業施設で取得できるよう全国共通システムの導入を進めます。あと業務委託制度を活用し複数の業務や施設管理業務を一括し、人手を不足を補うために人材の横断的活用を進め業務の効率化を検討していく。こういうものがスッポリと今回の町長の予算編成方針ですとか執行方針の中から抜け落ちてる。こういう大事なところ、行財政のところ非常に大事なところなんでここを河原町長はどのように考えて新年度やっていくのかということと、あと産業のところをしっかりとお答え願えればなと思います。

よろしくお願いします。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の再々質問にお答えいたします。議員おっしゃられるとおりブランドは単体のものは簡単っていうか、簡単ではないんですが比較的立ち上げやすい、それは理

解しております。そのために6次化を含め農業、漁業、商工そういった各産業体の協議会というものは私も必要と感じております。ブランドの在り方も含め例えばそのブランドにつきましてどういう基準でやっていくか。どういうものをせたなブランドとしていくか、そういったことも考えていくことが必要とは考えます。そういうものを検討していくにあたり段階的に進めていかなければならない、そのように私は認識しております。

協議会につきましては、この8年度中で検討して立ち上げを進めていきたい、そのように考えております。また行財政体制の効率化でございますが、こちらにつきましては内部の部分、外部に関わる部分両者現れてきます。どうしても国の基準のこともありますので、内部の機器の更新等も入ってきます。それによって少しでも業務の効率化、それによってまず行政の効率化を進めてまいりたい。さらに包括委託のお話も出てきましたが、これにつきましては8年度の行財政のあり方の検討をしていく中で、これについても併せて考えていきたい、そのように考えております。デジタル化につきましては、例えば住民票等のコンビニ交付の話を私はさせていただいております。これについても現在も検討中でございますが、国のシステムとの連携等の部分まだ足りない部分もございます。そういったことも含めまして、いつの時点で導入したらいいのかっていうのを見据え見極めているところでございます。町民の皆さんの利便性のいい形がとれるようにデジタルの交付を考えていく、窓口の効率化にもつながりますので、そういったことも含めて行財政の改革検討の中で進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で横山一康議員の1問目の質問を終わります。

続いて2問目の質問を許します。

横山議員。

○5番（横山一康君） ここでお願いしていいですか。ちょっと数字結構出てきますので皆さんに資料を用意してますので、資料お配りいただければと思いますが許可願えればお願いします。

○議長（平澤 等君） わかりました。許可いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

横山議員の2問目の質問を許します。

○5番（横山一康君） それでは2問目の質問をさせていただきたいと思います。持続的な財政運営と財政健全化目標の策定について町長にお伺いいたします。今月見直し手続きを経て公表されたせたな町財政計画を見ると、町の財政は今大きな岐路に立っていると感じています。さらに令和8年度予算案に目を移すと繰入金額が12億8,554万円に上り、歳入の13.6%を占めています。令和に入ってから4億円から5億円台だった繰入額が令和5年から急激に増加し、令

和7年度に11億6,000万円あまりと倍以上に膨らみ新年度はさらに増加しております。この繰入額の急激な増加に私は強い危機感を覚えております。一方、財政調整基金を見ると令和2年度に15億3,000万円あまりあった基金残高は令和8年度には6億9,000万円まで減る見込みです。このままのペースで基金を取崩していくと令和10年度には不測の事態に備えるための大切な基金が限界を超えていく予測も財政計画では出ております。これは単なる数字の問題ではなく町民サービスをこれからも安定して提供できるかどうか。極めて深刻な状況に入っていると私は認識しております。今、私は町民の皆さんにいたずらに不安を与えたいわけではありません。大切な基金が限界を迎えてから慌てて町民サービスを後退させるのではなく、若干の余力がある今のうちに知恵と汗を出し合い財政の健全化の明確な目標を策定し、行動すべきだと考えています。繰入金の12億8,000万円という額は今すぐ取り組むべき削減目標だとも言えます。この12億8,000万円という数字を一つの目安として持続可能な財政運営のための大胆な財政健全化目標を策定することについて町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の2問目の質問にお答えいたします。令和8年2月に見直しましたせたな町財政計画では令和12年度までの将来推計を立てており、今後もさらなる物価高騰や大型事業などの影響により基金残高は減少していくものと予測しております。令和8年度予算案では繰入金の額が12億8,554万円、合併以降、過去最高の繰入額となり横山議員同様に強い危機感を持っております。町としましてもこの繰入金の額を削減目標と捉えており、持続可能な行財政運営のためスピード感を持って事務事業の見直しや公共施設の統廃合、歳入の確保を進める必要があると考えております。令和8年度には公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直しを予定しており、各公共施設の維持、統廃合、長寿命化といった方針を具体化してまいります。また受益者負担の適正化や補助金等の見直し方針の策定、職階会議体やプロジェクトチームの設置による機構改革などを進め、この危機的状況からいち早く脱却し持続可能な行財政運営を確立するための対策並びに財政健全化の目標を策定することを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） 確認だけ町長に、うなずいていただければいいので。財政健全化目標を作るということでよろしかったですか。うなずいていただければそれで、わかりました。それでは財政健全化目標を策定するという力強いお言葉でしたので、逆の想定問答も作ってましたんでもしかしたら作らないって言ったらどうしようかなと思ったんですけど、作るってということで非常に河原町長の今の現状認識っていうのは私と気を一にしているというふうなことで確認させていただきました。これやっぱり作らなきゃいけないんです財政健全化目標というものを今。令和8年3月、今月発表されました財政計画です。せたな町の見直し版があるんですけど、これ本当に非常にショッキングな数字が出てます。34ページに収支計画というものが載ってるんですけど、これしっかり私町民の皆さんにも知っていただきたいと思いますんでここで、これ発表されたものですから話しても大丈夫ですよ。令和10年度に財政調整基金がゼロになるという

ような数字が出ております。そしてもう一つショッキングなのが、その他、目的基金もゼロになるよと。令和10年です。来年、再来年です。あっという間に来ます。この危機感をやはり町だけじゃなくて議会もそうですし、町民皆さんにしっかりと共有していただいて、これから知恵と汗を出してこの難局を乗り切っていく、このような財政健全化方針目標の策定やっていただきたいなと思います。そこで町長にこういうことは、今回一歩前進してるんで今まで私こういう質問何度もやってるんですけど、そのときには検討しますというようなことを同じような答弁いただいてるんですけど、しっかりと健全化目標を立てるって言ったのは今初めてですのでここは大いに期待するところなんですけど。このときに一つちょっと提案させていただきたいなと思います。いつもやるやるって言ってなかなかこう形になってこないの、そこ形になるように先に布石を打っておきたいなと思います。まず歳出削減のところ。歳出削減のところ、ここも先ほど町長も申してますけど、まずハード面では、やはり公共施設再編統合ということは、ここはもう避けて通れないと思うんです。今回、幸運なことに公共施設等総合管理計画と個別施設計画しっかりと予算づけされてますので、そこで見直し、しっかりかけていただきたいなと思うんです。ただこれもいつも前の高橋町長も公共施設については見直すよって言ってたんですけど、なかなか見直しただけじゃなかった実際的には。公共施設等総合管理計画見えますと、ほとんどが大胆な改革になってないというのが実態なんです。平成28年に第一次の計画が作られて、令和4年でしたか改訂版が出て、今その中で動いてるんですけど、そこをどうしても形式的って言ったらちょっと失礼なのかもしれないですけども、あえてそのように使わせていただきます。あんまり気を悪くなくさらないでいただきたいと思うんですけど、どうしても形だけの計画になってるなあっていうふうに私は思いますので、今回これを改定するんですから、ここに関してはしっかりと血の通った計画で見直しをハード面でしっかりやっていっていただきたいなと思います。ここについては非常に難しいことだと思うんですけど。ここはぶれずに曲げずにやっていっていただきたいなと思います。

あと次に歳出削減のソフト面、これも事務事業の見直しって言うことはずっと言われてるんです。これはせたな町新町になってから行政改革大綱なんか見ても公共施設と同じで、事務事業の見直しって言うのは常に言われてるんですけど、これもなぜかやってるのに予算規模がどんどん膨れ上がってるっていうような感じです。これではいささか不本意だと思いますので、ここについてもしっかりやっていただきたいなと思います。これも財政計画から少しお話ししておきたいなと思います。財政計画の歳出編という推計の資料がこれも3月に出てるんですけど、これの2ページでは維持補修費というのがあるんです。これも令和3年に計画立てたときには令和8年で2億9,100万円ぐらい維持補修費かかるんじゃないかと言われてたんですが、約1億3,000万円ぐらいアップの今年度の推計では4億2,300万円という億単位で令和3年に作った部分より上がっている。維持補修費がどんどんどんどん高くなってるよというふうなことこの計画でも出てるんです。これは当然、公共施設等総合管理計画とリンクしてきますのでここはしっかりと見直ししていただきたいなと思うんです。その裏に3ページにです。この補助費なんです。この補助費っていうのはやっぱり解説のところにも書いてあるんですけど、補助費っていうのは

歳出の中の予算で最も大きな割合を占めている経費だというふうに書いてあるんです。これも当初の推計だと13億8,000万円だったのが、見直ししたときには令和8年度で23億900万円このように倍増近い形でアップされています。こういうところをしっかりと事務事業の見直しでやっていかなければいけないと思います。ただこれは病院事業会計ですとか、水道、下水会計というのがここに入ってるんで、ちょっと見た目に私ちょっと誇大広告じゃないんですけど、今まで過去令和5年までは病院と水道と下水道の繰出金は入ってなかったんで、それが入ってこれだけ増えるっていうことなんですけど。これやっぱり病院と水道と下水この繰り出しってというのがものすごいんです。これ総額で言います。持ち出し分だけでなくルール分も入れてですけど病院会計は5億5,500万円、水道会計は2億ちょっと、下水道が3億7,200万円、合わせて11億円以上の繰出をこの補助費の中からやってるんです。こういうものについてもしっかりと考えていかないと歳出削減できていけないと思いますので、ここしっかりと考えていただきたいと思います。あと外部団体への補助、これも今私は持ち合わせておりませんが、こういうところにも、もうメスを入れないと歳出削減するのはなかなかできないと思いますので、そこもしっかりとメスを入れていかなきゃいけない場所だなというふうに思いますので、しっかりとやっていただきたいと思います。これが歳出削減の私の今思ってるところはハード面とソフト面、公共施設についてと、あと事務事業の見直しをしっかりとやっていただきたいなというところです。あと次に歳入のところです。これ削るばかりでなくて増やすところも当然必要だと思います。町長は先月の総務厚生常任委員会なんかでも、ふるさと納税を増やすこういうようなこともおっしゃってました。あとそれも大切なことなんですけど、やはり私はここは町民の皆様にも受益者負担の公平性というような観点からある程度のご負担をいただかなければいけない局面になったのかなと思います。ここについては非常に高齢化率が高まって大変な町ではあるんですけど、ここに関してはしっかりと取り組んでいって、受益者負担の公平化という観点から進めていっていただきたいと思っています。

最後にもう1点、政治的な視点から申しておきたいと思います。今私が言ったように受益者負担の適正化このようなものを図るときには、やはり町民への説明っていうのは非常に大切なものになってくると思います。ここは河原町長、政治家として説明責任をしっかりと果たしていただいて、今、町の財政状況はこのような状況で、今すぐに手を打たないと取り返しのつかないことになるので、町民の皆さんぜひここはご理解ください。ただ未来永劫ずっとこのような負担を強いられるわけではないので光が見える道筋をしっかりと描いて、そういうような説明責任を河原町長が先頭になってやっていただきたいとこのように考えております。ここを町長に今しっかりとご答弁願いたいなと思います。このハード面、ソフト面、そして政治的側面から見てこのような財政健全化の方策を町民にしっかりと説明できるのかどうなのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の再質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、資料のとおりでもございますが、確かに繰入金等年々増加している、それは私も感じているところでございます。まず私が上げさせてもらってます公共施設管理計画の見直し、それにつきましては施

設の見直しは進めていくことは急務と考えております。施設におきましては一時避難所の指定だとか、もしくは投票所としてもありますが、その辺も総合的に考えて計画してまいりたい。そういうふうに見直していきたいと思います。先ほど維持補修費の話も出てまいりましたが、確かに現在、老朽化が進んで維持補修費もかかる状態にはなってます。さらに建設費の高騰もございまして、それは確かに上がっていく要因にはなっております。その部分につきまして今後の公共施設管理計画の中で縮減にもつながるように進めていきたい、そのように考えております。事務事業の見直しでございしますが、事務事業の見直し、予算規模の縮減だけではなく行政の効率化ということで体制の検討っていうことも考えられます。もちろん事務事業の見直しでさらに予算規模が縮減できる形まで持っていくのがベストなんですけど、そういった形も含めて今後検討していきたいところです。繰出金の話も確かに年々増加しているところですが、この企業会計の部分、これをさらに効率化を図っていく。またさっきの歳入のことにも繋がりますが、受益者負担についても、受益者負担の増、利用料の増です。それについても検討していかなければならない課題と考えております。さらに外部団体の補助金のあり方ですが、これも一定の基準を設けて検討してまいりたい。それによって自立できるところは自立していただきますし、また新たな補助が必要な部分はそれで投資していく、そういうメリハリも必要かと考えております。こういったことも含めまして確かに私に説明責任はあると考えております。会議や集会等も含め事あるごとにこの状況も説明する、そういったことで考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） 町民への説明っていうのは会議やそういうところで当然やらなきゃいけないと思うんですけど、ここに特化したものでしっかりとやっていただきたいというふうなことを私の要望として上げさせておきたいと思いますので、それも財政問題に関してしっかりとした説明会をやるのかどうなのかっていうのを再々質問でお答え願えればと思います。

もう1点なんですけど、これ端的でいいです。これ平成の大合併で合併した町や市が合併後20年過ぎたところでいろいろなことになってます。いろんな報道がされてます。非常に財政危機だと道内でもかなり新聞をにぎわしてる市もあります。本州のほうに目を転じてみてもそのような市や町はあります。せたな町はそういうような状況にはあるのかなのか、そこをお聞きしておかなければいけないと思います。先ほど私言いましたように財政計画の収支推計です。これを見て令和10年からはもう財政調整基金がゼロで、令和11年度、令和12年度は赤で書いてあるんです。マイナス13億6,300万円、令和12年はマイナス28億5,900万円このようになってるんです。我が町は今報道されているような、そういうような市や町と同じような状況にならないという確約をしていただきたいのと、この数字をどう解釈していいのか河原町長に再度お伺いしておきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の再々質問にお答えいたします。日本全国どの自治体も厳しい中、より一層厳しい状態の市町村も出てきております。私としてもその状態に陥らないように進

めてまいりたい。これは職員も含め全町民、そして議会も含め一丸になって取り組んでいかなければならないことと感じております。そういったことも含めまして町民の説明でございますが、単体また地区懇談会など、そういったことも活用しながら説明する機会を作っていきたい、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） 私、最後に財政推計の中で、財調が令和10年にゼロ、令和11年に赤、12年も赤になると、このことについて町長どういう認識されてるのかお聞きしたいと思うんですけど、そこをお答え願いたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 申し訳ありません。この推計でも見られますとおり大変厳しい状況と認識しております。それも含めまして令和8年行財政の見直し改革を進めていきたい、そういうふうな意気込みでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で5番、横山一康議員の2問目の一般質問を終わります。

ただいまより午後1時まで食事休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

5番、横山一康議員の3問目の質問を許します。

横山議員。

○5番（横山一康君） それでは3問目の質問をさせていただきます。第3次せたな町総合計画策定における対話と協働の実効性と策定スケジュールの再考について河原町長にお伺いいたします。私は河原町長が掲げる対話と協働の政治理念を高く評価しております。この理念の真価が問われるのは、本町が財政危機の入口に立っている今だと思います。これからは事業の見直し、公共施設等の再編統合、使用料等の料金改定など避けて通れない厳しい決断を迫られる時代に入ったと私は認識しております。この厳しい局面に入った今これから10年先のまちづくりの基本的指針となる総合計画を策定することは非常に意義のあることだと思っています。これまでの計画の策定に当たっては各種団体から審議委員を選任していただき、町民や関係団体にアンケートを実施し各区や様々な世代と意見交換をして作られてきました。また、職員からも施策提案を受け計画に反映されてきました。立派な総合計画が策定され今も継続中ではありますが、間もなく計画期間を終えようとしている今、どれくらいの町民や職員がこの計画を意識してまちづくりに励んでいるのでしょうか。計画が描いていたような町になったのでしょうか。財政が縮小時代に入り

これから10年先のまちづくり計画を考えると一層厳しい政策の選択と集中が求められます。それらを町民と共有するには、より丁寧な計画策定が欠かせないと私は考えております。町民との対話と協働には時間と労力が必要です。計画策定には、まず第2次計画の総括を行う必要があると考えます。拙速に計画をまとめ上げるより今年度を対話を通した総括と現状分析の年、令和9年、令和10年にその成果をもって計画立案の年とすることを提案させていただきたいと思います。町民や職員との熟議に基づき10年後の将来像を描き、未来に続くまちづくり計画を立て歩んでいきたいと思っておりますが、河原町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の3問目のご質問にお答えいたします。

第2次総合計画は令和9年度をもって終了することに伴い、令和8年度より第3次総合計画策定に向け取り組んでいく考えであります。町の考えとしては総合計画の策定にあたり町長の諮問に応じ必要な調査及び審議を行うため令和8年度に総合計画策定審議会を設置し、また庁内においても策定委員会、専門部会、庁内プロジェクトチームを設置し、計画策定に向け、各課一丸となって検討、協議を図っていきたいと考えています。特に令和8年度は町民との対話やアンケート調査を実施するなど様々な方からの意見の聴取に努め、これまで庁内での政策調整会議において計画の進捗状況等を確認してきてますので総合計画審議会に報告するなど、併せて第2次総合計画の検証を行っていきたいと考えております。町民からのご意見等や第2次総合計画の検証を基に令和9年度に第3次新たな町総合計画を取りまとめ、審議会からの答申を基に総合計画を完成させたいと考えております。横山議員のご提案では3年間での計画立案ということですが、様々な課題や町民の声を受け、これからの10年間のまちづくりでめざす姿や進むべき方向性を示す計画であるため、空白期間を生じさせることなく3次計画で新たに示す進むべき方向性に向かい町民の皆さんとともにまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） 私3年間でこの計画を策定したらどうかという提案で、新年度令和8年度をしっかりと第2次計画の総括対話の時間としてはどうだというふうな提案をさせていただきましたが、今の町長の答弁でありますと、その総括については計画策定と同時進行で行っていくというようなご答弁だったと思います。計画どおり令和9年にまとめをして令和10年から計画を実行していくというような答弁でした。果たして本当にそれでいいんでしょうか。私はまだそうですねとは言えません残念ながら。町長も当然ご存じのことだと思うんですけど、この総合計画の策定義務というのは、もう今自治法上ないんです平成23年に廃止されておりますので、これは絶対つくらなきゃいけないっていうものではないんですこの総合計画というのは。でありますからこれを作らなかったからといって別に法律違反をしてるわけでもないですし、町が任意で作ってる計画であるんで、やはりこれは私は拙速にやる必要はないなというふうに思います。そして町長、今ほどご答弁の中に計画の空白期間を作りたくはないというふうなご答弁あったと思うんですけど、私は総合計画がなくても総合計画の下にたくさんの計画があります各分野別の

計画です。保健関係であれば介護福祉計画ですとか福祉計画、先ほども質疑しましたように公共施設であれば公共施設等総合管理計画、あとデジタル田園都市の総合戦略とかもありますし、過疎計画、たくさん計画が下にありますので、その下位計画をもって十分対応もできますし、国の補助金の対応もそちらで十分要件を満たすと思いますので、総合計画が必ず必要だというような計画ではないはずなんです法的には。私たちがこれは任意で作るといようなもの、やはりまちづくりには大きな指針がないとダメだと思いますので、私はこの総合計画は必要なものだと思います。ただ前回の計画、今日私持ってきてますけど、これは2018年から2027年までの計画です。立派な計画があります。これ今町長おっしゃったその計画の手続きです。その手続き、私もこの総合計画作る裏に資料が出てますんでそこから調べさせていただきましたけど、今、町長がおっしゃったとおりの進め方をしてると思うんです。策定委員会に諮問をして町民との対話やアンケートをしっかりとって各世代、各関係団体からの意見集約をしっかりとっていくといようなことで作っていくといようなことで、ほとんどこの第2次計画と同じような計画の手続きを経て手法で作っていくといようなお考えだったと思うんですけど、本当にそれでいいんでしょうか。そこは私非常に疑問なんです。町長今の時代認識どう認識しておられますか。第2次計画を立てたときもかなりもう時代は右肩上がりではなく、右肩下がり時代だったと思うんです。それが今はその右肩下がり時代が一層急角度で落ちてってる。人口然り財源然り逆さまに角度がついて落ちてってるといような状況なんです。10年前とは全然、時代加速度的に悪くなってると思うんです。そういう認識に立てば私は、しっかりとこのときにこれから先10年間、この計画は熟慮して立てていくべきだと思って今日冒頭で申したような提案をさせていただきました。この第2次計画がしっかりと計画どおり進んでまちづくりがこの通りに行ってるっていうなら私はこの同じ手法を取ってもいいと思うんですけど、今日町長持ってこられてますか、持ってこられてないですか。この第2次計画、これ第2次計画は重要な指標というのをつけてあるんです。数値目標です。この数値目標を明確に出した計画でかなり野心的な、具体的な計画だったんです。ちょっとまた財政の問題でしつこくなって大変申し訳ないんですけど、これ91ページに行財政運営というところの指標があるんです。これ2017年財政調整基金の残高は16億9,800万円だったと。そして2027年の目標は19億6,900万円増やしますよっていうこういう目標を立てているんです。私、第2問目でお話しましたこの2027年までいかないう2026年度末で6億9,800万円あまり、全然違うんです。計画どおりいってないんです。その下に経常収支比率、財政の硬直化を表す比率が出てます。2017年、平成28年では82.4%でした。2027年の目標は80%以下を目指す。これは健全な自治体の経常収支比率80%以下だよっていうふうな国からも指針出てますので、80%以下を目指すといふふうに書いてあるんですが、令和6年、2024年の決算を見ますと、87.6%です。計画を7.6ポイントもオーバーしてる。財政の硬直化が一層進んでる。こういうような計画が出てるんです。描いたまちづくりになってないんです。さらに町長がおっしゃるように、対話と協働、私冒頭で申しました。この政治理念、非常に共感しますし、そこは高く評価しておるんですが、対話と協働といふところで、やっぱり町民との協働、一つの指標これも挙げられてます。地域活動等推進事

業によるコミュニティー活動の実施町内会数、これは2017年20件あったそうです。2027年の目標は30件、1.5倍目指すと言っていました。今年度2025年度、令和7年度では何とこれが12件になってるそうです。2017年より後退してるんです。全くこの第2次総合計画が描いたまちづくりと違う状況がかいま見えるんです。これほかの数値もあるんで数値どおりになってるところもあるのかもしれないんですけど、こういうところを今回これ第2次計画は指標が全部出てますんで、そういう指標を1回きちんと分析していくっていうこと。相当これ時間がかかります。職員は通常業務に加えてこれをやらなければいけないというふうになってくるとかなり時間はかかることだと思いますので、そういうことを考えると少し余裕を持った形でこれから先の10年間大きく時代が変わる。ここの10年間の計画は余裕を持った上で立てるとというのが私は最善の策だというふうに思いますので、今の私の質問を聞いてお考え変わったかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の再質問にお答えいたします。確かに指標、目標達成してるもの、してないものがございます。財政の部分、先ほどの収支比率等含めて達成してない部分もあれば、また達成してる部分もございます。コミュニティー活動の目標20に対して12件、これも達成ができていない。当初達成はしてたんですが、コロナ等も通じてそれを機にコミュニティーの高齢化も含め活動が停滞してきている部分もある。それは私も認識しているところでございます。そういった状況ではありますが、検証しながら調査を進めていく、そういうスタンスで私は進めていきたいと考えております。先ほど下位計画があればということでしたが、私も横山議員がおっしゃるとおり、まちづくりの総合指針となる総合計画は必要と感じてます。それは同じ方向性だとは思いますが、私は基本的に集会等、また子育てサークルだとか高齢者の団体だとか、そういったところからも聞き取りする中で検証しながら新しい点を吸い上げていく、そういう形をとっていききたいと考えております。アンケートにおいても検証も含め新たな方向性をその中で探っていく、そういう手法で進めてまいりたいと考えております。私としてはスピード感を持って進めたいという思いもございますので空白期間を生じさせず進めてまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） まず町長にお伺いしておきます。空白期間を生じさせる1年空白期間ができる、どういう弊害があるのかそこはまず端的にお答え願いたいと思います。そして町長は丁寧に聞き取りをしていく、検証しながら計画を立案していくこのようにおっしゃってました。本当にそういうふうにできるんでしょうか。聞き取りしてそれで1回で終わりですか。前回の計画、これ私、詳細な調査はしてないんですが、第2次計画の後ろに資料として計画策定の経過というのが全部出てるんです。ここから拾っただけなんですけど、これでいくと聞き取りしっ放しなんです。聞き取りをして、それをもう1回フィードバックしてやりとりを繰り返す、このようなものやっついていかないと本当に町の課題、町民が考えているまちづくりについてなかなか意見って

出てこないと思うんです。これ私が参加する立場だったら1回聞き取りされたところで、本当に思ってること話せるかどうか。聞き取りをする職員との信頼関係ですとか、慣れとかもありますよね。町民とのそういうような温かいやりとりの中で町民が本当の言葉をしゃべってくれて、それを形にしていく、こういうようなプロセスが私は非常に大切だと思ってるんです。それをやるためには、まずしっかりと町民からのヒアリング、それやるっておっしゃってるんですけど、それを形だけで終わらせるんじゃないくて、やっぱり1回じゃなくて、最低でも2回、3回丁寧なやりとりをしながら本当に今、町民が考えてること課題、これからの夢そういうものをしっかりと形にしていくというのが私はこの総合計画の役割だと思っています。非常に時間かかることなんで、そこについてはやはり私は空白期間を作ってもやる価値はあると思いますので、そこをしっかりと考えていただきたいなと思います。そのことを2点目として、もう1回しつこいんですけど空白期間があっても作ってくださいと。3年間かけて作ってくださいということをもう一度お聞きしたいことと、あともう1点、これ委託しますよね。今回委託費、総合計画についてますので、コンサルタントの方を入れてやっていただくと思うんですが、これ決してコンサルタントの方にお任せにしないでいただきたい。ここは約束していただきたいと思うんです。計画の根幹となるとやはり町の職員、町民その人たちがしっかりと作ってそれをサポートする、コンサルタントはあくまでも水先案内人、いろいろな私たちの支援、サポートをするそういう役割なんだよと。ここはコンサルタントを入れるのは私は大変いいことだと思うんですが、そういう意味でのコンサルタントを入れるということ、ここ確約していただきたいなというふうに思います。3点、再々質問でお願いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の再々質問にお答えいたします。まず丁寧な進め方ということで聞き取りは進めてまいります。そのフィードバックについては様々な方法あると思います。アンケートにより再度聞き取りする、またはその会合にまた足を運ぶ、そういった形も含めて丁寧に聞く、フィードバックを考えていきたいと思います。最終的にはパブリックコメントでその計画のある程度青写真ができたところで確認はしますので、最終的にはその具体性の部分をもってさらに皆様に聞く機会はあると思います。そこはきちんと進めたいと思います。また空白期間のことにつきましては、どうしても下位計画との整合性をとっていきたい。この総合計画をもってまた下位計画の新たな指針となりますことから、そこは私は空白を生じさせないで進めたいと考えております。

最後コンサル任せにしないというところでございますが、当然、町の考え方、それからコンサルのいろいろ補助してくれる部分はございますが、当然、町が主体的になってそれを考えていく。もちろん政策、まちづくりそれは当然私たちが考えていかなきゃいけない。皆様からいただいた意見を生かして考えていく。決してコンサル任せにせず進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で5番、横山一康議員の一般質問を終わります。

続いて9番、吉田実議員。

吉田議員。

○9番（吉田 実君） 町長にお尋ねします。

せたな町農業に対する基本的な考えについて、現在の農業情勢は水田政策の抜本的見直し、生産資材や飼料の高騰、そして後継者や労働力不足など様々な問題がある中、農家それぞれがこれまでの経験なども生かし創意工夫を凝らしながら経営を行っているところです。町長は、昨年就任後の所信表明で豊かな地域資源を活用した産業の発展を掲げ、生産から加工、販売までのさらなるせたなブランドが創造できるよう農林水産業に加え、商工業との連携を生産者並びに各関係機関、団体とともに進めると述べておりました。また本定例議会での令和8年度執行方針では、農業分野においては、これまでの事業の継続を基本に担い手対策の強化や改変した小規模土地改良事業を進めていくことなどを述べられていました。これまで町長が述べられていることは、今後のせたな町農業にとって必要であると認識していますが、これらの施策の根源となる町長のせたな町農業に対する基本的な考えを伺いたいと思います。

一つ、今後のせたな町農業を維持、発展させていくために最も重要だと考えることは何かお伺いいたします。

二つ、第2期農業振興ビジョンの策定から3年が経過しようとしているが、現時点での進捗状況と策定時から状況が変化している部分への対応についてどのように認識しているかお伺いいたします。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは吉田議員のご質問にお答えします。

1点目の今後のせたな町農業の維持、発展のために最も重要と考えることは、担い手や労働力の確保、農作物を安定的に生産できる体制の確立、新たな振興作物への取組、環境を活かした特徴ある栽培法が重要と思っております。当町の農家戸数、農業従事者数は年々減少が進み70歳以上の割合は約35%と高齢化も進んでいる状況であります。担い手や労働力の確保対策を常に考えていかなければならないと考えており、地域おこし協力隊制度を活用し耕種農家への育成派遣や令和8年度から担い手奨励金の増額、年齢要件の拡充を図りたいと考えております。また持続的に農業を営んでいけるよう近年の異常とも思える気象変動やこれらに伴う病虫害等にも負けない農畜産物の安定的な収量を生産、確保することに加え、スナップエンドウや潮トマト等に続く新たな振興作物への取組、また自然環境の保全のための環境を活かした特徴ある栽培法が重要と考えております。

2点目の第2期農業振興ビジョンの現時点での進捗状況でございますが、重点目標として1、担い手確保、育成と定着、2、労働力問題と生産性向上対策、3、地域ブランド、農的関係人口の創出を掲げ、これまでせたな町農業担い手受入協議会との連携強化、ICT機器等の導入による省力化の推進、小中学校でのせたな産給食の日やせたな産輸出米の拡大など取り組んでおります。これらも含めた施策の取組内容を検証し中間期の5年後にあたる令和9年度に見直しを予定しております。

次に策定時からの状況が変化している部分への対応でございますが、大きな変化としましてはコスト面の増加等も鑑みましてスマート農業機器の導入が進み、農作業の省力化、労働力不足の解消、生産性の向上が図られていると考えています。このことについては先ほど1点目の担い手や労働力不足の一助に繋がっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 吉田議員。

○9番（吉田 実君） それでは再質問させていただきます。①と②まとめたような内容で再質問させていただきます。私も新規就農者さらには担い手の確保の支援は当然必要だと思います。今、町は新規就農に一目を置いていますけど、私はそれ以上に地元にいる担い手支援も必要ではないかというふうに考えております。農業については新規就農が参入しづらい、例えば水田、野菜などが見受けられます。地域の活性化をさせるためには、特に若い担い手のパワーが不可欠でございます。どんどん農地は空いてくると予想してます。町長、担い手に町独自の支援策も今後必要になるのではないかと。例えば具体的に言いますと、農地集積、それをもって農地集約というように取り組んでいただければなおいい形ができるんじゃないか。そういうことをもとに若い担い手に生の声を聞いてニーズに合った接し方を求めてほしいということです。私はもうかる農業ということを常にテーマにしています。話は変わりますが、スマート農業のことも触れていただきましたが、今年で支援事業も最終年度ということで私の家でも利用させていただきました。大変助かっております。またさらに次の何らかの支援策を取り入れてくれればという情報の発信を待っています。さらにそして地方農産物のことなんですけども、学校給食の参入をしていただいて大変良いことだと思ってます。どんどん日数なり物量を増やしながらさらに進んでいただきたいと。そして今やっけていただけてます体験実習、どんどん子供たちに作物がどのように育っているかなど見学または食育を進めてほしいということで再質問を終わります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。新規就農に限らず後継者、また現在の担い手に対する施策は考えていかなければならない、そのように考えております。後継者については、今後きちんと後継をしていただける環境を整えたい。それで担い手奨励金の拡充も提案させていただいてる次第でございます。また既存の担い手、彼らがいてこそそのせたな町農業と考えております。皆さんと考えながら新しい施策、現在の事業に続くもの、これを進めていきたい。今吉田議員がおっしゃられましたとおり耕種のほうは新規のほうはちょっと途絶えておりますが、これにつきましては地域おこし協力隊の活用をしまして新規就農のしやすい環境を作っていく。また担い手の支援としましては、現在、水田、畑作のほうは進んでおりますが、潮トマト、スナップエンドウも含めましての施設園芸、ここにも私はせたな町の農業の活路はあると考えております。そういった施設園芸も含めまして進めてまいりたい、そのように考えております。給食の地産地消、これは内的循環ということで私は進めていくところでございますが、それが地域の農業の活性化、先ほどの施設園芸の推進にも繋がると考えております。そういった動きと、給食は午前中も申し上げましたとおり食育を担う大事な教育素材、そういうこともございますので

体験事業等につきましても教育委員会、学校と協力しながら推進を図っていききたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で9番、吉田実議員の一般質問を終わります。

続いて11番、菅原義幸議員の一般質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは河原町長の町長選挙出馬の動機についてお尋ねをいたします。

①1月28日開催の議長、総務厚生常任委員長、政策調査特別委員会正副委員長との協議の場で町長は、町長になりたいと言って出たわけじゃないと発言したとする情報がLINEVROOMで公開されております。事実なのか伺いたいと思います。

②さらにじゃあなぜ町長選挙にでたのかと聞かれて町長は、推されたから出たと応じたそうではありますが本当でしょうか。

③公式の場ではないとしても、これらの発言が事実だとすれば町長としての資質にかかわる問題ではないかと思います。いかがでしょうか。

④発言の取り消しと反省を求める次第であります。

以上です。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の1問目の4点の質問について合わせてお答えいたします。

ご質問のとおり議長室で行われた内部協議の場での発言であったと思いますが、当時の話のやりとりの中で私の思いと違ったとらえ方をされたと思っております。私としては、町長を目指す決意したときに、自分1人の力では到底挑戦することは無理なことであり、町民の皆様の後押し、応援や支援があったからこそその思いで話したつもりでございます。このことについて誤解を生じさせたとしましたら申し訳なく思っております。いずれにしても町民の皆様、議会の皆様とともに、このせたな町のまちづくりを進めていくという決意は変わらないことを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 以上で菅原議員の1問目の質問を終わります。

続いて2問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 2問目の質問に入ります。その前に一言だけ申し上げておきたいと思います。ただいまの町長答弁は全く納得がいきません。ただし再質問、再々質問には今定例会は入らないことといたします。理由は3月18日午前10時に予定されております政治倫理協議会の開催を確実なものとするために再質問、再々質問は行いません。6月定例会で続行する質問を行いたいと思います。

以上であります。

それでは第2問に入ります。自主性、主体性を持った町政運営についてお尋ねをいたします。

①12月議会で前町長時代の5件の未解決事案について河原町長の所見を伺いましたが、前町長とほぼ同じ答弁であったというふうに判断をいたします。前町長に気兼ねしなければならない理由でもあるのか、率直にお尋ねをしたいと思います。

②前町長陣営とのしがらみがあるのであればきっぱりと精算し、自主性、主体性を持った責任のある町政運営を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の2問目の質問にお答えいたします。

1点目の質問にお答えいたします。12月定例会の一般質問の答弁ですが、私の考えを述べさせていただいたものがございますのでご理解願います。また前町長に気兼ねしなければならない理由でもあるのかという質問ですが、私としてはそのようなことはございません。

2点目の質問にお答えいたします。前町長陣営とのしがらみがあるのであればきっぱりと精算すべきとのことでございますが、そのようなしがらみは持っておりません。私としては所信表明でも申し上げたとおり、議員の皆様、町民の皆様、職員と一体となり未来に続くまちづくりを目指し、自主性、主体性を持った行政運営を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 簡単に再質問しておきます。全く納得がいきませんこれも。これらにつきましては政策調査特別委員会がおそらく新年度に入ってからになるだろうと思いますが、この5案件につきましては徹底的に質問させていただきます。高橋町長時代の答弁と瓜二つではありませんか。そっくりそのまま継続したものであって全く新町長らしさというのは伺えません。これは町政運営の基本に関わる問題でありますから、ご自身の自主性、主体性で判断していただくような町政展開をしていただきませんと前の町長と全く変わらないということになりますので、嚴重に考え方を改めるように再質問をしておきます。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） ご意見承りました。あと私としては、私の頭、また行政の中で考えた結論というふうに考えておりますので、そういう考えで行っているということでございます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の2問目の一般質問を終わります。

続いて3問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今の問題は政策調査特別委員会でじっくりやりますから。

3番目の質問に入ります。町財政の現状認識と財政危機の打開についてお尋ねをいたします。

①箱物行政などにより町財政が悪化しておりますが、せとな町財政計画では財政調整基金は令

和10年度以降枯渇する推計であり、町の予算編成が困難になるとされております。財政危機の打開策を伺います。

②前町長にも提起したが、財政非常事態宣言等の警鐘を発信する必要があると考えますがいかがでしょうか。

③打開策として、外部委託の見直しなど町民福祉の後退を招かない予算の削減を検討すべきですが、いかがですか。

④ふるさと納税の確保策として町長は、トラウトサーモン養殖事業の全町展開と地域おこし協力隊の運用を上げておりますが、実現性はあるのか伺います。町長肝いりのせたなブランドの創出はどのように進めるのか具体的な内容を伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の3問目の1点目の質問と関連がありますので3点目の質問を併せてお答えします。近年の予算編成については、財源不足を補うため財政調整基金や特定目的基金を取り崩して何とかやりくりをしている状況であり、今後このような状況が続けば2月に見直しをした財政計画の推計どおり令和10年度で基金が枯渇し、11年度以降の予算編成が困難となります。このような状況を打開するには、公共施設の統廃合、行政組織や事務事業、補助金等の見直しによる歳出の削減とふるさと納税、企業版ふるさと納税の寄付額増加や各種使用料の見直しによる歳入の増加を合わせて行っていかななくてはならないと考えております。そういう中で外部委託についても委託内容を精査し検討していきたいと考えております。

2点目にお答えします。現時点では非常事態宣言につきましては考えておりません。

4点目ですが、ふるさと納税の確保策の実現に向けてトラウトサーモンをはじめとする育てる漁業の振興への取り組みや現在活動中の地域おこし協力隊員の中でも、特産品の開発に取り組んでいる協力隊員もいらっしゃることから新たな地元産品の創出が期待されております。こうした取り組みの実現に向けて関係機関や生産者と協議を行い、さらには地域おこし協力隊員の定着に向けてのサポートをしっかりと行うことでふるさと納税の確保に繋がるよう努めていきたいと考えております。

次にせたなブランドの創出には、当町で獲れる数多くの農水産物単体や、それらを活用した食品加工物の製造や販路拡大に加え新たな特産品の開発等も必要であります。そのためには関係機関や生産者、地域おこし協力隊員等と横断的な検討、協議を行い先に述べた取組も含めこれまでの特産品の磨き上げも進めながらせたなブランドの創出、活性化に向け段階的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の3問目の一般質問を終わります。

続いて4問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 次に公平な行政の推進について町長にお尋ねいたします。町政は公平

に進めるべきであります、次の3点についてお尋ねをいたします。

①トラウトサーモン養殖事業とイカ、ウニ、ホタテ、サケ、エビ、ニシン等への公平な支援策、
②社会福祉法人雄心会と社会福祉法人大成慈恵会への公平な支援策、③温泉ホテル北檜山とあわび山荘への公平な支援策これを町長に求めたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の4問目のご質問にお答えします。

1点目のトラウトサーモン養殖事業とイカ、ウニ、ホタテ、サケ、エビ、ニシン等への公平な支援についてでございますが、この度のトラウトサーモン養殖事業への支援は次の3点に基づき対応させていただいたところであります。1つ目は、この度の幼魚の全滅については八雲町熊石を含め檜山管内どの養殖事業を実施している地域でも予測ができなかった事故であること。2つ目は北海道ではトラウトサーモン養殖に対する共済保険が無く、加入し事故や災害に対し対策することができなかったこと。3つ目に今後せきた町内の漁港で養殖事業を実施する場合のモデル事業の一つと認識しており継続して実施していただきたいと考えていること。またひやま漁業協同組合からも、この度の事故に対し支援の要望があったことから町として支援することといたしました。イカ、サケ、ニシン等の回遊資源の漁業、ウニ、エビ等の根付け資源の漁業、ホタテの養殖漁業につきましては、海水温の上昇など海洋環境の変化により漁獲高が減少しており水産業の水揚げの推移に対しましては危機感を感じているところであります。しかし公平な支援ということでは、トラウトサーモン養殖事業で起こった事故は避けようのないものであり、漁獲が減少してきている魚種の漁業とは別のものであると考えております。漁獲が減少している魚種の対応策につきましては、今後も水揚げの推移に注視し国や道などの関係機関や漁協、漁業者と協議しつつ、漁獲対策や育てる漁業のような新たな収入源の確保を共に検討していきたいと考えております。

2点目の社会福祉法人への公平な支援についてですが、社会福祉法第58条第1項の規定やせきた町社会福祉法人の助成に関する条例などにより公平に支援をしているところでありますが、過去に社会福祉法人雄心会がせきた雅荘を再開するにあたり、安定運営を担保するため令和4年から8年度までの5年間の債務負担により1億2,500万円の交付としているところでございます。今後におきましても各社会福祉法人等の状況を踏まえながら内容に応じて適切な対応と支援に努めてまいります。

3点目でございますが、公平な支援ということで主に施設の維持管理の部分かと思いますが、温泉ホテルきたひやまについては、温浴施設及び宿泊施設の全体を指定管理しておりますことから施設に係る修繕等については、町または指定管理者が協定に基づき対応しております。一方、旧あわび山荘については、温浴施設のみ指定管理しておりますことから温浴施設に係る修繕等について温泉ホテルきたひやま同様、町または指定管理者が協定に基づき対応しております。旧あわび山荘宿泊棟については現状のまま無償貸与しており、温浴施設の指定管理者が宿泊施設として運営しておりますが、無償貸与契約に基づき貸付物件の維持管理に係る費用は借受人が自己の

責任において負担し、大規模な修繕等については双方協議して費用負担を取り決めるとなっております。2つの施設については、性質が異なりますが、協定又は契約に沿いそれぞれ公平に支援等を行っておりますので今後も同様に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の4問目の一般質問を終わります。

ただいまより2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

11番、菅原義幸議員の5問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは医師確保について町長にお尋ねいたします。

①国保病院の医師は現状3名ですが、最低医師確保は5名で目標6名とするという議会特別委員会の中間報告を堅持すべきではありませんか。お尋ねをいたします。

②町政執行方針では、私自らも新たな医師確保に向け努力してまいりますとしておりますが、これまでの取組実績を伺いたいと思います。

③昨年12月4日、5日の医療機関挨拶回りに町長が行かなかった理由は何かお尋ねをいたします。

④については、先ほどご答弁伺っておりますからこれは割愛します。重ねていません。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の5問目のご質問にお答えいたします。

まず、はじめに1点目の医師確保について、最低5名で目標を6名とする議会特別委員会中間報告を堅持すべきではないかとのご質問ですが、病院長からもご意見を伺いました。診療所を含めた現状の診療枠と患者数で考えますと、常勤医師3名の体制に出張医師を増員している現在の体制で対応が可能であり、常勤医師を目標の6名にした際には経営面で負担が大きいのではないかとのご意見でございました。しかしながら私としては常勤医師の負担軽減も考える必要がありますので、さらに常勤医師1名を確保すべく取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のこれまでの取り組みについてでございますが、IMSグループ板橋メディカルシステム中村理事長との懇談やTMG戸田中央メディカルケアグループ、AMG上尾中央医科グループへの訪問のほか、北海道大学病院をはじめとする札幌、函館方面の医療機関への訪問や北海道地域医療振興財団へ医師紹介の要請などをしてきております。

3点目の昨年12月の医療機関等への挨拶回りについてでございます。当初は私が訪問する予

定を組んでおりましたが、当町で人工透析など地域医療を展開しております道南ロイヤル病院が所属するIMSグループの中村理事長の来町を急遽知りまして、今後の医療連携について懇談する時間をいただけたことから医療機関等へは副町長が訪問することとし、私としては1月に改めて北海道大学病院など札幌の関係先を訪問させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の5問目の一般質問を終わります。

続いて菅原義幸議員の6問目の一般質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは瀬棚、大成両支所の機能と職員体制の維持について町長にお尋ねをいたします。

①3町の対等合併とバランスのあるまちづくりが合併当初の謳い文句でありました。この視点に基づく過去20年間の評価について町長の見解を伺います。

②瀬棚、大成両支所の機能と職員体制の維持について今後の方針を伺います。

③地域協議会の位置づけと機能をどのように考えておられますか、伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の6問目の1点目の質問にお答えいたします。3町合併から20年、合併後の財政健全化からはじまり、合併による旧町の基本枠組みの変更や町民サービスの統一化、平準化に加え多くの課題を抱えた中において、各区のインフラ整備、支所や消防などを含めた公共施設の長寿命化など、持続可能なバランスをとった施策の推進に取り組んできたものと考えております。その中において施策の推進においては、子育て支援の推進や教育環境の整備、福祉施策の推進、産業振興等による地域経済の活性化など多岐にわたる分野で一定の成果を積み重ねてきたものと思っております。しかしながら急速な少子高齢化の進展や予想を上回る人口減少などの負の面や町民ニーズの多様化など、さらに取り組んで行かなければならない課題も多岐にわたります。今まで推進してきた施策の検証を進め今後の行政運営の推進に向け取り組んで行かなければならないと考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。町では行政のスリム化や効率化を図るため随時、組織、機構の見直しを行い、従来、支所で対応していた業務について本庁で対応できるものについては本庁へ集約し行政運営の効率化を図ってまいりました。組織機構については、効率的、効果的な事務処理ができ、かつ町民サービスの低下を招かぬよう基本的な体制を維持していくことが重要であります。支所においても各区のサービスの低下を招かぬよう基本的な体制整備が原則であります。将来的な職員数の減少や本庁、支所の業務量などを考慮した中において、合理的な組織体制について進めていかなければならないと考えております。

3点目のご質問にお答えします。地域協議会は、地域住民や関係機関からの推薦により委員が構成され、地域の課題やニーズを共有し解決策等を協議する場として、当町においては合併特例区解散後、平成22年4月に地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における町民と町の行

政との協働の推進を図ることを目的に地域自治区を3区に設置し、それぞれ地域協議会を置いております。地域協議会の機能はいくつかありますが、その中でも大きな役割は町の重要施策であって、地域自治区の区域に係るものの決定や変更などにおいては、あらかじめ地域協議会の意見を聴くこととなっており、地域の多様な構成員が参加することによって地域独自の意見やアイデアを町政へ反映させることができるため、地域の活性化に向けた中心的な役割を果たす組織であると考えております。今後においても町政の情報共有をはじめ、意見調整の場や施策提案の場であると考えておりますので、引き続き地域協議会を活用しながら住民と協働による行政運営を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の6問目の一般質問を終わります。

続いて7問目の一般質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは7問目の質問を行います。せたな町非核平和の町宣言の推進策についてお尋ねをいたします。

①せたな町非核平和の町宣言に対する町長の所見を伺います。

②宣言の趣旨に沿ったまちづくりに取り組む必要があると考えますが具体策を伺います。

③2017年7月採択、2021年1月発行の核兵器禁止条約について町長の所見を伺います。

④核兵器に関する高市内閣の動向とロシアのウクライナ侵略やアメリカのベネゼイラ、イラン攻撃について、非核平和のまち宣言の精神に照らして町長はどう思うか所見を伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の7問目の質問にお答えします。

非核平和の町宣言の冒頭にありますよう、真の平和を実現することは人類共通の願望であるとの宣言のとおり私も同様の思いであります。持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則の堅持、自由で平和な社会と世界の恒久平和が達成されることを町民とともに願っているところであります。

2点目ですが、藤谷議員の質疑にもお答えしましたが、町民への啓発活動として平和祈念パネル展などを実施し、核兵器の廃絶と平和の尊さの啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

3点目ですが、核兵器禁止条約は核兵器を非人道的な悪と位置付け、世界的な廃絶を目指すものであり、非核平和の町宣言をしている町の長としては賛同するものであります。

4点目ですが、現在の世界情勢は極めて緊迫した状況であります。1点目でお答えしたとおり、非核平和の町宣言の冒頭、真の平和を実現することは人類共通の願望であるとの思いであります。ロシアのウクライナ侵略により、世界的に燃油、資機材の高騰などが続いている現状、アメリカのベネゼイラ、イラン攻撃においてさらなるエネルギー価格の上昇などが懸念され、町の産

業や町民生活にも影響を及ぼすことから一刻も早い終息を願うばかりでございます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 最後に一言だけ申し上げておきます。1問から7問まで全て納得がいきません。具体的な展開は先ほど申し上げましたとおり6月議会で深く掘り下げたいと思います。したがって7問目につきましても再質問、再々質問は割愛をいたします。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（平澤 等君） 以上で本日の議事は終了しましたので会議を閉じます。

予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦勞様でした。

散会 午後2時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年5月22日

議 長 平 澤 等

署名議員 大 湯 圓 郷

署名議員 菅 原 義 幸

令和8年第1回せたな町議会定例会 第3号

令和8年3月19日（木曜日）

○議事日程（第6号）

- 1 諸般の報告
- 2 予算審査特別委員会報告
- 3 議案第19号 せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第21号 せたな町合併処理浄化槽設置補助に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第22号 せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第24号 指定管理者の指定について（温泉ホテルきたひやま）
- 7 議案第25号 指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
- 8 議案第26号 指定管理者の指定について（せたな青少年旅行村）
- 9 議案第27号 指定管理者の指定について（せたな町貝取澗公営温泉浴場）
- 10 議案第28号 建物の無償貸付について（旧国民宿舎あわび山荘宿舎棟）
- 11 議案第1号 令和8年度せたな町一般会計予算
- 12 議案第2号 令和8年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 13 議案第3号 令和8年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 14 議案第4号 令和8年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 15 議案第5号 令和8年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 16 議案第6号 令和8年度せたな町簡易水道事業会計予算
- 17 議案第7号 令和8年度せたな町下水道事業会計予算
- 18 議案第8号 令和8年度せたな町病院事業会計予算
- 19 意見書案1号 非核三原則の堅持を求める意見書
- 20 意見書案2号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書
- 21 意見書案3号 高額療養費月額上限引き上げ撤回を求める意見書
- 22 意見書案4号 イランへの先制攻撃の中止と日本政府の積極的な行動を求める意見書
- 23 発議第1号 議員の派遣について
- 24 発議第2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について
- 25 議案第29号 令和7年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○出席議員（12名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 2番 榊 田 道 廣 君 | 3番 藤 谷 容 子 君 |
| 4番 福 嶋 豊 君 | 5番 横 山 一 康 君 |

6 番	本 多	浩 君	7 番	橋 本	一 夫 君
8 番	熊 野	主 税 君	9 番	吉 田	実 君
10 番	大 湯	圓 郷 君	11 番	菅 原	義 幸 君
12 番	平 澤	等 君			

○欠席議員（1名）

1 番 石 原 広 務 君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	河 原	泰 平	君
教育委員会	教育長	小 板 橋	司	君
農業委員会	会長	原 田	喜 博	君
選挙管理委員会	委員長	大 坪	観 誠	君
代表監査委員	残 間		正	君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	中 川	讓 君
総 務 課 長	高 橋	純 君
まちづくり推進課長	吉 田	有 哉 君
財 政 課 長	佐 藤	英 美 君
税 務 課 長	佐々木	正 人 君
町 民 課 長	濱 口	喜 秋 君
福 祉 課 長	阪 井	世 紀 君
健 康 推 進 課 長	長 内	京 君
農 林 水 産 課 長	小 林	和 仁 君
建 設 水 道 課 長	平 田	大 輔 君
会 計 管 理 者	杉 村	彰 君
国保病院事務局長	手 塚	清 人 君
認定こども園長	本 田	和 矢 君
総 務 課 長 補 佐	尾 野	裕 也 君
まちづくり推進課長補佐	奥 村	大 樹 君
財 政 課 長 補 佐	中 山	康 春 君
税 務 課 長 補 佐	長 内	解 人 君
町 民 課 長 補 佐	黒 澤	美 知 子 君

福 祉 課 長 補 佐	古	守	亜	珠	君
福 祉 課 長 補 佐	栗	谷	一	樹	君
福 祉 課 長 補 佐	水	野	万 寿	夫	君
地域包括支援センター所長	今	川	勇	吾	君
健康推進課長補佐	垣	本	利	子	君
農林水産課長補佐	井	村	裕	行	君
農林水産課長補佐	伊	藤	哲	史	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼	平	君
国保病院事務局次長	竹	内	亜 希	子	君
まちづくり推進課主幹	稲	船	洋	志	君
町 民 課 主 幹	三	浦	三 津	枝	君
地域包括支援センター副所長	大 久	保	麻	未	君
農林水産課主幹	斉	藤		真	君
農林水産課主幹	撫	養	和	伯	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	吉	田	一	也	君
建設水道課主幹	岡	島	讓	二	君
建設水道課主幹	村	井	貴	大	君
出 納 室 主 幹	小	林	朱	央	君
国保病院事務局主幹	山	川	彩	子	君
国保病院事務局主幹	大	庭		啓	君
総 務 係 長	竹	内	佑	輔	君
地 域 生 活 係 長	栗	城	惇	史	君
情 報 管 理 係 長	又	村		智	君
広 報 統 計 係 長	西	田	幸	恵	君
商工労働観光係長	山	崎	英	人	君
財 政 係 長	高	森	直	也	君
障 が い 福 祉 係 長	平	田	慎 太	郎	君
包 括 支 援 係 長	山	崎	記 代	子	君
地 域 支 援 係 長	田	畑	貴	子	君
健康推進係長	干	場	美 沙	代	君
子ども子育て支援係長	清	水	美 千	子	君
下 水 道 係 長	小	川	寛	雄	君

《瀬棚支所》

支 所 長	濱	登	幸	恵	君
養護老人ホーム三杉荘所長	近	藤	智	博	君

次 長 山 本 亨 君
《大成支所》

支 所 長 浜 高 正 明 君
次 長 高 橋 真 一 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 古 畑 英 規 君
次 長 齊 藤 哲 章 君
次 長 尾 野 真 也 君
主 幹 藤 谷 希 君
給食センター学校給食係長 伏 見 尚 志 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 西 田 良 子 君
係 長 松 林 功 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 高 橋 純 君
書 記 次 長 尾 野 裕 也 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 上 野 朋 広 君
次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 上 野 朋 広 君
次 長 松 原 孝 樹 君
主 事 神 野 翔 亜 君

再開 午後１時３０分

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんこんにちは。

石原議員より欠席の届け出があります。

ただ今の出席議員は１１名で定足数に達していますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第１ 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第１、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第２ 予算審査特別委員会報告

○議長（平澤 等君） 日程第２、予算審査特別委員会に付託した議案第１号から第８号までと議案第１９号、議案第２１号、議案第２２号及び議案第２４号から第２８号までの予算審査特別委員会における審査につきまして特別委員会委員長の報告を求めます。

梶田委員長。

○２番（梶田道廣君） ただいまの件につきまして、本議会定例会中３月２日当予算審査特別委員会に付託された令和８年度各会計予算議案第１号から議案第８号までと予算関連一般議案、議案第１９号、議案第２１号、議案第２２号及び議案第２４号から議案第２８号までの計１６議案について予算審査特別委員会の審査結果をご報告申し上げます。当特別委員会は３月１２日から１６日にわたり委員会を再開し、各会計歳入歳出予算書及び付属書類について説明を受け、質疑を行い慎重かつ精力的に審査した経過においてすべて原案可決と決定いたしました。しかし議案第２２号せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例におきましては、修正動議が提出され採決により否決となりましたことも併せて報告いたします。

議長に進言いたします。当特別委員会は議長を除く１１名で構成されており、審議は十分に尽くされておりますので全１６議案とも質疑を省略し、討論、採決に入られることを進言してせたな町議会予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（平澤 等君） ただいまの予算審査特別委員会委員長報告は１６議案すべて原案可決と決したとするものです。また特別委員会は議長を除く１１名で構成され審査は十分尽くされているので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいとの進言がありましたので、委員長進言どおり取り進めてまいります。

◎日程第３ 議案第１９号

○議長（平澤 等君） 日程第３、議案第１９号せたな町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決でございます。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第４ 議案第２１号

○議長（平澤 等君） 日程第４、議案第２１号せたな町合併処理浄化槽設置補助に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第５ 議案第２２号

○議長（平澤 等君） 日程第５、議案第２２号せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決でございます。

これより討論を許します。反対討論を許します。

横山議員。

○５番（横山一康君） 議案第２２号せたな町産業担い手育成条例の一部を改正する条例についての反対討論をいたします。反対する理由を述べさせていただきます。同条例の農林水産業者及び商工業者の新たな担い手への支援拡充には理解はいたしますが、一括で２００万円を交付することは財政上の様々な影響が懸念されます。一つは、その財源となっている担い手育成基金の急激な減少を招くおそれがあることです。予算審査において町の財政状況が急激に悪化していることが既に明らかになっております。このタイミングで支援を機械的に拡充することは制度の持続

性の観点から危険なことであります。また基金の積み増し策について町長は、ふるさと納税その他税収の増で積みますと総務厚生常任委員会で答弁されておりますが、その根拠、具体性、客観性に乏しいと言えます。さらに現行条例を管内他町と比較してみると決して見劣りするものではなく、むしろ他町より充実している実態があります。産業担い手支援の拡充については財政とのバランスをとった制度設計を強く望みます。以上の理由から、本条例の改正には反対いたします。

以上です。

○議長（平澤 等君） 次に賛成討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 賛成討論を終わります。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより議案第２２号について起立により採決をいたします。

委員長報告は原案可決とするものです。

お諮りいたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（起立する者あり）

○議長（平澤 等君） 賛成、反対が同数でございます。地方自治法第１１６条第１項の規定により議長が本案に対し採決をいたします。

議案第２２号につきましては、議長は可と採決いたします。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第６ 議案第２４号

○議長（平澤 等君） 日程第６、議案第２４号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決でございます。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 7 議案第 25 号

○議長（平澤 等君） 日程第 7、議案第 25 号指定管理者の指定についてを議題といたします。
本案に対する委員会報告は原案可決でございます。
これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 8 議案第 26 号

○議長（平澤 等君） 日程第 8、議案第 26 号指定管理者の指定についてを議題といたします。
本案に対する委員会報告は原案可決であります。
これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 9 議案第 27 号

○議長（平澤 等君） 日程第 9、議案第 27 号指定管理者の指定についてを議題といたします。
本案に対する委員会報告は原案可決であります。
これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 10 議案第 28 号

○議長（平澤 等君） 日程第 10、議案第 28 号建物の無償貸付けについてを議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 11 議案第 1 号

○議長（平澤 等君） 日程第 11、議案第 1 号令和 8 年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。反対討論を許します。

菅原議員。

○11 番（菅原義幸君） 令和 8 年度せたな町一般会計予算に反対いたします。私は過去 6 年間にわたり高橋町政の予算に対し明確な理由を述べて反対してまいりました。町民生活優先、町財政健全化、公正、公平、不正のない町政の実現を願う立場から到底賛成できなかったからであります。河原町政になってから半年が経とうとしていますが、この間、町長との個別協議、特別委員会を含む委員会審査、2 回にわたる定例会での一般質問などを踏まえて新年度予算を総合的に判断したときに若干の改善点はあるものの、情報公開の扱いを含め高橋町政との本質的な差異が見当たりませんでした。このことが本予算に反対する最大の理由であります。なお新年度開催の政策調査特別委員会において、町民生活の向上と町政の民主化に関わる政策的議論を行うことを申し上げ反対討論といたします。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 次に賛成討論を許します。

藤谷議員。

○3 番（藤谷容子君） 令和 8 年度一般会計予算に賛成の討論を行います。円安、物価高騰が続

き町民の暮らし、各種産業が厳しい状況に置かれています。北海道では、財政難を抱える市町村が増えています。当町も実質単年度赤字が続き、令和8年度の予算案でも94億1,971万円のうち各種基金からの繰入れは12億8,554万円です。このままでは2年後に財政調整基金が枯渇するという状況です。予算委員会では、財政が非常事態であるという危機感を持って取り組んでいく必要があること。一つ一つの事業に対して振り返り総括が必要であること。町民の代表が参加している委員会等でしっかり意見を聞いて、町長が目指す対話と協調のまちづくりを進めてほしいということ。河原カラーをもっと出していくべきとの意見も出され、それはそのとおりだと考えます。私はこれからが大事だと思います。本予算案では児童公園遊具整備事業、図書館施設のエアコン設置、町道空洞化調査事業などの新規事業があり、産業活性化補助金事業、住宅リフォーム等助成事業などは継続、福祉灯油は80リットルから100リットルに増えました。地域公共交通も効率的かつ利便性を高める計画が進んでいます。町の財政は町だけで成り立つものではありません。町として国や道への要請も行い、持続可能なまちづくりをしていくことを期待して賛成討論といたします。

○議長（平澤 等君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより議案第1号について起立により採決いたします。

委員長報告は原案可決とするものです。

お諮りいたします。

委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（平澤 等君） 起立多数、お座りください。

よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第2号

○議長（平澤 等君） 日程第12、議案第2号令和8年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第3号

○議長（平澤 等君） 日程第13、議案第3号令和8年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決でございます。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第4号

○議長（平澤 等君） 日程第14、議案第4号令和8年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第5号

○議長（平澤 等君） 日程第15、議案第5号令和8年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１６ 議案第６号

○議長（平澤 等君） 日程第１６、議案第６号令和８年度せたな町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１７ 議案第７号

○議長（平澤 等君） 日程第１７、議案第７号令和８年度せたな町公共下水道事業会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１８ 議案第８号

○議長（平澤 等君） 日程第１８、議案第８号令和８年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。

本案に対する委員会報告は原案可決であります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について委員会報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１９ 意見書案第１号

○議長（平澤 等君） 日程第１９、意見書案第１号非核三原則の堅持を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

○３番（藤谷容子君） 意見書案第１号、非核三原則の堅持を求める意見書を提案させていただきます。１９６７年に佐藤栄作首相が国会で持たず、作らず、持ち込ませずの非核３原則を表明し、１９７１年には衆議院で非核三原則を堅持する国会決議が採択され、その後も度重なる国会決議によって非核三原則は国是として半世紀以上にわたり堅持されてきています。そうしたもとで安保三文書の改定に向けた議論の開始とともに、非核三原則の見直しを検討することは近隣諸国や国際社会に不信と緊張をもたらすことから、また被爆者の皆さんが自らの体験証言を通して核兵器を禁止する世界的な規範の成立に貢献してきたことから許されません。憲法の平和理念とともに非核三原則を堅持し、我が国が核廃絶の指導者として核兵器のない世界の実現のために一層の取り組みを行っていくことが必要です。よって政府においては非核三原則を国是として厳守することを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第２０ 意見書案第２号

○議長（平澤 等君） 日程第２０、意見書案第２号刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○１１番（菅原義幸君） 意見書案第２号刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提案理由を申し上げます。滋賀県で１９８４年酒店経営の女性が殺害されて金庫が奪われた日野町事件で無期懲役が確定し、服役中に病死した阪原弘さんの遺族が申し立てた第２次再審請求について２月２４日、最高裁は裁判のやり直しを認めた地裁と高裁の決定を支持し、検察の特別抗告を棄却し再審開始が確定しました。２０１２年の第２次再審請求により１８年７月に大津地裁が再審開始を決定すると大津地検は大阪高裁に即時抗告しましたが、大阪高裁は２３年３月、判決の事実認定と自白の根幹部分の信用性に合理的な疑いが生じたとしてこれを棄却しました。しかし大阪高検は翌３月に特別抗告を行ったため、このたびの最高裁で棄却されるまでに大津地裁の開始決定から約７年７カ月の歳月を費やすことになりました。冤罪は最大の人権侵害であり、再審は冤罪救済の最後の砦であります。現行の刑事訴訟法は再審手続きの規定が不十分であり、次のとおり法改正することを要望します。

一つ、捜査当局が無罪を示す証拠を隠す例が起きているが、記録、証拠品の保管、再審の証拠の全面開示を義務づけること。

二つ、検察の抗告が冤罪被害者の救済を遅らせており、再審開始決定後の検察の抗告は禁止すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出いたします。

全議員の皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第２１ 意見書案第３号

○議長（平澤 等君） 日程第２１、意見書案第３号高額療養費月額上限引上げ撤回を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○１１番（菅原義幸君） 意見書案第３号高額療養費月額上限引上げ撤回を求める意見書の提案理由を説明いたします。今国会で高額療養費制度を改定し月額上限の引上げを盛り込んだ予算案の審査が行われていますが、政府は本年８月と来年８月の２段階で所得に応じて７０歳未満では７から３８％を引き上げ、７０歳以上の外来特例では年収２００万から３７０万の人は現在の月額１万８，０００円が２万８，０００円と５５％もの負担増になります。前政権は、令和６年度末に負担上限を最大１．７倍も引き上げる案をまとめ、令和７年８月から実施することを計画しましたが、国民世論の反対で全面凍結に追い込まれました。１カ月に支払う医療費の自己負担額に上限を設ける高額療養費制度は、がんや難病など重篤な病気で長期にわたり治療を受けている患者にとっての命綱であります。上限額が引き上げられると受診抑制を余儀なくされ治療が続けられられなくなり命に直結する危険性があります。高市首相は昨年秋の総裁選では高額療養費の負担上限は引き上げるべきでないとしていましたが、その言明を守るべきです。せたな町議会は経済的事情の如何に関わらず誰もがが必要な医療を安心して受けることを可能とするために、公的医療保険の仕組みを根幹から突き崩す高額療養費制度の上限額引き上げについて、全面撤回することを政府に強く要求します。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

以上であります。

全ての議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第22 意見書案第4号

○議長(平澤 等君) 日程第22、意見書案第4号イランへの先制攻撃の中止と日本政府の積極的な行動を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番(菅原義幸君) 意見書案第4号イランへの先制攻撃の中止と日本政府の積極的な行動を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。トランプ米政権とイスラエルは2月28日イランに対する大規模な軍事攻撃を開始し、子どもを含む多数の民間人が死傷しました。昨年6月以来2度目となるイラン本土への攻撃は、武力行使の禁止、主権の尊重と領土保全を定めた国連憲章と国際法を蹂躪する先制攻撃であり断じて許されない行為です。イランの核兵器開発が許されないのは当然ですが、2月で3回目となる高官協議がスイスで開かれたばかりであり、3月2日の次回実務者会議が合意されていた矢先の一方的な攻撃は明らかな力による現状変更の試みに他ならず、ウクライナに侵攻するロシアや海洋進出を図る中国に正当化の口実を与える行為です。これまでイラン政府が行ってきた反体制デモへの武力弾圧は、国際人権法に反する許されない残虐行為ですが、トランプ米大統領のように国外から軍事介入し最高指導者の殺害やイラン国民に政権転覆を呼びかけることは民族自決権を否定する暴挙に他なりません。高市首相は米国やイスラエルを一言も批判していません。したがってせたな町議会は、米国とイスラエルによるイランへの先制攻撃を中止し交渉による解決に立ち戻るよう求めるとともに、日本政府に対しそのために積極的な行動を起こすことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条のより規定により提出する。

以上でございます。

全ての議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第２３ 発議第１号

○議長（平澤 等君） 日程第２３、発議第１号議員の派遣についてを議題といたします。

議案書に記載されている研修等に議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

議案書に記載されている研修会等への議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程第２４ 発議第２号

○議長（平澤 等君） 日程第２４、発議第２号を議題といたします。

三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付したとおり議会閉会中における所管事務継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の継続事務調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎日程第２５ 議案第２９号

○議長（平澤 等君） 日程第２５、議案第２９号令和７年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） それでは議案その４、１ページでございます。今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に２２１万８，０００円を追加し、補正後の予算総額を１億７，８３５万３，０００円とするものでございます。

その内容でございますが４ページでございます。歳出では２款１項１目共に後期高齢者医療広域連合納付金で、町が徴収した後期高齢者医療保険料の実額を後期高齢者広域連合へ納付する仕組みとなっておりますが、保険料収納額が調定額を上回る見込みであり、これに伴いまして１８節負担金補助金及び交付金の保険料等負担金に不足が生じることから補正をお願いするものでござ

ざいます。

またこれに伴う歳入ですが1款1項共に後期高齢者医療保険料、1目保険料、1節現年分保険料で、先ほど歳出で説明しました後期高齢者医療広域連合納付金の補正額と同額をもって収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 内容は提案理由の説明でご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（平澤 等君） 以上で、今定例会に附議されたすべての案件の審議は終了したので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（平澤 等君） これをもって令和8年第1回せたな町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年5月22日

議 長 平 澤 等

署 名 議 員 大 湯 圓 郷

署 名 議 員 菅 原 義 幸